

# バルトルスとサヴィニーと司馬遼太郎 〔後編〕

岡 徹

## 十五

1. Helmut G. Walterは、論文「都市とコンタートにおける水」(1992年)において説く<sup>(190)</sup>。

「イタリアを旅するあらゆる者は、普通の場合、南トスカーナ、ウンブリア、そしてラティウムの中中部イタリア都市が、山の突起や凝灰岩の高原のむき出しの状態によって呈示するきわめて印象的な景色を楽しむ。モンテプルチャーノ(Montepulciano)<sup>(191)</sup>、バニョレージョ(Bagnoregio)、オルヴィエート(Orvieto)<sup>(192)</sup>、オルテ(Orte)、トーディ(Todi)、アナーニ(Anagni)が問題であるかどうか：それらを高くは交通路の上にもちあげ、低くは河川の谷へと下り延びさせる絶壁によるこれらの古い諸都市の自然的堡壘はつねに感銘を与える。同様に、思索的な観察者には、そのような地勢の都市にとっては、住民の数が泉を深く掘ることによる水によって供給されうる数をこえている場合、住民への水の供給が問題となるにちがいないということもまたよく分かるのである。」

論文は、このように始まり(882頁)、第Ⅱ節に至る(888頁)。

「すでに同時代人において有名であった法律教師Bartolus von Sassoferrato(1314-1357)は、彼自身が報告するように、子供のとき*artes liberales*においてフランシスコ修道会のPetrus de Assisiによる教育を受け、14歳以前にPerugiaで法律学の勉強を始めた。……」から始まって、バルトルスがTyberiadisを執筆するに至る経過を説明したのち、Tyberiadisの意義(とくにDe Insula [=島について])に関する著者(Helmut G. Walter)の見解が展開され、また、Lübecker Stadtbibliothekの手写本の写真が掲載される(890頁)などしている<sup>(193)</sup>。

2. 『空海の風景』において司馬遼太郎は語る<sup>(194)</sup>。

「空海は逸勢とともに、洛陽の町を散歩したかと思える。

……………

付近は低い山にかこまれて小盆地をなす。このため町の防衛もわるくなく、さらには流れが多く、市中を洛水が流れ、西方に澗水<sup>かんすい</sup>が流れ、東方にさらに河をめぐらしている。これらの川を通じて四方の物資が運ばれるという条件は、国都として他に類をみないほどの立地条件のよさといっている。

……………

「長安の食は、洛陽がまかなっているのだ」

とあるいは空海はいったかもしれない。空海は強烈なほどに思弁的な人間ではあったが、同時に、同一人物の中にそれが同居しているとは思えぬほどに経済にあかるく、人間の営みのエネルギーがそこにあることを学ぶことなしに知っていた。このことは讃岐で大農場を経営する土豪の子であるということが多少その感覚の援けになっているかもしれないが、やはり天成の才であったにちがいがなく、この才能はのちの空海の事業を大いにたすけることになる。」<sup>(195)</sup>

## 十六

バルトルスのTyberiadis [=ティベリス圏]の続きⅢ。

Tyberiadisが3部からなる(1. De Fluminibus 2. De Insula 3. De Alueo)ことは前述した<sup>(196)</sup>が、今回は第2部の「島について(De Insula<sup>(197)</sup>)」を説明する<sup>(198)</sup>。

「島について(De Insula)」は、原著に、命題が39個ある(J. 11個, K. 8個, L. 3個, M. 2個, N. 11個, O. 4個)。図が17枚(XXIII~XXXIX)ある。1. イ. ガーイウス『法学提要』<sup>(199)</sup>(Gaius, Institutiones. 紀元後161年頃に書かれた)に、河川のまん中の島<sup>(200)</sup>についての説明がある(一部前述した<sup>(201)</sup>)。

きわめて簡単にいえば、何らかの理由で川の中に島ができたとする、その島の所有権者は誰であるか、という法律問題である<sup>(202)</sup>。

Gai. 2-72. 「若し河川の中央に於て島嶼を現出したるときは左右沿岸地の所有者の共有物となる、若

し中央に非ざるときは最も接近せる方面の沿岸地の所有者の所有物となる。<sup>(203)</sup>」(At si in medio flumine insula nata sit, haec eorum omnium communis est qui ab utraque parte fluminis prope ripam praedia possident. si uero non sit in medio flumine, ad eos pertinent qui ab ea parte quae proxima est iuxta ripam praedia habent.<sup>(204)</sup>)

このGai. 2-72とならんで、島について論じるときによく引用される3条文がある。ユースティニアヌスの法典のD. 41. 1. 7. 3-4およびI. 2. 1. 22である<sup>(205)</sup>。

ロ. D. 41. 1. 7. 3<sup>(206)</sup>について。これの出典はGaius libro secundo rerum cottidianarumである<sup>(207)</sup>。

「海に生じる(これはまれにおこる)島<sup>(208)</sup>は先占者(occupantes)のものとなる。なぜなら、それは誰のものでもない信じられるからである。河川に生じた(これはしばしばおこる)島は、もしそれが河川の真ん中にある<sup>(209)</sup>ならば、河川の両方から河岸に沿って土地を占有する者たちの共有である。それは、かれらの土地の広さに、河岸に沿った広さに、応じてである。ところでもし[生じた島が]どちらか一方[の河岸]に、より近い(proximior)ならば、河岸に沿って占有する土地のその部分に応じてである。」(Insula quae in mari nascitur (quod raro accidit) occupantis fit: nullius enim esse creditur. in flumine nata (quod frequenter accidit), si quidem mediam partem fluminis tenet, communis est eorum, qui ab utraque parte fluminis prope ripam praedia possident, pro modo latitudinis cuiusque

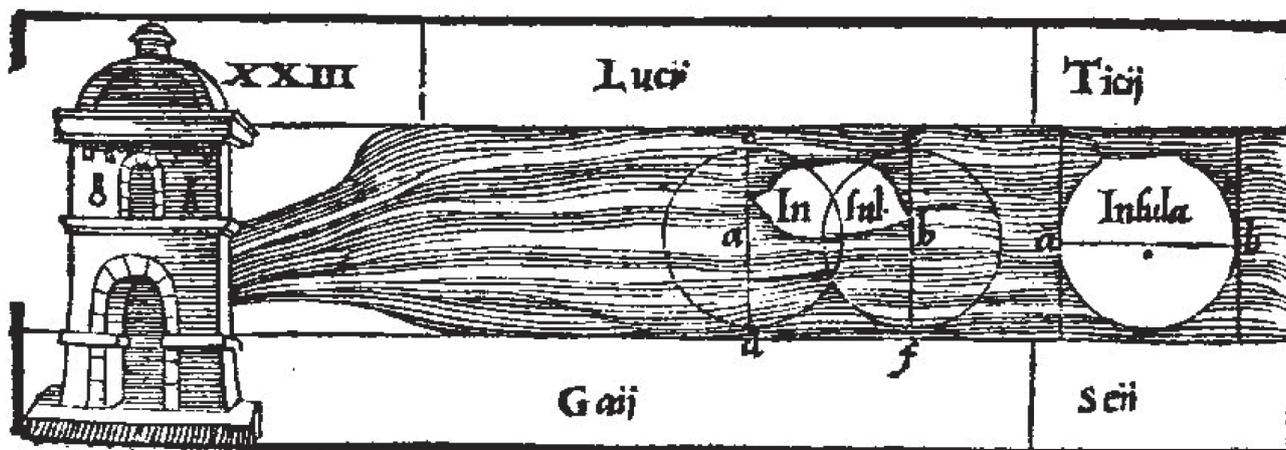
praedii, quae latitudo prope ripam sit: quod si alteri parti proximior sit, eorum est tantum, qui ab ea parte prope ripam praedia possident.<sup>(210)</sup>)

ハ. D. 41. 1. 7. 4. 出典はロと同じGaiusである。英訳<sup>(211)</sup>を引用してみよう: Now if a river should burst one bank and partly begin to flow in another channel and then this new stream return to the old channel, the land converted into an island by the two streams naturally remains the property of its former owner. (Quod si uno latere<sup>(212)</sup> perruperit flumen et alia parte nouo riuo fluere coeperit, deinde infra nouus iste riuus in ueterem se conuerit, ager, qui a duobus riuus comprehensus in formam insulae redactus est, eius est scilicet, cuius et fuit.)

ニ. I. 2. 1. 22について。

「稀有の事実なるも海中に新島の湧出することあり此等は先占者の所有に屬す、何となれば其島は何人の所有にも屬せざるものと見做せばなり。然れども島嶼が河中に發生するは屢々見る所なり、若し其島嶼が河の中央に位するときは沿岸地の長さに応じて兩岸の土地の所有者の共有となり一方の河岸に接近するときは接近せる土地の所有者の所有となる。若し又河流が或地點に於て新に二流に分れ下流に於て合一し何人かの土地を島形に變じたる時は其土地は仍従前の所有者に屬す。<sup>(213)</sup>」(末松謙澄『ユスチニアヌス帝欽定羅馬法學提要』<sup>(214)</sup>102頁)

2. 図XXIIIを見てみよう<sup>(215)</sup>。島について論じる基本図である<sup>(216)</sup>。



島が二個ある。なぜか。

Lucius (ルキウス)、Ticius (ティキウス)、Gaius (ガイウス)、Seius<sup>(217)</sup>(セユス)は、河岸の土地

所有権者の名前である<sup>(218)</sup>。

前記のGai. 2-72を読んでみる。「……最も接近せる方面の沿岸地の所有者の……(……proxima est

iuxta ripam praedia habent)」と書いてある。

図の二個の島のうち、左の島は上の河岸に接近している。すなわち、Lucius（ルキウス）の所有地に接近しており、下の河岸から離れている<sup>(219)</sup>。よって、左の図の島はLuciusの所有地となる。

右の島は、「河川の中央に於て島嶼を現出」している。ここが違っているのが島が二個ある。右の図の場合、島は「河川の中央に」あるので、TiciusとSeiusの共有地となる（前記のガイウスの文およびユリウス法の三条文を参照せよ）。

点cと点dを結ぶ「ひも（chordula<sup>(220)</sup>）」を描く。cdの中間点がaである。左の島は、線分abより上にある。すなわち、この島はLuciusの所有となる<sup>(221)</sup>。

3. グロティウスは『戦争と平和の法』において、バルトルスのTyberiadisを注で引用している。それは第2巻・第8章（= Quae iure Romano de insulis & alluionibus sunt prodita, nec naturalia esse, nec iuris Gentium. [= 島および添附地（alluionibus）に関するローマ法の規則は、自然法にも萬民法にも属しない：一又・前掲第2巻447頁]）・8において<sup>(222)</sup>である。

“Veniamus ad fluuialia incrementa, de quibus complura extant Iuriconsultorum veterum rescripta, recentiorum etiam integri commentarii.<sup>(223)</sup> Quae vero in hoc argument ab ipsis sunt tradita, ea magnam partem omnia sunt ex instituto quarundam gentium, neutiquam a naturali iure, quanquam ipsi saepe sua institute eo nomine venditant. Nam plurimae eorum definitiones hoc fundamento nituntur, quod & ripae sint proximos fundos possidentium, & ipsi aluei simulatque a flumine derelicti sunt. cui consequentes est, vt & insulae in flumine natae sint eorundem. …”<sup>(224)</sup> (p. 217-8)

グロティウスは、河流の中の島がそれに最も近い土地の所有権者のものとなると法律家たちがいつているが、それは自然法からくるものではないと述べているのである。グロティウスは、続いて自然法との関係を論じている。本稿では取り上げないが、参照されるべきであると私は考える<sup>(225)</sup>。

## 十七

つぎに命題を見る<sup>(226)</sup>、<sup>(227)</sup>。

J<sup>(228)</sup> 1. 海に面する土地に裁判権<sup>(229)</sup>をもつものは、百マイルまで、海にも裁判権をもつ<sup>(230)</sup>。

海に生じた島（insula in mari nata）は、近くの県に、あるいは裁判権に属する<sup>(231)</sup>。

J2. 島が海に高くそびえるときは、近くの他の島は、その裁判権に属し、その県に属する<sup>(232)</sup>。

サルディーニア島<sup>(233)</sup>はイタリアに属すると言われる（Insula Sardiniae, dicitur Italiae.）<sup>(234)</sup>。

J3. 海に生じた島は、高くそびえ、また、他の場所あるいは島に近くないならば、市民法上は、所有権は占有者のもの、裁判権は皇帝のものとなり、万民法上は裁判権もまた、占有者のものとなる<sup>(235)</sup>。

J4. 占有者に認められた島あるいは場所が、複数人によって占有されるならば、全員が全体を占有するといわれる<sup>(236)</sup>。

J5. 複数の人が場所を占有するために一つの場所へ入るならば、場所は、自身で占有することを欲する者に属するだろう<sup>(237)</sup>。

J6. 作られた場所へ何らかの使者（caualcata<sup>(238)</sup>あるいはcurreia<sup>(239)</sup>）によって、場所が占有されると言われない<sup>(240)</sup>。

J7. 誰かになされた占有の許可は、もし占有することを無視するならば、彼の権利を無効にする<sup>(241)</sup>。

J8. とくに上級権力による、許可が有効である場合の、領域的な許可<sup>(242)</sup>。

J9. しっかりと彼のものになるように軍隊とともにそこにある者によって占有されたとみなされる領域<sup>(243)</sup>。

J10. 法律によって支配される、占有された場所に存在する氏族<sup>(244)</sup>。

J11. 占有している者が、場所から犯罪によって財産を運び去り他の者に与えるということはある<sup>(245)</sup>。

君主は法律からまぬかれており、またすべてが可能である<sup>(246)</sup>。

K1. しばしばおこることは、それは何か<sup>(247)</sup>。

K2. 二つの最も外の場所（extrema）の間に位置するのが中央（medium）である<sup>(248)</sup>。

最も外にあるということ（Extremitas）は、頭（caput）または始め（principium）、そして終わり（finis）である<sup>(249)</sup>。

K3. 何らかの物の頭あるいは始めは、9<sup>(250)</sup>に空間を占める範囲にある<sup>(251)</sup>。

人間の頭は三個の財産をもつ。すなわち、神経の開始、名誉ある部分、天に向かつての建設である<sup>(252)</sup>。

人間の足（pes）は三個の財産をもつ<sup>(253)</sup>。

K4. 河川の頭（caput）、始め（principium）、あ

るいは最初 (initium) は、そこで河川が始まり (origo) を掴むところであり、河川の最後は、そこで河川が終わる (termino) ところである<sup>(254)</sup>。

K5. 年の頭は、そこから年が始まるといわれる時であり、年の終わりは、そこで年が終わる時である<sup>(255)</sup>。

K6. 教会の頭は、誉むべき祭壇があるところである<sup>(256)</sup>。

庭 (aula) の頭は、むしろ、人々が坐るのをつねとするところである<sup>(257)</sup>。

学校 (schola) の頭は、教壇が置かれたところであり、また、そこで終わる<sup>(258)</sup>。

K7. 山の頭とは、上に上げられた部分がいわれ、下げられた部分は足と呼ばれる<sup>(259)</sup>。

K8. 物の頭といわれるのは、そこから始められる場所であり、もし、すべての部分によって始められたならば、正午に向かっているといわれ、足は北に向かっている<sup>(260)</sup>。

L1. 河川の中に共通に生じた島は、——もし占領されるのでなければ——占有の法によってではなく、所有の法によって取得される<sup>(261)</sup>。

L2. 島は、共通であるように、分割される<sup>(262)</sup>。

L3. 小さい島 (insula parua) の使用は公的であり、もし大きい (magna) 島であれば、河岸のみが公的な使用になる<sup>(263)</sup>。

M1. 2個の土地の分配は、どのように、そしていつなされるかの説明。複数の者のあいだではどうか<sup>(264)</sup>。

M2. 中間にある島であるが、一方の河岸が測量された土地 (ager limitatus) であるか、あるいは墓地に関する (cimiterium) ならば、一方によって全体が取得されるか<sup>(265)</sup>。

N1. 部分は6個である (Laterae sunt sex)<sup>(266)</sup>。

N2. より下の (inferior) 部分からより上の (superior) 部分へのすべての運動は上へ (sursum) といわれる<sup>(267)</sup>。

より上の部分から、より下の部分へ向かうのが下へ (deorsum) である<sup>(268)</sup>。

N3. より上の、および、より下の部分は、頭および足によって、上の場所の、下の場所のという副詞によって、上の位置、および下の位置によって、あるいは上に、あるいは下に、によって、名を呼ば

れる<sup>(269)</sup>。

N4. 前へ、後へは、元来、動物に適合する<sup>(270)</sup>。

N5. 前へ、および後ろへは、時を呼ぶのに (ad notandum tempus) 有用であり、時は、いかにして認識されるか<sup>(271)</sup>。

時は、流れ (fluxibilis)、そして走る (cursus) ものである<sup>(272)</sup>。

前と後ろは、条件とともに置かれれば前置詞 (praepositiones) であり、条件がなければ副詞 (aduerbis) である<sup>(273)</sup>。

N6. 前と後は、場所の周辺に置かれて、どのようにして認識されるか<sup>(274)</sup>。

N7. 家の外形 (facies domus) といわれるのは、それによってなにびとかが入るところの部分、あるいは、むしろ誉めるべき道にある、の部分である<sup>(275)</sup>。

N8. 右 (dextra) および左 (sinistra) は、元来、動物に適合するが、そこから出て、元来のものではないが (impropiè)、その他の物に (in alias res) 適合する<sup>(276)</sup>。

家の、あるいは、土地の右あるいは左は、どのようにして捉えられるか<sup>(277)</sup>。

N9. 河川の右、左はどのようにして知られるか<sup>(278)</sup>。

N10. 土地の表面は、空に向かって (erga caelum) 展望する外形 (facies) といわれる<sup>(279)</sup>。

N11. 空は東 (oriens) である右を、および西 (occidens) である左をもつ<sup>(280)</sup>。

天空 (orbis) の頭は南 (meridies) にあり、足 (pes) は北 (septentorio) にある<sup>(281)</sup>。

O1. 川 (riuus) と呼ばれるのは河川 (flumen) の部分であり、公法に属する<sup>(282)</sup>。

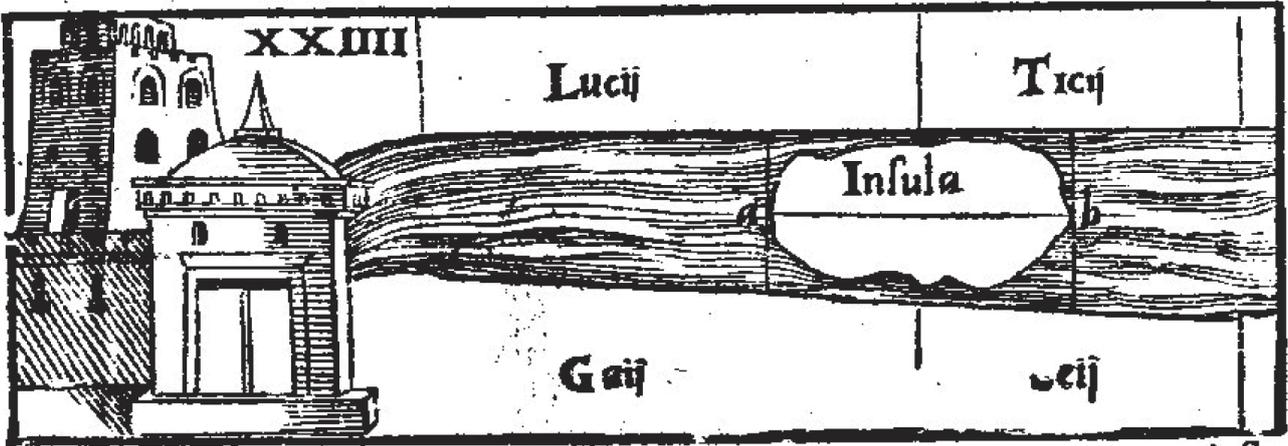
O2. 川は河川からではなく、泉 (fons) から、あるいはその他から現れ (procedens)、あるときは公法に属し、またあるときは私法に属する<sup>(283)</sup>。

O3. 製粉場 (molendinum) への水が引かれる陥穽 (fouea) は、その権利に属する<sup>(284)</sup>。

O4. flumen, fluuius および amnis は同じである<sup>(285)</sup>。

以上、「島について (De insula)」の39個の命題について説明した。続いて、図の説明である。

バルトルスは、Nunc igitur ad ostendum diuisionem insulae, veniamus ad figurae [さて、そこで、島の分割を説明するために、図に進もう] と書いている。



十八

1<sup>(286)</sup>. こんどは（先の図XXIIIと異なって）島は一個である。

向こう側の (vlterior) 河岸もこちら側の (citerior) 河岸も直線で (rectus) ある。両河岸の線は平行ではない。

島の左端を点aとする。右端を点bとする。abの線分を描くことができる。島のabより上の部分の関係者はLuciusとTiciusである。下の部分の関係者はGaiusとSeiusである<sup>(287)</sup>。

基本的には以上で把握できるが、実際には難しいと私は感じる。線分abは、本当に中央 (medietas) であるか。広さ (latitudo) はどうであるか。間違いなく分割できるか。さまざまな実際の問題が現実には発生する。寄洲においてもこの点から論じられた (paret fiet diuisio, vt supra dictum est de alluione.)。

2. バルトルスの説明文のなかに、「私は言う dico」

という表現が見られる。ここでは、

Dico igitur considerandum, quod quantum ille duae ripae distant in vltiori ripa, tum distant in ripa citeriori, & tunc potest esse error, …….

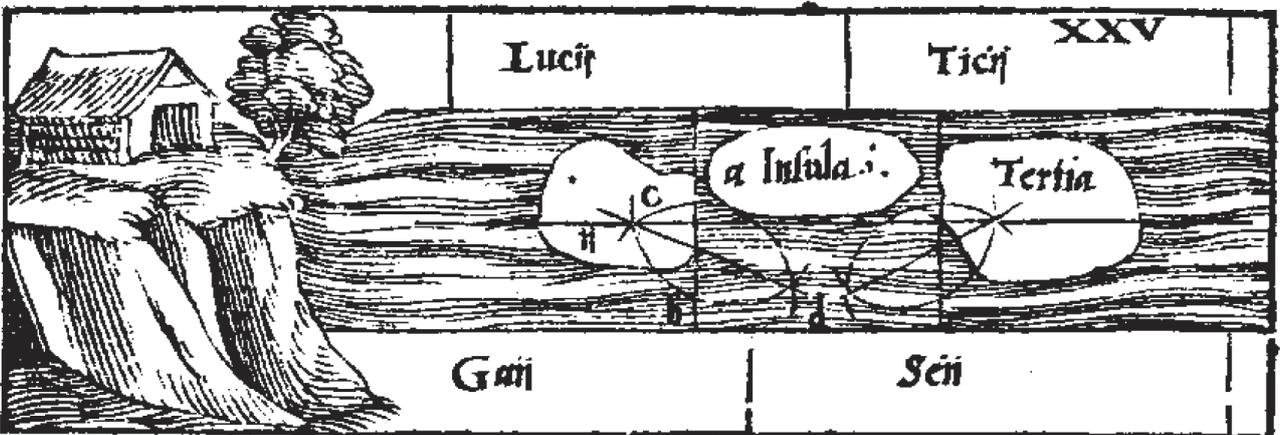
である。バルトルスは他の個所でもよく用いる。

エウクレイデス『原論』に用いられる用語で、バルトルスがそれを用いていると思われる。

エウクレイデス『原論』における一例を日本語訳から引用すれば、「私は言う、まず角AEGは角DEBに等しく、また角GEBは角AEDに等しい。」<sup>(288)</sup>がそれである<sup>(289)</sup>。

カンパヌス<sup>(290)</sup>のラテン語のテキスト<sup>(291)</sup>のこの文は、“Dico quod angulus b e d est equalis angulo a e c et angulus b e c equalis angulo a e d.”である<sup>(292)</sup>。

3. 川の上流はどちらであるか<sup>(293)</sup>（あるいは、下流はどちらであるか。別の表現で言えば、川は図の右から左へ流れているか、それとも左から右へ流れているか）。このことは島の法律問題を考えるときに考慮すべきことであるか。



1. この図の説明は、Ista figura facta est ad

declarationem. l. pe. Paulus. ff. de acq. rer. do. vbi

dicitur,……<sup>(294)</sup> と始まる。バルトルスは、ここに指示された条文には、つぎのように規定されているという。Insula primo relicta<sup>(295)</sup> in fluminie iure proximitatis, habet ius in alijs insulis, postea in flumine natis, sive relictis.<sup>(296)</sup> 先に河川に存在した島は、後に生じた島に対して権利があるという内容である。

2. この図の上下の河岸は平行である。河川の中央に線分がある。バルトルスは赤色といている (vt lineae rubiae ostendunt<sup>(297)</sup>)。島が3個あるが、その中央の島は、島の全体が中央の線分より上に位置しているの、上の河岸の所有者である Lucius と Ticius のものである<sup>(298)</sup>。

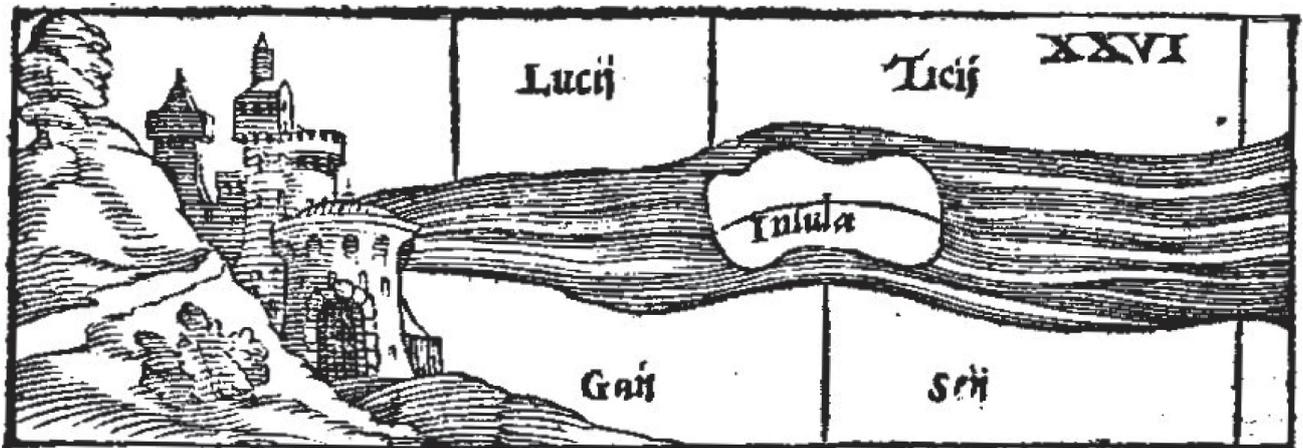
3. 左端の島については、基本的には、Lucius がそ

の線分の上の部分、Gaius が線分の下部分を所有すると考えることができる<sup>(299)</sup>。

4. しかしながら、中央の島が Lucius の所有であるとするならば、左の島に対する権利が、Lucius が所有するその中央の島からも発生するのではないだろうか。そうだとすると、左端の島の Gaius の所有部分は減少し、Lucius の所有部分が増加する<sup>(300)</sup>。

中央の島からコンパス (circinus)<sup>(301)</sup> で円を描く<sup>(302)</sup>。また Gaius の土地から円を描く。2 個の半円が交わる点が点 c および点 d である。c と d を結ぶ線分が中央の島からの権利と Gaius の土地からの権利を分ける境界線である。

5. 右端の第3の島 (図に Tertia [第3を意味する] と書かれている) についても同じことが言いうる。



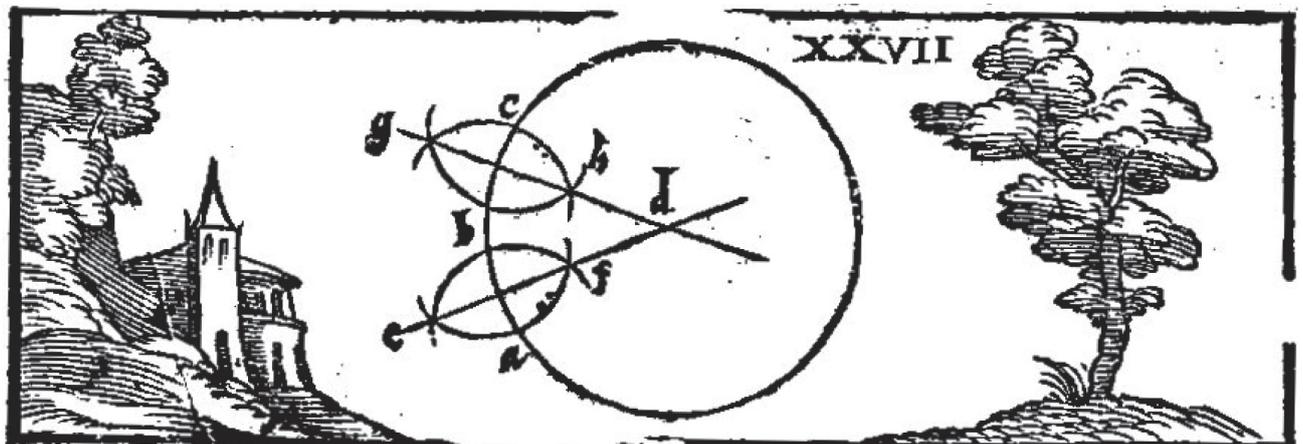
1. これまでに見た図 (XXIII~XXV) においては、河岸は直線 (linea recta) であった。この図においては、河岸は湾曲している (tortus & curvus)<sup>(303)</sup>。島の付近においては、上側の河岸は内側に湾曲し、下側の河岸は外側に湾曲している<sup>(304)</sup>。

よって島に引かれた線分 [赤い (rubea) 線分と

書かれている] は湾曲している<sup>(305)</sup>。

2. バルトルスは書いていないが、この図と図 XX XI を対照してみる。図 XXX I においては、上方の河岸は直線で、下方の河岸は湾曲している。

3. 上下河岸の土地の所有権者 Lucius, Ticius, Gaius, Seius の権利には、バルトルスは言及していない<sup>(306)</sup>。



1. この図には鳥がない。もっぱら幾何学的な話がなされている<sup>(307), (308)</sup>。

バルトルスの説明を直訳風に訳してみる。

円周上に3点a. b. c. がある、点aにコンパスをおく (Ponatur ergo tres puncti. a. b. c. tunc pone circinum super a.)。

そして、中間の空間をこえて点bまで引っぱり (& extende ultra medium spatium. b.)、半円を描く (& volue semicirculum, )。

ついで、コンパスの足を点bにおき、同じ距離で点aに向かい、半円を描く (deinde ponas pedem circini super b. & in eadem distantia versus. a. volue semicirculum.)。

そして、見よ、この描かれた2個の半円は点e. f. でお互いを切る<sup>(309)</sup>。この2点を通る直線を描き、望むところまで引っぱり (Et no. quod vbi d. duae lin. circulares se praescindunt. s. in puncto. e. f. & ducas super punctos lin. rectam, & extend. quantum volueris, )。

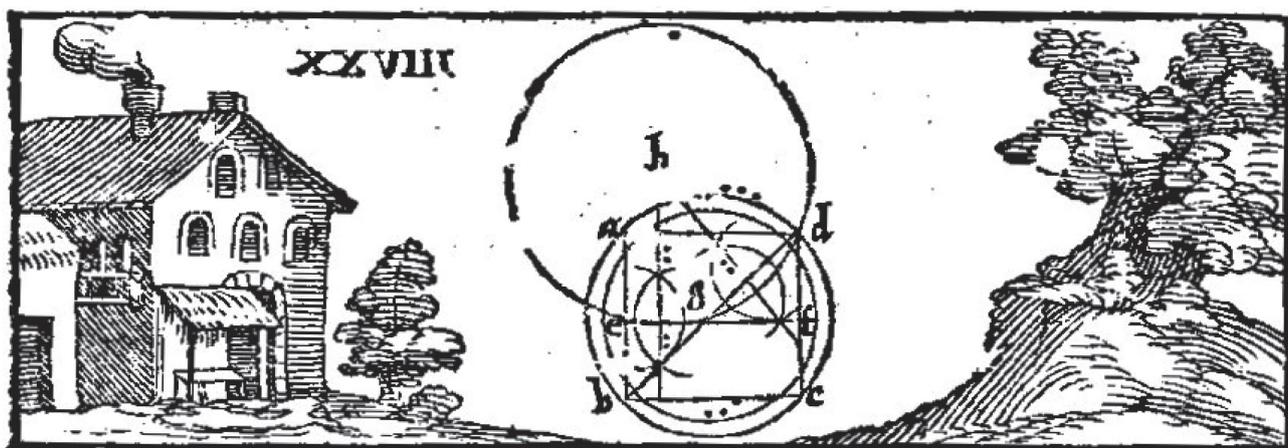
そこで、点b. c. において同じことをせよ。2個の半円は点e. f. でお互いを切る。そして、それらから直線を描き、引っぱり (& deinde similiter facias in puc. b. c. & duas lin. circulares. quae se praescindunt in pun. g. h. & ab eis ducas lin. dictam, & extendas, )。

そこで、私は言う、線分c. f.と線分g. h.は、点dにおいて切る、と (tunc dico, quod lin. c. f. & li. g. h. secabunt in pun. d.)。

円周上の点a、点b、点cと円の中心について以上のことがわかった。円周上の任意の3点について、このことが把握される、等々 (……<sup>(310)</sup> & hoc contingit, quocunque modo 3. punctos ponas in li. non recta, & c.)。

2. この図は、つぎの図XXXVIIIの説明の前提になっていることが、つぎの図の説明のなかで説かれている<sup>(311)</sup>。さらに、図XXXIXにつながってゆく。

3. バルトルスがこの図によって示したことは、エウクレイデス『原論』に出ているか。



1. バルトルスがこの図を使って論じている内容を私は理解できなかった。よって、以下に、私が考えることを述べる。

2. この図XXVIIIは、前図XXVIIと次図XXIXの間に位置している。そのことには意味がある。

イ. 前図と本図の共通点は、円周上にある4個の円弧があり、円弧の交点を通る2本の直線が1点で交わることである。

ロ. また、本図と次図の共通点は、円弧egdがあることである。

すなわち、バルトルスは3図に関連性があることを前提に論じている。

3. だが、本図と次図におけるhとegdの位置関係

が異なっている。hから垂線を引くと明瞭である。

4. また、さらに、本図と次図の共通点として、四角形abcdがあることがあげられる。

本図における4点abcdは、円周上にある。この円は赤い (circulus rubeus) と文中に書かれている (原図がカラーでないことは前述した)。

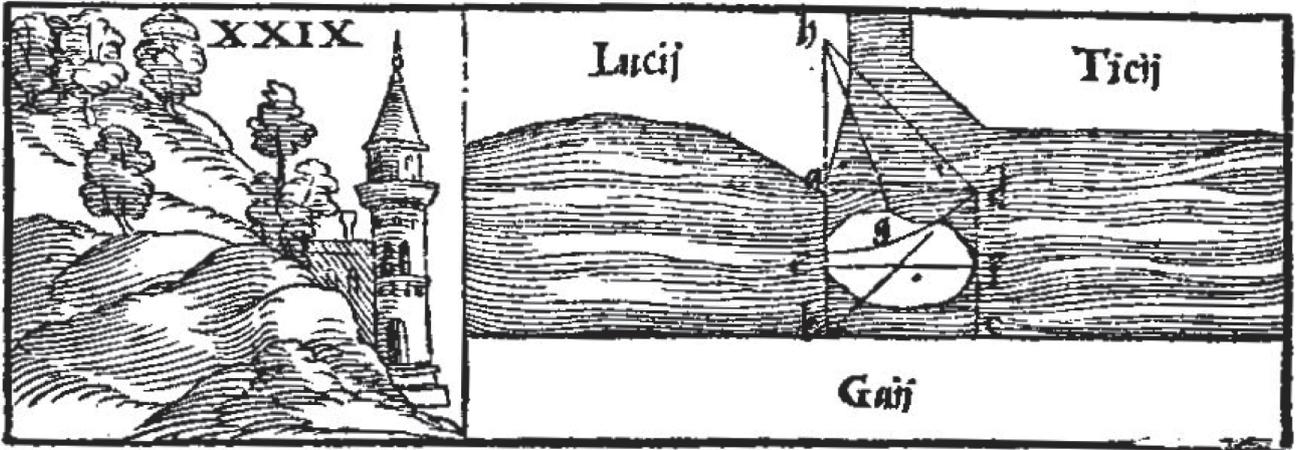
5. 四角形abcdを念頭において次図を見ると四角形abcdがあり、対比できるかもしれないと見える。次図の線分abおよび線分dcは島の両端を通過している。

6. けれども、次図の線分abは垂直に延長すると点hを通過する。これに対して、本図の線分abは垂直に延長した場合、点hを通過しない。

7. 赤い円の内側に、さらに円があり、サフラン色 (croceus) と書かれている<sup>(312)</sup>。この内側の円のもつ

意味が私には分からない。

以上、私が考えたいいくつかの点について述べた<sup>(313)</sup>。



1. Luciusの土地の河岸は点aにおいて尖って (puncto acuto) 島に近づいている。Gaiusの土地の河岸は全体に同じ広さで (toti latitudini<sup>(314)</sup>) 近づいている (propinqua est)。Titiusの土地の河岸は近づいていない (non appropinquat)<sup>(315)</sup>。島と河岸の土地との関係はおおよそ以上である。

2. この関係のなかで、どのようにして、Lucius, Gaius, Titiusの<sup>(316)</sup>間での島の分割はなされるべきか。

もし、広さにしたがって分割がなされるべきだとすると、Luciusの土地は尖っていて、この意味での広さがないので、島の権利を分割して彼に与えることはできない、といいうる (Cum ergo ibi non fit aliqua latitudo, ei nil debetur.) かもしれない (I. inter eos ff. eo)。

3. しかし、バルトルスは異なる考えを呈示する (contrarium dico.)。イ. 上下の河岸から島に向かって土地がある場合は別の考えをすべきである<sup>(317)</sup>。

そこで、前図で見たように説明がなされるべきで

ある<sup>(318)</sup>。すなわち<sup>(319)</sup>、Luciusの土地から「ひも」 (chorda)<sup>(320)</sup>が引かれる。すると四角形abcdができる。また、線分abの中間点eと線分dcの中間点fを結ぶ線分efができる。

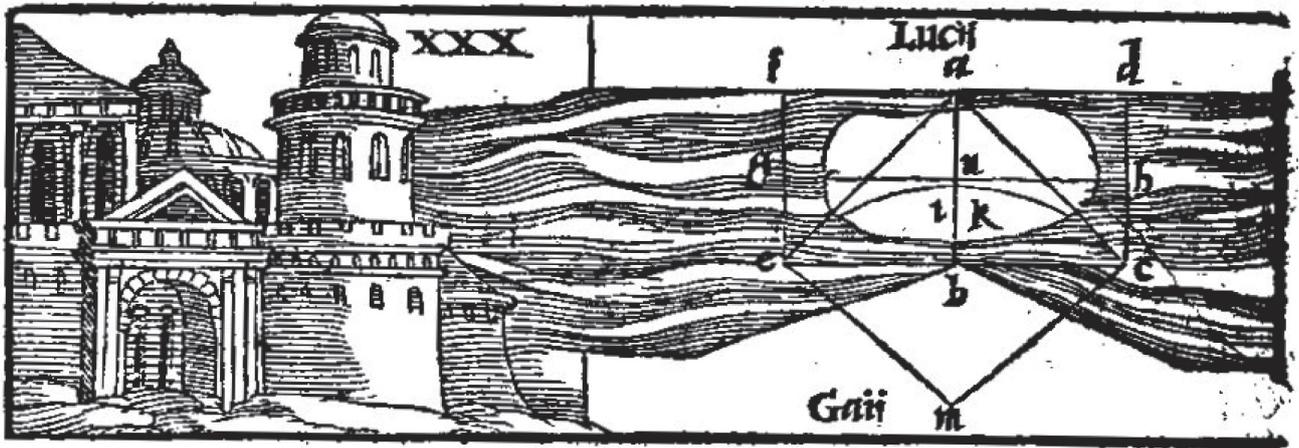
また、四角形abcdの対角線bdを引く。この線分bdより下の島の部分はGaiusのものである<sup>(321)</sup>。

線分efの下の方の島の部分はGaiusのものである。

とすると、バルトルスは書いていないが、線分bdと線分efの交点をxとすると、線分exと線分xdより下の島の部分はGaiusのものである、ということができると思われる。しかし、つぎの口も考えなければならない。

ロ. 図に点hがある。それを中心に描かれた円弧がある。この点hは、どのようにして決まるか<sup>(322)</sup>。

ハ. 点hを中心として描かれた円弧の上点e, g, f. がある。円弧egfより上の島の部分はLuciusのものであり、円弧egfより下の部分はGaiusのものである、ということになる<sup>(323)</sup>。



1. 図XXXと違って、こんどはGaiusの土地が河岸の点bにおいて島に向かって尖って近づいている<sup>(324)</sup>。対岸のLuciusの河岸に点aがある。

図に四辺形 (quadratum) abcdがある。直径 (対角線 diamentrum) はacである。左に四辺形abefがある。その直径 (対角線) はaeである<sup>(325)</sup>。

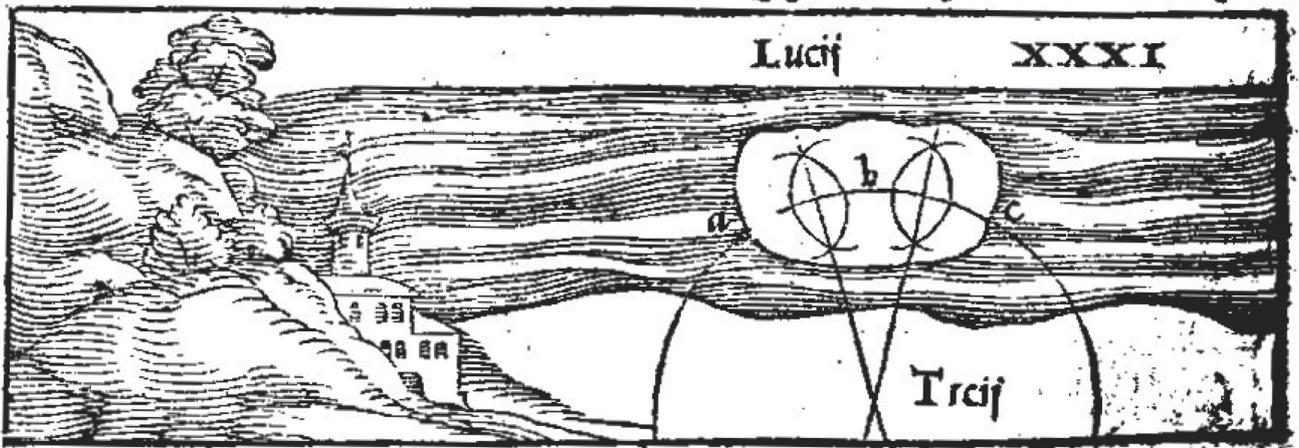
2点cおよびeを通る円を描く。島の中の任意の点、たとえばj, kが、円弧のなかにあるとする。このとき、j<sup>(326)</sup>, kは、Gaiusの所有権の及ぶ範囲内にある。

円弧ecより上の部分の島の権利はLuciusにある

ということになる。

2. バルトルスは河川の頭 (caput)<sup>(327)</sup> および終わり (finis) という表現を用いている。…ergo versus caput fluminis vnum quadratum. a. b. e<sup>(328)</sup>. f. & versus finem fiat alius. a. b. c. d. deinde…….

すなわち、四辺形 a. b. e. f. がcaputで、四辺形 a. b. c. d. がfinisであると言っている。よって、河川は左から右へ流れているのである。左が上流、右が下流である<sup>(329)</sup>。



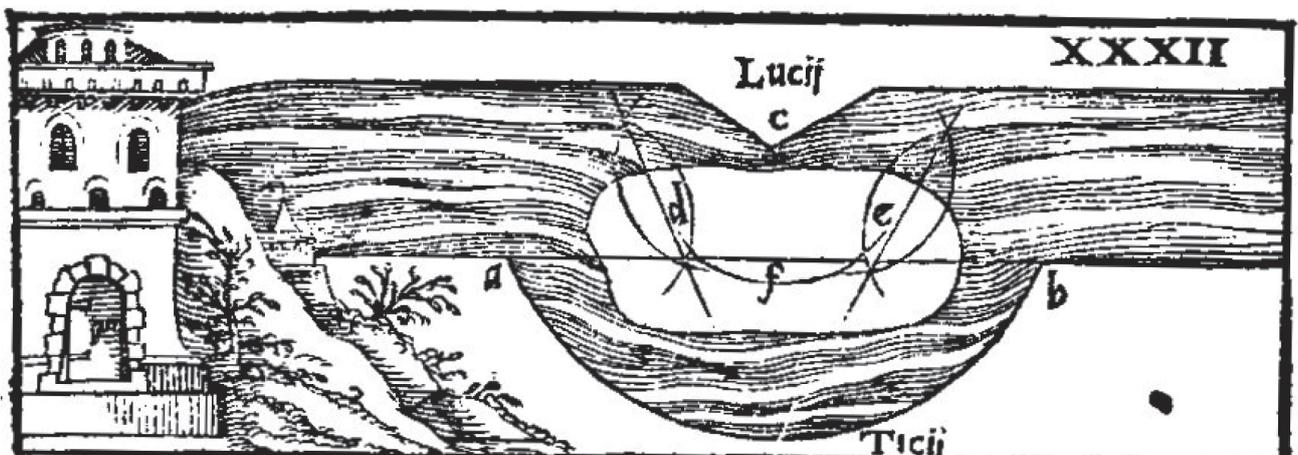
1. 河川の上のLuciusの河岸は直線 (linea recta) であり、下のTiciusの河岸は湾曲して (curua) いる。

この湾曲の状態は三点a, b, cによって示されており、3点a. b. cは等距離にある<sup>(330)</sup>。

この3点を通過する円は、空間を等しく分割するものである (…totum spatium iure proximatis aequaliter diuidit.)。

2. 以上の考えは抽象的で難解であると思うが、バルトルスは、さらに以下の図において示されるであろう (Et hoc in seq. figura demonstrabitur.) と言っている。

3. 島の中に描かれている4個の円弧の持つ意味について。この場合、図XXVIIにおいて説かれたことが適用できるか。

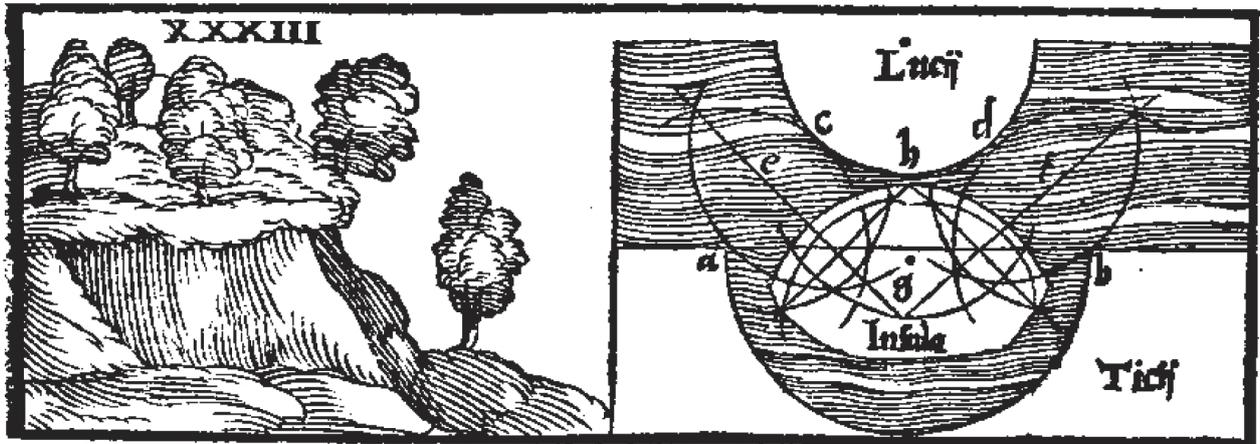


1. 上のLuciusの河岸は尖っている (acutus. 点c)。下のTiciusの河岸は円く (rotundus) て、曲がって

(concauus) いる (曲線a b)。LuciusとTiciusによる島の分割は、このことによってなされる<sup>(331)</sup>。

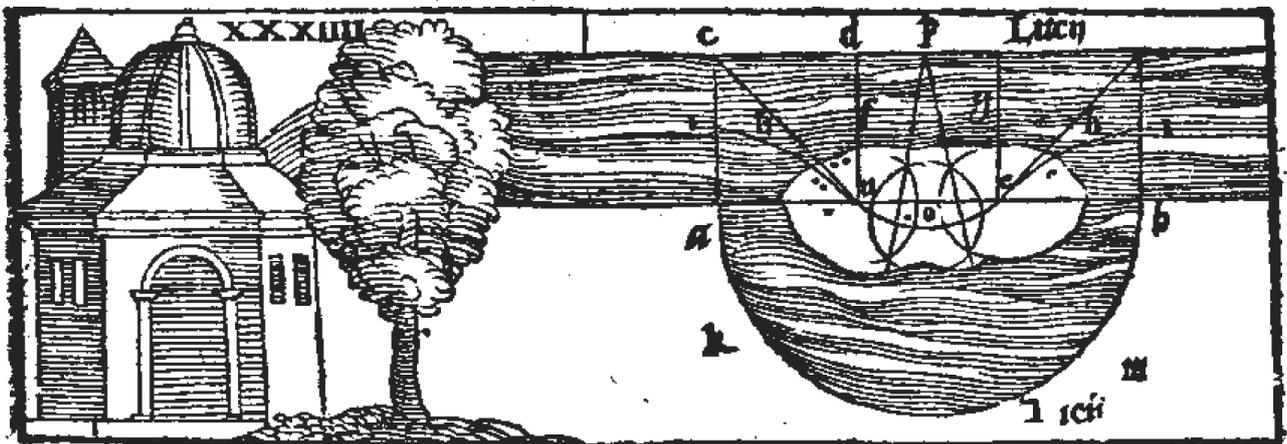
2. 円弧が島についてのTiciusおよびLuciusの所有権のおよぶ範囲を確定する。そのラインの上方

がLuciusの、下方がTiciusの所有権のおよぶ範囲である。



1. この図と直前の図を比較する。上方の (superior) Luciusの土地の河岸が島に接近し (propinquier)、丸く曲がっている<sup>(332)</sup>。下方の (inferior) Ticiusの土地の河岸は、くぼんで (concauus) いて<sup>(333)</sup>、上方の河岸より島から離れている。
2. 下方のTiciusの河岸の点aおよび点bに注目する。点aを中心として円弧を描く (サフラン色である)。Luciusの土地と接する点をcとする<sup>(334)</sup>。点bを中心として同じく円弧を描くと、点dにおいて接する<sup>(335)</sup>。

3. そのように作図すると、点a, c, d, bの中間にいくつかの点が見出される<sup>(336)</sup>。
4. 左右に見出される円弧の交点を結ぶ2本の線分の交わる点gである。そこで、Luciusの土地の先端を中心とし、点gを通る円を描く。上記の2本の線分と交わる点eおよびfである<sup>(337)</sup>。
5. その線分の上方が島 [図にInsulaとある<sup>(338)</sup>] についてのLuciusの所有権の範囲で、下方がTitiusのその範囲である<sup>(339)</sup>。



1. 上方のLuciusの土地の河岸は直線で、下方のLuciusの土地の河岸は丸く、くぼんでいる<sup>(340)</sup>。この状況で、島の分割をどのようになすべきか<sup>(341)</sup>。
2. この図には、私には不明確な部分が多い。よって、バルトルスの説明にも私には理解不明な部分が多い<sup>(342)</sup>。そこで、私が理解できたことがらを以下に説明する。
3. 島を線分abが横切っている。少なくとも、そ

- の線分より上の部分の島についての権利は、下の河岸の土地の所有権者のTiciusにない。
4. 図のなかの点d (Luciusの土地の河岸にある)は、説明の文からすると、位置が違っていて、点eから垂直に引いた直線がLuciusの土地の河岸の線分と交差する点dである<sup>(343)</sup>、と考える。
5. 線分ab上に点nおよび点eがある<sup>(344)</sup>。
6. 点nを中心に円を描く<sup>(345)</sup>。また同じく、点eを

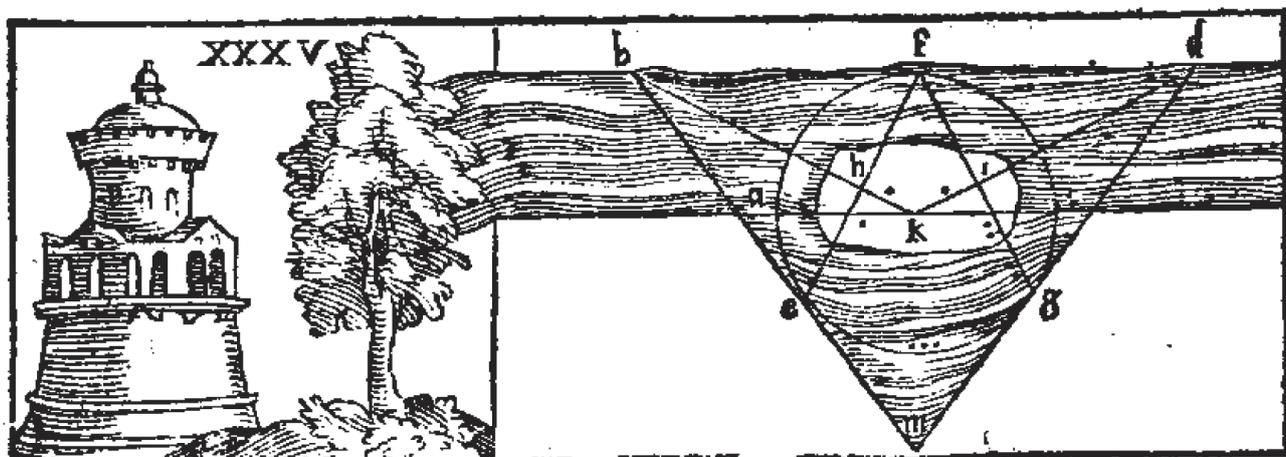
中心に円を描く。

7. 線分cdの中間点をpとする(このdは、図に見えるdではなくて、上記4のdである)。そして、点pを中心に、点nおよび点eを通る円を描く。その円弧の一番下の点をoとする。

8. 線分a bより下で、かつ、円弧n o eで囲まれた部分は、上の河岸の土地の所有者Luciusの権利の対象である。すなわち、線分noeは分割線である(tunc illi tres puncti. e. o. n. reducuntur in circumferentiam eiusdem circuli per praecedentia, cuius centrum cadit supra in puncto p. & illa est

linea diuidens, & c.)。

9. Ticiusの土地に点Kがあり、文中に出ているが、私はその意味を理解できない。点Kが円の中心で、その円周上に点f. h. e. があるように読めると思う。…deinde illa tria puncta f. h. e. reducuntur in circumferentiam eiusdem circuli, cuius centrum cadit in fundum Titij, in puncto K. & illa est linea diuidens inter punctum a. & ripam praecedentem. 反対側に点mがあるが、これについては言及されていない。同様の意味が与えられるものと推測する。



1. この図においては、上の土地の河岸はほぼまっすぐで、下の土地の河岸は角のあるものである<sup>(346)</sup>。(上の土地も下の土地も所有者の名前が書かれていない。説明文にも出てこない。)

図に書かれている点は、a. b. d. e. f. g. h. i. k. m である。cが書かれていないが、おぎなうべきである<sup>(347)</sup>。線分c dは、サフラン色(croceus)である。点kは円(青色であるcircul. azureusと書かれている)の中心である。

2. バルトルスは、結論として、直線b. h. K. i. d. が分割線である(Concluditur ergo quod vere dicta linea b. h. K. i. d. est linea diuidens iure propinquitatis inter dictas ripas.)と書いている。すなわち、この線分より上の島の土地は上の河岸の所有者のもので、線分より下の島の土地は下の河岸の所有者のものである。

3. バルトルスは、続いて幾何学を展開する。それは、つぎの意味であると私は考える<sup>(348)</sup>。角mbdを2等分する線分bkがある。また、角mdbを2等分する線分dkがある。点kは、円efgの中心である。この理解は、どのような条件のもとで成立するだろ

うか。

4. これに続いて、& demonstratur hoc per Euclidem lib. 3 concl. 4. と書かれている。これが何を指すか、仮に、つぎのことを考えてみる。

円の中心を通る線分b kは、中心を通らない線分e fを2等分し、それを直角に切っている。線分d kと線分f gも同じ関係にある。

5. イ. エウクレイデス『原論』第3巻-3につぎの記述がある。「もし円の中で中心を通る何らかの直線が中心を通らない何らかの直線を2等分するならば、それをさらに直角に切る。そしてもしそれを直角に切るならば、それをさらに2等分する。

円をABGとし、その中で中心を通る何らかの直線GDが中心を通らない何らかの直線ABを点Zにおいて2等分するとしよう。私は言う。[GDは] それ[AB]をさらに直角に切る。……<sup>(349)</sup>」

この部分について、カンパヌス版は、(文章も図も)やや異なるが、同じ意味であると考えられると思う。“Si lineam intra circulum preter centrum collocatam alia a centro veniens per equa secet, orthogonaliter<sup>(350)</sup> super eam insistere. Et si in eam

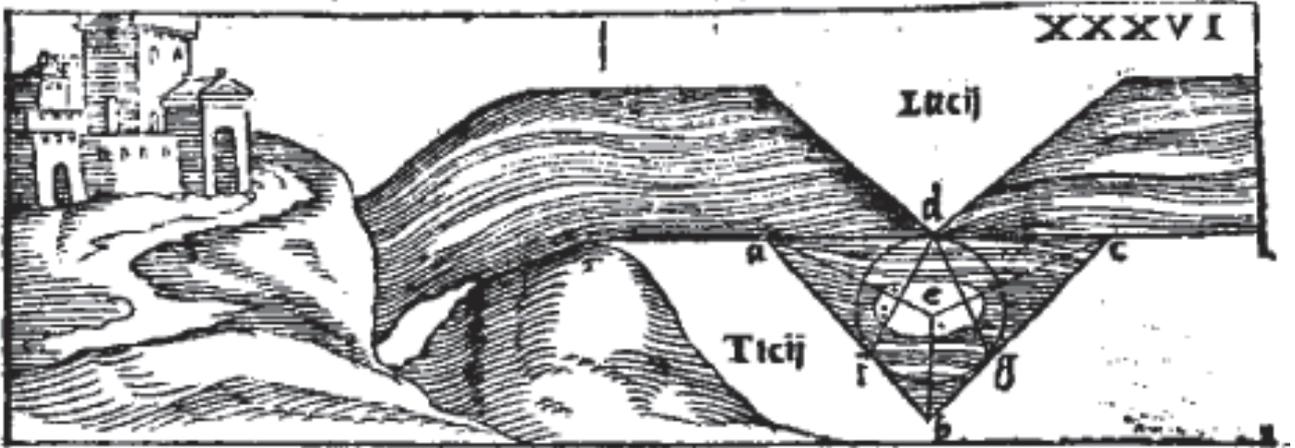
orthogonaliter steterit, eam per equalia dividere necesse est.

Sit ut lineam  $a b$  collacatam intra circulum  $a b$  cuius centrum sit  $c$  linea  $c d$  veniens a centro dividat per equalia. Dico quod dividit eam orthogonaliter et econverso videlicet si dividit eam orthogonaliter, dividit eam per equalia.” (H. L. L. Busard, Campanus of Novara and Euclid’s

*Elements*, Volume I, p. 111)

ロ. そこでつぎに、第3巻-4を見てみる。「円を  $ABGD$  とし、その中の、中心を通らない2直線  $AG$ ,  $BD$  が点  $E$  において互いを切るとしよう。私は言う。[これらの直線は] 互いを2等分しない。」

ハ. よって、バルトルスはエウクレイデス原論の3-4あたりを指示している可能性があるのではないかと私は考える。



1. 上のLuciusの河岸は凸状に尖っている。下のTicijの河岸は凹状になって、河川から見ると尖っている（土地から見るとへこんでいる）。その尖端を点  $b$  とすると、 $abc$  は三角形 (triangulus) であり、 $ac$  は直線である。

その直線上にLuciusの河岸の尖端である点  $d$  がある。

2. 原文の最初の部分は、Ista figura habet punctum solum in ripa superiori. f. d. cui de insula debetur aliquid iure propinquitatis …である<sup>(351)</sup>が、 $f$  は不要であると思う。

3. 点  $d$  は、直線  $ac$  上にあり、 $ac$  の中間点にある。

4. 点  $d$  を通り、直線  $ab$  および直線  $cb$  に接する円を描く。円の中心を点  $e$  とする。この円は、向こう側の河岸の点  $d$  に接する<sup>(352)</sup>。

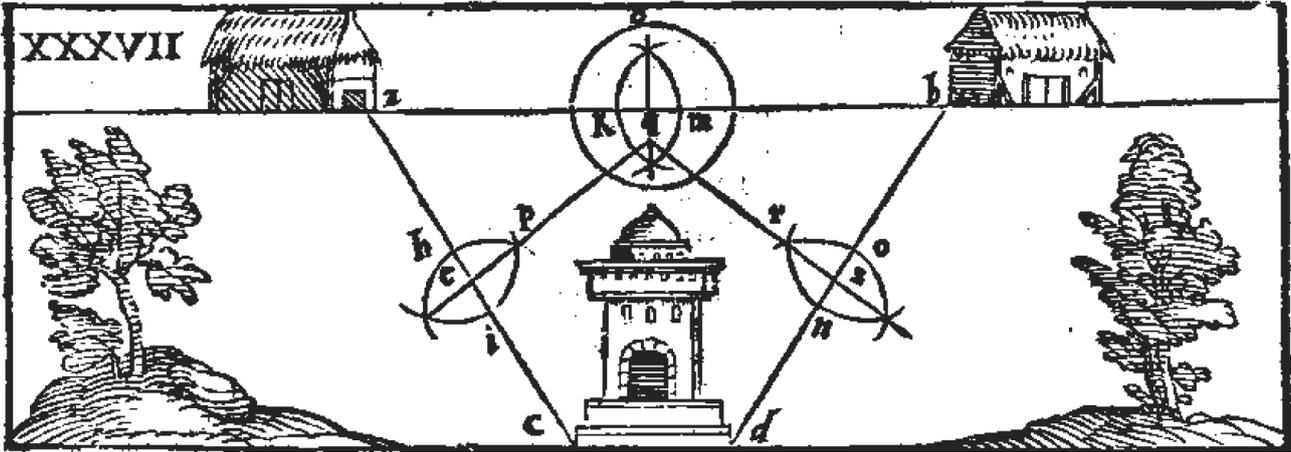
5. 島の分割は、以上に提示された線分によっておこなわれる。これは島についての第1図および第2図において述べられた方法である<sup>(353)</sup>。

6 I. この問題は、現代的問題であるとバルトルスと言う (His circa diuisionem praemissis, praedicta faciunt in arg. ad quaestiones quotidianas, & de facto emergentes<sup>(354)</sup>.)。

そして、Dicamus, Commune Persij satuit …… [われわれは言う。ペルージャのコムーネは …… と条例で定める] と続ける<sup>(355)</sup>。

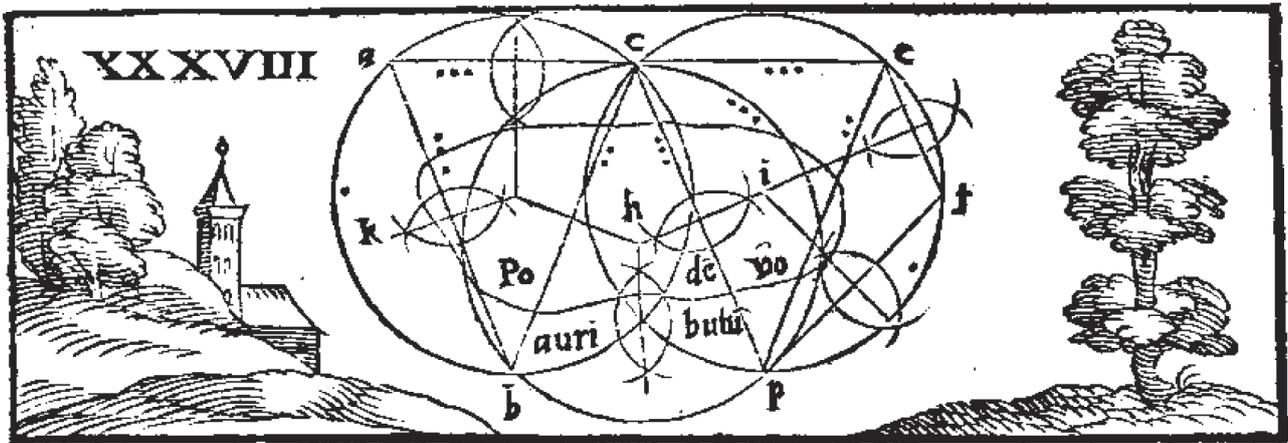
6 II. Walterは説く。「この法律家 [=バルトルス] が、彼によって呈示されたものの実際利用をどのように思い浮かべているかを、彼は最後の事例においてはっきり示している。その事例において問題となっているのは、ペルージャのコムーネによって新たに取得されたポデーレの、コムーネのコンタードのすでにペルージャのものである3村の間での分割である。<sup>(356)</sup>」

7. バルトルスはヨハネス・アンドレアエ (Johannes Andreae)<sup>(357)</sup> を引用している。



1. バルトルスは、この図によってポデーレの問題の前提を示そうとしている<sup>(358)</sup>。
2. 第1の村は左上のもの、第2の村は下のもの、第3の村は右上のもの、である。第1の村と第2の村を結ぶ線分はacである（青いlinea azurea<sup>(359)</sup>と書かれている）。第2の村と第3の村を結ぶ線分はdb（色が書かれていない）である。第3の村と第1の村を結ぶ線分はab<sup>(360)</sup>（色が書かれていない）である。
3. 線分acの中間点はeである。そこから線分上の等距離に点hと点iがある<sup>(361)</sup>。

4. 点hにコンパス（circinus）を置き、点iを通る円弧を描く。同じく、点hを通る円弧を描く。点pは円弧が交わる点である<sup>(362)</sup>。円弧が交わる2点を通過する直線を描く。
5. この直線が2つの島を分割する<sup>(363)</sup>。
6. その他の、村と村との関係についても同様である。
7. これは、つぎの図にも適用される（…statim patebit in seq. figu. & c.）。



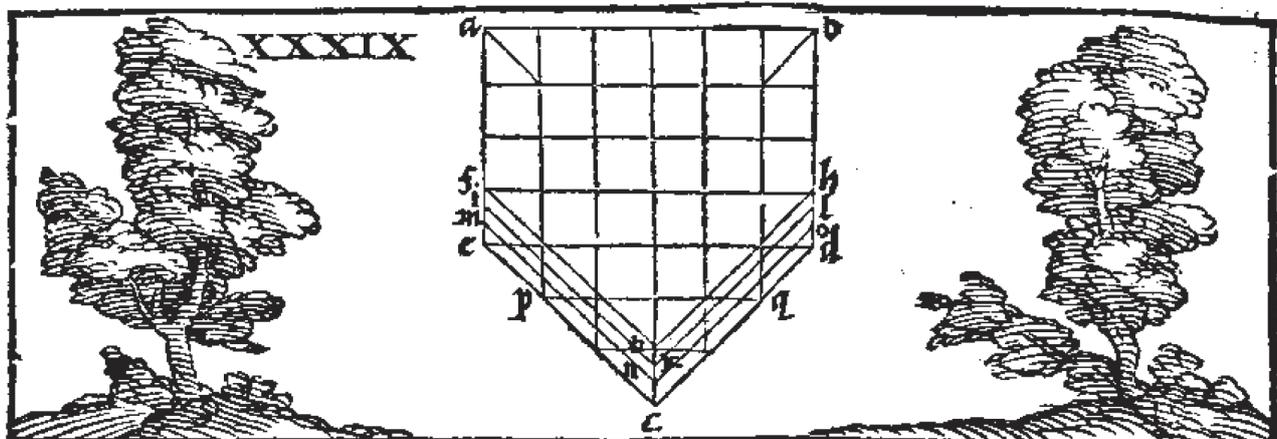
1. バルトルスは、この図は、あるpodereに隣接する複数の村（villa）の間で、どのようにしてpodereの分割がおこなわれるかを示すためのものであると言っている<sup>(364)</sup>。
2. 図のまん中に横長のpodereが描かれている。（図に、poとdeとro<sup>(365)</sup>が離れて書かれていると思う）島のようなものである。島（insula）の理論をポデーレ（podere）に適用するというバルトルスの考えであることは、Walterが指摘するところ〔前述〕である。
3. 図の点pは、点dの間違いであると思う<sup>(366)</sup>。また、

4. abの間を線分gKが分割する。acの間をgi<sup>(367)</sup>が分割する。gは円の中心である。その円周上に3点abcがある<sup>(368)</sup>。
5. つぎに、b. c. d. の間の分割の関係についてである（Secundo fiat diuisio inter b. c. d.）。線分ghはbcの間を分割する。線分hiはcdの間を分割する。hは円の中心である。その円周上に3点bcdがある<sup>(369)</sup>。
6. この4および5と同じことがc. d. e. について

も言いうる。また、点*i*は円の中心である<sup>(370)</sup>。

7. さらに、もし点*f*を中心に円が描かれるならば、*d. e. f.*について同じことが言いうる (Quod si *f. in*

*dictam circumferentiam caderet, tunc fiat alia diuisio similis inter d. e. f. &c.*)。



1. イ. この図は、鳥の問題と直接の関係をもたないと私は考える。また*podere*の問題とも、おそらく、関係がないだろう<sup>(371)</sup>と考える。論じられているのは、スタディア (*stadia*) に関係するさまざまな問題である。私はバルトルスのいうスタディアの意味を明快に理解できないので、以下の記述に不明瞭な部分がある。

ロ. ここで提起されている法律問題は数が多く、それらのなかには私には難解なものがあり明快な解答を得ることができていないものがある。

ハ. 以上の前提で、私が理解した範囲について述べる。

2. 1個のものが部分にわかれることがある。そのとき、上へ (*superior*)、下へ (*inferior*)、前へ (*retro*)、後へ (*dextra*)、右へ (*dextra*)、左へ (*sinistra*)<sup>(372)</sup>と表現される<sup>(373)</sup>。

3. 点*a. b. c. d. e.*<sup>(374)</sup>で示される土地をある者が所有している。その所有者が、そのうちの4 *stadia* (スタディア) を私に売った<sup>(375)</sup>。第1の<sup>(376)</sup>*stadia*は、*f. h. d. e.*である。第2の*stadia*は、四角形*e. d. q. p.*である。第3の*stadia*は、その下にある四角形である (線分の両端の記号がない)。第4の*stadia*は、その下の三角形である。

4. いくつかの問題が生じる<sup>(377)</sup>。バルトルスが提起する順に見てゆく。

イ. *Primo an dicta quatuor stadia videantur mihi vendita pro diuisio, aut indiuisio.*<sup>(378)</sup>

「まず第1は、私に (*mihi*)、その4 *stadia* (*dicta quatuor stadia*) が分割で (*pro diuisio*) 売られた

(*vendita*) か、不分割で (*pro indiuisio*) 売られたかが問題である。」と書かれている。

*mihi*とあるから買主は単数である<sup>(379)</sup>。とすると、分割・不分割は何についての問題であるか<sup>(380)</sup>。

ロ. *Secundo potest accipi pro diuisio, hoc est, terminato, & isto modo pro indiuisio sunt vendita, hoc est, tanquam non determinate, vt probatur. ff. de acq. poss. l. si quis fundum. § 1. secundum primam lecturam gl. Secundo dicendum est, an ista quatuor stadia possent possideri antequam mensurentur.*<sup>(381)</sup>

第2は、分割・不分割と測量 (*mensura*) の問題<sup>(382)</sup>である。

① 引用されているユ帝法典の*ff. de acq. poss. l. si quis fundum.* (*Marcianus*<sup>(383)</sup>) について。

「もしある者が土地——その土地の一部が他人のものであることを彼は知っている——を買ったならば、とユーリアーヌス<sup>(384)</sup>は言う、もし彼が、それが分割して (*pro diuisio*) 他人のものであることを知っているならば、長期の占有によって残りの部分を取得することができる、しかしもし、それが不分割である (*pro indiuisio*) ならば、彼がその場所を知らないとしても、彼は同じくそれを取得することができる、なぜなら、売主のものであると考えられる部分は何びとの損害にもならず長期の占有によって買主に移転するからである。

1. ポンポーニウスもまた、彼の*VARIARUM LECTIIONUM LIBRI* (= *Miscellaneous Readings*<sup>(385)</sup>) の第5巻において、もし買主が、何びとかがその物

に用益権をもつと知り、あるいは考えるならば、彼は長期の占有によって善意で取得することができる」と書いている。2. 同人は、もし私が質の対象になっていることを知って物を買うならば、同じであると言う。<sup>(386)</sup>」

この条文は、この図の事例において、どのように適用されるべきか。

② 測量の語が引用した文の末尾に出ている (an ista quatuor stadia possent possideri antequam mensurentur. [その4個のスタディアは、測量される前に占有されることができるか。] 下線は岡による)。

モンテスキューは書いている。「画一性の観念の中にはときには偉大な人物をも捉えるようなものもあるが……、小人は間違いなくそれに動かされる。彼らは、そこに一種の完全さを見出す。彼らは、それを発見しないではいられないがゆえに、それを認めるのである。取締りにおける同じ重み、取引における同じ尺度、国家における同じ法律、国家のあらゆる部分における同じ宗教。しかし、それは、常に例外なく適切であるだろうか。」<sup>(387)</sup>(下線は岡による)

③ バルトルスが引用している ff. de acq. pos. l. possideri. §. Nerua filius. (Paulus<sup>(388)</sup>) について。

「息子のネルウァ (Nerva filius)<sup>(389)</sup>は言う、奴隷は別として、動産はわれわれによって占有される、それらがわれわれの管理 (custodia) のもとにあるかぎり、すなわち、われわれが望むならば、自然の占有を得るかぎりである。なぜなら、動物が迷い込み、あるいは、壺が落ちて、それが発見されないならば、それは直ちにわれわれの占有にあることをやめるからである、たとえ、その他の誰かによって占有されていないとしても、である。これは、その何かが直ちには発見されなくとも、われわれの管理下にある場合と異なる、なぜなら、それがそこにあるという事実は残り、必要なことは注意深く探すということだけだからである。<sup>(390)</sup>」<sup>(391)</sup>

この条文は、「動産占有は占有者が暴力によりもしくは秘密に占有を侵奪されまたは客体を紛失することによって消滅する。単に保管の場所を失念しただけでは占有消滅は生じない。<sup>(392)</sup>」という説明の際に引用されているが、その説明の直前に「土地の占有については、占有者不在の間に他の者が占有者に秘密に土地の事実上の支配を取得した場合に占有者の占有がいつ消滅するかについて争いがあり、古くはこの場合に直ちに占有は消滅して秘密の侵奪者が

占有を取得するとされたのに対して、おそらくはユリアヌスの意見により、占有者がかかる秘密の侵奪を知らぬ間はその占有は存続し、占有者がこれを知り而も侵奪に対して抵抗を為さずまたは抵抗を排除されるにおよんで初めて占有は消滅するとされ、土地占有の秘密取得は認められぬこととなった。」とある。

バルトルスが、ff. de acq. pos. l. possideri. §. Nerua filius. を引用しているのは、土地の占有の権利を——この場合は、上記の4 stadiaの占有の権利を——説明するためである (Dico ergo quod possidentur dicta quatuor stadia, quia locus est certus & fines sunt certi adhibita diligenti inquisitione per mensorem, quod sufficit ad possessionem, licet oculis non videtur, vt ff. de acq. pos. l. possideri. §. Nerua filius.) と考えられる。バルトルスが、なぜ、不動産である土地の説明に動産関係の条文を引用しているか、私は明快には説明できない<sup>(393)</sup>。

ハ、第3は、契約成立の時点はいつか、所有権の移転の時点はいつか、などの問題である。

Tertio est videndum vtrum translatum sit dominium in emptorem per talem contractum. Respondeo ista emptio facta ad mensuram, ideo ante quam mensuretur, non est perfecta venditio, sicut facta sub conditione, vt ff. de contrahen. emp. l. quod saepe. §. in his. & de peric. & como. rei venditae. l. si in venditione. §. 1. an autem transferat interim dominium, vel vsucapio? Et de hoc sunt opin. ff. pro emp. l. 2. §. sub conditione. & p do. l. 2. teneo quod transferatur titulo, pro suo vt ibi dixi.

① バルトルスが引用しているユ帝法典の条文の一例はff. de contrahen. emp. l. quod saepe. (Gaius) である。

そこにおいては、ほぼつぎのように規定されている。

「重さ、数、測定によって決定される物、たとえば、穀物、ワイン、銀などのケースにおいては、われわれは、ときどき、その他の物についてと同じルールを見る。すなわち、ひとたび価格について合意がなされると売買は完全であるというものであり、また、ときには、価格について合意があっても、重さをはかり、測定をし、数を数えるということによってのみ、売買が完全であるというルールである。もし、

ワイン、オイル、穀物、あるいは銀が、いかなる量であれ全部まとめて一価格であるというならば、他の物についても同じ法によるということになる。しかし、ワインは壺で、オイルはガロンで、穀物はベックで、銀はポンドでということになると、つぎのような問題が生じる。いつ売買は完了するのか、という問題である。同じ問題が、もし価格が物ごとに定められるべきであるとするならば、計算されるべき物に関して発生する。サビーヌス<sup>(394)</sup>とカッシウス<sup>(395)</sup>は、つぎの見解である。すなわち、売買は、計算・計測・あるいは計量がなされたときに完全になる、いわば、売買は、「あなたが計ったガロンあるいはベックの限りで」あるいは「あなたが計ったポンドの限りで」あるいは「あなたが数えた個数の限りで」というように、である。<sup>(396)</sup>

② 現在の日本民法は、第555条において「売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」と規定している<sup>(397)</sup>。

契約がどの時点で成立するかというのは、重要な法律上の問題である。そしてまた、これが計測・計量の問題と関係することがあることも当然に明らかである。

二. 第4は、スタディアの計測・カウントの問題から始まる。

Quarto est videndum, qualiter debeat fieri mensura termini dictorum quatuor stadiorum, vt ex parte inferiori cognoscatur? Ad hoc dico, quod facta est praecedens figura, & pone quod quodlibet quadratum sit unum stadium, & sic habet fundus 33. stadia, quia ibi vides 30. quadrata integra, & sex dimidia quadrata. quae faciunt tria integra, & sic 33.<sup>(398)</sup>

① 図に見える面積最小の正方形をスタディアであると考える。そうすると、この土地は33個のスタディアを持つ<sup>(399)</sup>。すなわち、

図の5角形において、上から、線分abのすぐ下に6個のスタディアがある。さらに下に向かって数えると  $6 \times 4 + 4 + 2 = 30$  の正方形がある。

また、面積がこれらの正方形の半分 (dimidia) の三角形が6個ある。  $6 \div 2 = 3$  である。

よって、  $30 + 3 = 33$  である。

② さらに図形の下方に、記号i. g. h. i. k. l. m. n. o.によって示される幅のせまい図形がある。以上の

説明では、この線分は考慮されていなかった。

バルトルスは、つぎに、これについて論じる。これは境界の設定 (determinatio<sup>(400)</sup>) の問題も含んでいる。

三角形 (triangulum) p. e<sup>(401)</sup>. qがある。これは2個の正方形とその他のものからなり、計4 stadiaとなっている。

また、点c. p. および点d. q. で画された図形がある。

つぎに、線分f. g. hに注目する。この線分は、いま述べた2個の区画を横切っている。

さらに、線分i. k. l. および線分m. n. o.に注目する。これらも同じくその区画を横切っている。

③ a. バルトルスはff. de vul. & pul. l. ex duobus (Africanus<sup>(402)</sup>) を引用している。

「2人の未成熟者のうち後に (supremus) 死亡するであろう者を相続人に補充指定した。同時に死亡するならば、両者が相続人であると私は答えた。なぜなら、後にというのは、誰かある者の後の者というだけでなく、後に誰もいない者とも理解されるよう。これは、つぎのことと同様である。すなわち、反対に、最も近い (proximus) というのは、誰かの前の者というだけでなく、前に誰もいない者と理解されることである。<sup>(403)</sup>……」

b. バルトルスはff. de reb. dub. l. qui duos<sup>(404)</sup> (Tryphonius<sup>(405)</sup>) を引用している。

「2人の未成熟の息子を持っていた者が、後に (supremus) 死亡する方にティティウスTitiusを補充相続人として指定した。2人の未成熟者は難船で命を失った。つぎのことが問われた。誰の相続財産が補充相続人のものとなるか、と。……」

c. バルトルスはff. de ver. sig. l. proximus<sup>(406)</sup> (Paulus<sup>(407)</sup>) を引用している。

「最も近い者 (proximus)」は、何びともその者に先行しない者である：「後の者 (supremus)」は、何びともその者に続かない者である。」

d. これらa, b, cの条文が引用されているのは、supremus およびproximus<sup>(408)</sup>の語が用いられているからであろう。

④ a. バルトルスはl. l. §. si. de aqua plu. arc.<sup>(409)</sup> (Ulpianus<sup>(410)</sup>) を引用している。

この表記によって示されている条文は全部で第23条までであると考え。その第23条を見る。これを選ぶ理由は後述する。

「さらに彼<sup>(411)</sup>はつぎのようにいう。一定の状態の

土地については法律があり、したがってたとえば、土地に大きな水流がある場合には、私にはダムあるいは溝をあなたの土地のなかにもつことが許される。しかしもし、その土地に法律が見出されないならば、その自然な状態が守られるべきであり、そしてつねに、より下の土地は、より上の土地に奉仕しなければならず、そしてまた、より下の土地はこの不便さをより上の土地に対して当然に忍ばねばならず、そして、これは他の利益によって償われるべきである。なぜなら、土地のすべての肥沃さはそこに降りてゆくのであり、水の不便さもまたそこに流れ下るべきである。……<sup>(412)</sup>」(下線は岡による)

b. バルトルスは de leg. 2. 1. Caius. §. 1<sup>(413)</sup> (Paulus<sup>(414)</sup>) を引用している。

「ティティウスは、彼の兄弟の息子に農地および都市の土地を遺贈したとき、そこにおいてセーユスの土地も遺贈した。この土地は、家父 [= ティティウス] 自身が生きていたかぎり 1 つの名前で持ち、しかし、比較的容易に賃借人が見つかったときには、2 個の部分にして賃貸した。そのとき、土地の性質から、より上の土地をより上のセーユスの土地、より下の土地をより下のセーユスの土地と名づけた。……」(下線は岡による)

c. これら a, b の条文が引用されているのは、superior および inferior の語が用いられているからであろう。私は a において第 23 条を引用した<sup>(415)</sup> が、それは、Heumann/Seckel の辞書の Superior においても Inferior においてもこの条文が引用されているという理由による。バルトルスが a において指示した条文には第 23 条以外においても superior, inferior の語は用いられているが今回は省略する。

⑤ supremus, proximus, superior, inferior の語についてバルトルスが検討しているのは、もっぱら、図の最も下の細い区画における法的問題の処理の厳密な説明において、これらの用語が用いられるからである。

以上で、バルトルスの「島について (De Insula)」は終わった。続いて、「河床について (De Alueo)」が始まる<sup>(416)</sup>。

三回にわたり連載することができました。これは、ひとえに関西大学図書館の方々の絶大なるご支援の賜物であります。ここに記して、深く感謝申し上げます。次第であります。筆者

## 注

(190) Helmut G Walter (Kiel), Wasser in Stadt und Contado, Perugias Sorge um Wasser und der Flußtraktat „Tyberiadis“ des Persiner Juristen Bartolus von Sassoferrato. Mensch und Natur im Mittelalter, 2. Halbband, Herausgegeben von Albert Zimmermann und Andreas Speer, Für den Druck besorgt von Andreas Speer, Walter de Gruyter · Berlin · New York, 1992, S. 882ff. 本書は Miscellanea Mediaevalia, Veröffentlichungen des Thomas-Institut der Universität zu Köln の Band 21/2 である。このシリーズは、たとえば、今野國男『西洋中世世界の発展』岩波書店・1979年の「参考文献と関係史料」の169に Bd. 10 が引用されている。

1. 「ここで私の問題とする周辺領域とは、史料においても、また研究史においても contado と呼ばれているものである。コンタードとは何か。まず通説に従ってその概念を整理しておこう。コンタードはラテン語史料では comitatus すなわち「comes の領域」と呼ばれる。しかしそれは都市城壁外の封建領主の支配領域を意味するものではなく、都市と結びついた固有の領域概念である。現実にその支配力が貫徹しているかどうかはともかく、その範囲内は当然中心都市の支配に服すべきものとされる地域である。……」(清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』(岩波書店・昭和50年) 32頁。)

2. 「……またこれと同時に、いわゆるコンタードの征服が遂行される。これは、より正確に言えば、コンタードの(すなわち、カロリング期の制度によって、都市を中心とし、一般にかつてのキヴィタスと、それに対応する聖界の司教区に一致していた伯領 comitatus の領域の) 最も遠隔の周辺地帯、すなわち、依然として独立を維持しているか、あるいは隣接する二つの都市世界の[勢力の]間をゆれ動いている地帯へ、コムーネの支配権を拡大することである。たとえば、ミラーノのような一部の都市は、隣接コムーネの領域の一部へ勢力を拡大しただけでなく、直接にその全体を併合することにも成功した。」(N. オットカール著『中世の都市コムーネ』(清水・佐藤共訳・創文社・昭和47年) 29頁)

3. 「ある都市の住民が、その生活資料や、その産業の原料および手段の全部を窮極的にはつねにいなからひきださなければならない、ということは真実である。けれども、海岸または航行可能な河川の沿岸のいずれかにある都市の住民は、それらのものを必ずしもその近隣のいなからひきださなければならないとはか

ぎらない。かれらははるか広大な活動区域をもっているから、自分たちの産業の製造品と交換するか、または遠方にある国々のあいだの仲立人としての役目を果しながら、ある国の生産物を別の国のそれと交換するかのいずれかすることによって、世界の果ての果てからそれらのものをとってくることもできる。こういうふうにして、ある都市は、その近隣のいなかばかりでなく、それと取引するすべての国々がまずしくもみじめな状態におかれているのに、巨大な富と華美をえたのであろう。………とはいえ、この当時の商業の狭い圏内でも、富裕で勤勉な若干の国々がなかったわけではない。たとえば、ギリシャ帝国は、それが存続したかぎりにおいてそうであったし、またアッバス王朝 (Abassides) の治世中のサラセン人 (Saracens) の帝国もそうであった。………」(アダム・スミス著『諸国民の富(二)』大内兵衛・松川七郎訳・岩波文庫・昭和35年・465頁以下。ADAM SMITH, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, A Selected Edition, Edited with an Introduction and Notes by KATHRYN SUTHERLAND, Oxford University Press, 1998, p. 254. 参照)

- (191) 「トスカーナ南部のモンテプルチャーノの条例(1337年)には Statuto delle gabelle がある。……そこに挙げられている主要な gabella には次のごときものがある。(1) 城門における関税、(2) 家畜取引税、(3) ブドウ酒小売税、(4) 水車税、(5) 遺産税、(6) 不動産売買税、(7) 民事裁判の結果取得した物件に課される税、……(26) 広場、公道使用税、(27) 出獄、入獄税 (!)。このように gabella の課税される対象は広範囲にわたっている。」(清水・前掲163頁以下) gabelle の字は英和辞典にも出ている。

林直美『シエナ——イタリア中世の都市——』(京都書院・1998・撮影・篠利率) 139頁以下を参照せよ。石鍋真澄『聖母の都市シエナ』(吉川弘文館・昭和43年)も参照せよ。

- (192) 「懐かしいジェローム、

お手紙を読んでいると、嬉しさがこみ上げて来ます。オルヴィエトからのお便りにお返事を上げようとしているところへ、ペルージアとアッシジからのお便りが同時に届きました。私の心はまるで旅をしているよう、<sup>からだ</sup>体だけがここにいるみたい。あなたと御一緒にウンブリアの白い路の上を歩き、あなたと御一緒に、朝早く発って、すがすがしい眼で黎明の空を眺めます……。コルトナの高台から、ほんとうに私をお呼びになりまして? お声が聞えてよ……。アッシジの上の

山では、ずいぶん喉が渴きましたわね。でも、フランチェスコ派の修道士がくれた一杯の水のおいしかったこと!」(アンドレ・ジイド作『狭き門』川口篤訳・岩波文庫・1967年改版・102頁以下) André Gide は、バルトルスの論文を知っていたか。

- (193) バルトルスの Tyberiadis を論じるものとして、Osvaldo Cavallar, *Bartolus's Tiberiadis (De alluvione): in A Renaissance of Conflicts, Visions and Revisions of Law and Society in Italy and Spain*, Edited by John A. Marino & Thomas Kuhlen, Toronto, Centre for Reformation and Renaissance Studies, 2004 (p. 29-p. 129) がある。同論文には、関連文献の一覧、バルトルスの原文の復元、手写本の写真が掲載されている。また、Osvaldo Cavallar には、GEOGRAFIA DELLA TIRANNIDE. UNA PROPOSITA DI LETTURA PER ALCUINI DEGLI ULTIMI TRATTATI BARTOLIANI, in *Della tirannia: Machiavelli con Bartolo*, a cura di Jérémie Barthes, Leo S. Olschki Editore, MMV II [本誌・第12号11頁注(27)に掲記した] (p. 3-p. 46) があり、Tyberiadis への言及があるので、参照されたい。
- (194) 上巻・中央公論社・昭和50年・267頁以下。

- (195) 1. 「池の多いことは讃岐へ来るたれものおどろきのひとつであるにちがいない。古代国家は国家や社会の基礎が水稻で成立していた。農耕が昇華して宗教になったり、ときには強烈な正義になったりした。……これだけの池をたれが掘ったのか、というせんさくはよけいなことだが、しかし伝承の解答は鮮烈である。多くは空海が掘ったという。……」(司馬遼太郎『空海の風景』前掲・上巻・8頁) また、公私の観点を導入して、「この巨大な池の水は、アーチ型の築堤の下をくぐって奔り流れ、なんと三千六百町歩の広大な田園をうるおすというが、この池の水はすべて佐伯氏の勢力下の野をうるおしそれ以外の土地には地勢上行かない。……佐伯氏はこれによって律令体制という土地公有制度のもとにあつての土地私有の抜けみちのひとつである墾田をいくつかひらくことができるのである。……空海思想には「貧しいものには物をあたえよ、富める者には法をあたえよ」という、それまでの——煩惱から解脱することだけを目的とした釈迦仏教——にはない思想があつたが、この築堤の場合のように、物質的世界のことでこまっている者にはとりあえず法よりも利をあたえるという思想上の使命もあつた。」(同・13頁以下) とも書かれている。

2. 「それをわたると、岷江のただなかにうかぶ大きな中洲<sup>なかす</sup>に入った。中洲の先端<sup>ほうへいこう</sup>を宝瓶口という。すでに、

都江堰<sup>とこうえん</sup>という紀元前二世紀に築造された巨大なダムの構造の一端に立つことになった。この中洲を、土地では、高堆<sup>こうたい</sup>とよんでいる。この堆も、紀元前、李冰がつくった(宝瓶口にむかって右側の玉墨山という山を断ち割って一水路をつくったために、高堆が河中に残った)のであろう。中洲の先端の宝瓶口の一帯は公園になっていて、さらにその先端に、古い道観(道教の寺院)がある。伏竜観という。

蜀をはじめて中国の版図に入れたのが、戦国時代、秦の恵文王(？～紀元前311)であったことはすでにふれた。

.....

右の恵文王から二代目の昭襄王(紀元前307～同251)にいたって、都江堰が出現する。

『史記』「河渠書」では、

蜀の太守(地方長官)李冰<sup>りひょう</sup>が、乱流する川岸を削って離堆<sup>りたい</sup>を切りひろげ、沫水<sup>まつすい</sup>(岷水のあやまりか?)の危険をふせぎ、別に二江(内江と外江)を成都の中に掘りぬいた。

とある。『史記』の記録世界が、蜀の治水土木にまでおよんでいるのは大いに賞讃すべきことだが、ただ右の叙述ではわかりにくい。司馬遼は若いころ大旅行をし、現地取材を怠らなかつたひとだが、蜀にまで足をのばさなかつたせいか、やや簡潔にすぎる書きかたをしている。

ただし、ジョセフ・ニーダム教授は、その著『中国の科学と文明』の第十巻で、むしろその簡潔さをほめている。

このような(註・『史記』の叙述について)わずかなことばで、この歴史家は中国の土木事業の中でも最大のものの一つを記録したのであった。これ(註・都江堰)は、2200年も経過していながら今なお利用され、今日そこを訪れるすべての人びとに最も深い感銘を与えるものである。(司馬遼太郎『中国・蜀と雲南のみち 街道をゆく 20』朝日文庫・72頁以下)

(196) 本誌第12号 6 頁。

(197) Skeat の INSULAR を参照せよ。PENINSULA も参照せよ。Insular の語は英和辞典に出ている。

(198) „Bei der Gestaltung der Konstruktionszeichnungen für den Insel-Teil sei Bartolus als Jurist in große Schwierigkeiten geraten ; jedoch habe ihn glücklicherweise damals gerade sein alter Geometrielehrer, der Franziskaner Guido von Perugia, den Bartolus einen großen Theologen universalen Gebildeten nennt, besucht. Heftige Regenfälle hätten

Guido zu einer unfreiwilligen Übernachtung im Landhaus des Bartolus gezwungen, so daß für beide ausgiebig Gelegenheit zur Erörterung der geometrischen Probleme und zu geistlichen Problemdiskussionen bestand.“ (Helmut G. Walter, aaO., S. 891.) „...Denn durch sie fällt doch ein bezeichnendes Licht auf die Bedeutung und mentalitätsprägende Kraft der aristotelisierenden Naturphilosophie der italienischen Mendikanten auch außerhalb der engen Schulzusammenhänge. Dies freilich ist ein Feld, das erst noch genauerer Detailuntersuchungen bedarf.“ (S. 897) これは前述した(本誌第12号 6 頁右列以下) ことと関連する。

(199) 前出・本誌第12号16頁以下注(63)。

1. 1816年にBerlin大学のNiebuhrがVerona(イタリア北部Veneto州)の教会でガーイウス『Institutiones』の手書本を発見したことについて。「歴史家ニープールがローマ駐劄大使に任ぜられ、赴任の途、ヴェロナの寺院書庫に於て、「セント、ジェローム」の經卷に用ひたる羊皮紙上、經文の下に朦朧としてローマ法律書の遺文の如き墨痕を認むるや、始め之をウルピアヌスの「法範」なりしと思惟し、直ちに之をザヴィニーに通報して其説を問ひ、ザヴィニーが、此書のガーイウスの「ローマ法解説」なることを鑑定するや、其発見は法學世界を震撼し、……」(末松謙澄『ガーイウス羅馬法解説』帝国學士院・大雄閣書房の穂積陳重による「序」大正3年9月)

2. ニープールの発見は1816年である(船田『ローマ法・第1巻』321頁参照)。バルトルスが Gaius, Institutionesを見ていないという話はここに由来する。バルトルスが絶対に見ていないといえるかどうか私にはわからないのである。ヴェロナで発見された羊皮紙の写本は5世紀に作られたとされている(船田訳『ガイウス法学提要』19頁)。5世紀から1816年まで、この写本はどのように扱われていたのだろうか、バルトルスの1300年代には、どのような状態にあっただろうか。

3. また、ガーイウス『法学提要』の写本は他にも発見されている(船田訳『ガイウス法学提要』60頁以下の説明に依拠した)。1. 1898年。フランスのオータン。発見者Chatelain。2. 1927年。エジプトのオクシリュンコス。発見者Hunt。これについてE. Levy(前出・注144)がNeue Juristenfragmente aus Oxyrhynchosを書いた(SZ [= Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung ] 48.

1928)。3. 1933年。エジプトのカイロ。発見者 Medea Norsa。Levyが<sup>3</sup>Neue Bruchstücke aus den Institutionen des Gaiusを書いた (SZ 54. 1934)。

このほかにも写本が存在する可能性を否定することはできないと私は思う。

Gaius, Institutionesには、広い地域に読者がいたことはまちがいないであろう。また、ガーイウスには Institutiones 以外の著作もありユースティニアヌス皇帝の法典に引用されている。Gaius について Kunkel, aaO. S. 186-213を参照せよ。

4. グロティウス『戦争と平和の法』が、ガーイウスを数回引用していることを一又教授は指摘されている(一又・前掲・第3巻「引用文献著者別索引21頁)。その一例。Apud omnes peraeque gentes, ait Caius, animaduertere possumus dominis in seruos vitae necisque potestatem fuisse. (Grotius, supra, p. 542.) 「ガイウスは曰く「我々は、すべての民族の間において、等しく、主人が奴隷に対する死活の権を握つてゐるのを見ることが出来る」と。」(一又・第3巻・1033頁) これは、D. 1. 6. 1. 1からである(一又・補注180頁)。グロティウス『戦争と平和の法』の Francis W. Kelseyの英訳本 (William S. Hein & Co., Inc. Buffalo, New York, 1995, 1925. James Brown Scott の Introductionに、…lawyers of all parts of the world are celebrating the three hundredth anniversary of one work of his, De Jure Belli ac Pacis Libri Tres. と書かれている)の巻末のINDEX OF AUTHORS CITEDにGaius (fl. 138-161), Roman jurist. があり、引用されている出典が示されている (p. 906)。

Grotiusとユースティニアヌス法典との関係について、たとえば、Florian Mühlegger, Hugo Grotius Ein christlicher Humanist in politischer Verantwortung, Walter de Gruyter・Berlin・New York, 2007を参照せよ(本書は、Arbeiten zur Kirchengeschichte(herausgegeben von Christian Albrecht und Christoph Marksches)の Band 103である)。さらに、本書は、後の時代の学者——法律学者に限らずに——たちがグロティウスを論じたことに言及している。たとえば、Wilhelm Dilthey, Knud Krogh-Tønning, Joachim Schlüter, Antonie Hendrik Haentjens, Johan Huizinga, Otto Ritschel, Johannes Spörl, Cornelia Wilhelmine Roldaneus等々である。

(200) イ. “While Caesar was thus occupied, Labienus left the supplementary levy which had just arrived from Italy to guard the baggage, and set out with four

legions for Lutetia. This is a town of the Parisii, sited on an island in the River of Seine.……When he observed a continuous expanse of marsh which flowed into the Seine and formed a significant obstruction over the whole area, he encamped there and made ready to prevent our men from crossing.” (Julius Caesar, *Seven Commentaries on The Gallic War* (7, 57), with an English Commentary by Aulus Hirtius, Translated with an Introduction and Notes by Carolyn Hammond, Oxford University Press, 1996, p. 175.) 「カエサルの許でこのようなことがあった間に、ラビエヌスはイータリアから来たばかりの補充兵を荷物の守備としてアゲンディンクムに残し、四箇軍団をつれてルテキアへ向かった。これはセークアナ河の島にあるパリシー族の町である。……カムロゲヌスは、セークアナ河に注ぎしかもその地方全体を要害にしているつづいた沼地があることに注目してそこに止まり、ローマ軍の通過をくいとめようとした。」(近山金次訳・岩波文庫・昭和39年・258頁)

ロ. “L’obscurité était complète. C’était le moment sépulcral qui suit minuit. Un plafond de nuages cachait les étoiles. Le ciel n’était qu’une épaisseur sinistre. Les maison de la Cité n’avaient plus une seule lumière; personne ne passait; tout ce qu’on apercevait des rues et des quais était désert; Notre-Dame et les tours du Palais de justice semblaient des linéaments de la nuit. Un réverbère rougissait la margelle du quai. …Les pluies avaient grossi la rivière.” (Victor Hugo, LES MISÉRABLES, Édition présentée, établie et annotée par Yves Gohin, Nouvelle édition, II, Gallimard, 1995, p. 731-.)

ハ. 「神経的な体のふるえは、いつか熱病にでもかかったようにはげしくなり、悪寒までしてきた。この暑いのにうすら寒くなった。何か気持をまぎらしてくれるものはないかと、彼は必死になって、目にもふれるものを片端から凝視しはじめた。ほとんど無意識に、ある種の内的な要求にかられてである。だが、それもあまり役にはたらず、彼はたえず深い物思いに引きこまれた。ふたたび身ぶるいして顔をあげ、あたりを見まわしても、いま何を考えていたのか、いや、いま自分がどこを歩いているのかさえ、すぐに忘れてしまった。こんなふうにして彼はワシリエフスキー島を端から端まで横ぎり、小ネワ川の河岸へ出た。橋を渡り、「群島」のほうへ折れて行った。」(ドストエフスキー『罪と罰(上)』江川卓訳・岩波文庫・114頁以下)

ニ。「セネカの「自然の問題」第3巻第25章第7節以下に浮島に関する記述が存する。また大プリニウスの「自然史」第2巻第95章、マクロビウスの「サトルヌス神」第1巻第7章第28節中にも存する。ウァディモン湖中にあるかゝる島に関する美しい記述が、小プリニウスの「書翰集第8巻第20章に、またフランゲースにあるかゝる島についてはシフレの書物のなかに記述があるが、「ドン・フェルナン公の旅行」これは一讀に値するものである。」(一又・前掲460頁注18)

- (201) 本誌第12号17頁左列注63など。
- (202) <La isla nacida en el río (*insula in flumine nata*): cuando se forma una isla en medio del río por el cambio del curso de las aguas o por otros fenómenos naturales, ésta se hace propiedad de los dueños de los fundos ribereños. La división se hace considerando como línea medianera el eje del río, sobre el que se trazan perpendiculares desde los límites de los predios ribereños (Gayo, 2. 72; 2 res cott. D. 41. 1. 7. 3-4; I. Inst. 2. 1. 22). > (Manuel Jesús García Garrido, Derecho privado romano, Decimoquinta edición revisada, EDICIONES ACADÉMICAS, Madrid, 2007, p. 176)
- (203) 末松訳。
- (204) The Institute of Gaius, Part I, Text with critical notes and translation, by Francis de Zulueta, Oxford at the Clarendon Press, 1946. ガイウス『法学提要』の外国語訳は多数あり、ズルエータのこれは一例である。
- (205) Manuel Jesús García Garrido, Derecho Privado Romano I. Instituciones, supra. p. 176., Garrido/Balzarini, Diritto Privato Romano, supra., p. 183, M. Kaser, Das römische Privatrecht, 2. Aufl., S. 428, Anm. 33, 船田『ローマ法・第2巻』437頁注(16)など。
- (206) 江南義之著・前掲・本誌12号17頁注64を参照した。つぎの条文(ハ)についても同じである。
- (207) 前述したようにGaiusにはInstitutiones以外にも著作があり(船田訳『ガイウス法学提要』26頁以下に解説がある)、この*rerum cottidianarum sive aureorum libri septum*もその一つで「法学提要と同じような法学通論書であったと思われる」(船田・28頁)
- (208) イ. “Millions of years ago, a volcano built a mountain on the floor of the Atlantic. In eruption after eruption, it pushed up a great pile of volcanic rock, until it had accumulated a mass a hundred miles across at its base, reaching upward toward the surface of the sea.

Finally its cone emerged as an island with an area of about 200 square miles. Thousands of years passed, and thousands of thousands. Eventually the waves of the Atlantic cut down the cone and reduced it to a shoal—all of it, that is, but a small fragment which remained above water. This fragment we know as Bermuda.” Rachel L. Carson, THE SEA AROUND US, [Introduction by Ann H. Zwinger, Afterword by Jeffrey S. Levinton] Oxford University Press, 1950, 1989. 「……それから茫々数千年、さらに数百万年の歳月が流れ去った。そしていまや大西洋の荒波は、かつての火口丘を切り崩して、そのほとんどを浅瀬と化し——水面上には、わずかに小さな断片が残っているにすぎない。この断片が、すなわち、わたしたちの知っているバミューダ島である。」(レイチェル・カーソン『われらをめぐる海』日下実男訳・早川書房・1977年・124頁以下。)

ロ. 「予定した大遠征のためにはペルシア湾の予備調査が必要であった。そのためアレクサンダーはペルシア湾の自然とアラビアの海岸についての調査を使命とする三つの調査団を別々に派遣した。第一団はアルキアスの率いる調査団で彼はユーフラテス河口近くの二つの島について報告している。二つのうち、小さくて近いほうの島には「樹木が生い茂り、アルテミスの神殿がある」。アレクサンダーはこの島をイカロスと名付けたが、これは今日のクウェートのファイラカである。二番目の遠くに位置する島はテュロスと呼ばれ、「ある程度広く、荒地でも森林でもない部分が大部分を占め、あらゆる種類の穀物の生産に適している」。これは今日のバーレーンのことである。……」(モスタファ・エル＝アバディ著『アレクサンドリア図書館』松本慎二訳・中公新書・1991年・11頁以下) バーレーンは、どういう意味か。

- (209) Heumann/Seckel の Tenere の4番目の意味として *einnehmen* があり、*ten. (insulam) mediam partem fluminis* (I. 7 & 3 D. 41, 1) が引用されている。
- (210) Mommsen/Krueger.
- (211) Watson編訳(原文付きの版)。Vol. 4, p. 489.
- (212) Heumann/Seckel, Latus (Subst.) c) に、*figürlich: Seite, Teil, ex uno latere — alia parte* (I. 7 § 4 D. 41, 1) がある。
- (213) *Insula quae in mari nata est, quod raro accidit, occupantis frequenter accidit, si quidem mediam partem fluminis teneat, communis est eorum, qui ab utraque parte fluminis prope ripam praedia possident,*

pro modo latitudinis cuiusque fundi, quae latitude prope ripam sit. quodsi alteri parti proximior sit, eorum est est tantum, qui ab ea parte prope ripam praedia possident. quodsi aliqua parte divisum flumen, deinde infra unitum agrum alicuius in formam insulae redegerit, eiusdem permanent is ager, cuius et fuerat. Corpus Iuris Civilis, Text und Übersetzung, I (本誌・第13号13頁注95ハを参照)。

- (214) 本書は、本誌・13号注(95)の最初に引用した。
- (215) 原著の図の説明文において、図において色が用いられているのが前提となっていることがある。図VI(本誌第12号8頁)では、…flumen designabitur per colorem azurumと「空色(青色)」が出ている(図の上部を流れる川がブルーであろう)。ほかにも、ruber(赤)、flavus(黄)、croceus(サフラン)などが出ている(この図においても以下においても線分に用いられていることが多い)。私が見ている原著はカラーではない。バルトルスは講義のときに図に色をつけて説明していたであろうか。
- (216) この図XXIIIから島についての図が始まる。それ以前は寄洲についての図である。
- (217) 図で語尾がLucii, Ticii, Gaii, Seiiとなっているのは属格(所有格)を示す(ルキウスの、など)。また、Lucij, Ticij, Gaij, Seijとなっているのはi=jと扱われているからである。
- (218) 前出本誌第12号8頁右列。その際、ティティウスとしたが、ティキウスとしておく。古代のラテン語はTitiusであると思う。Ticiusはイタリア流のティチウスでありティキウスは適切でないのかもしれない。
- (219) 原著の説明にAd hoc sciendum, vtrum insula alteri parti sit proximior. とある。Heumann/SeckelのProximus(adi.)にalteri parti proximior insula(1. 7§3 D. 41, 1)があり、また、その項の末尾にDas Wort proximus, obgleich Superlativ, wird wie ein Positiv gesteigert: proximior(Gai. III, 7……1. 7§3 cit. D. 41, 1)とある。
- (220) →chorda. Skeat, CHORDを参照せよ。CORDも参照せよ。
- (221) …deinde ducatur lin. seu chor. a. b. & quia insula est tota vltra illam chor. tota pertinet ad praedium Lucii.
- (222) 一又・前掲「原著引用文献著者別索引」63頁に「チベール河川論」(Tractatus de Fluminibus seu Tyberiadis)が掲げられている。
- (223) バルトルスのTyberiadisがこの部分の注にある。
- (224) 「さて河川の添付地について論じよう。これについて

は古い法学者は多くの著書を著はし、最近の法学者も完全な註釋すら著はしている。しかしこの問題に關して彼等が定めてゐる原則は、大部分は、ある民族の制度から來たもので、たとひ彼等がそれを自然法といつてゐても、それから來たものではない。けだし彼等の定義のほとんどすべては、河岸はそれに最も近き土地を有するものに屬するのみならず、河床も、それが枯渇したる時は、直ちにこれに屬するといふ根據に立つからである。従つて河流のなかの島も、彼等に屬するといふことになる。」(一又・前掲第2卷・447頁)

- (225) 一又・前掲第2卷・448頁以下。かなり具体的である。また、大沼保昭編『戦争と平和の法 フーゴー・グロティウスにおける戦争、平和、正義』(東信堂・1987年)第6章「所有権・支配権」(227頁以下・柳原正治執筆)を参照せよ。
- Francesco Maiolo, Medieval Sovereignty, Marsilius of Padua and Bartolus of Saxoferrato, Eburon Delft, 2007を参照せよ。
- (226) バルトルスは詳しく論じているが、今回は簡略にそれを説明することにする。
- (227) 命題の前にバルトルスの序説がある。Post tractarum de alluione superset vt de insula videamus, de qua sic ait lex. Insula quae in mari nascitur (quod raro accidit) occupantis sit, quando nullius esse creditor. & in flumine nata (quod frequenter accidit) si quidem mediam partem fluminis tenet, communis sit eorum, qui ab vtraque;parte fluminis prope ripam sit: ……[これについて、後述するところを参照せよ] 以下、やや長い序説が続く。
- (228) J, K, L, M, N, Oの記号は原著にはなく、私が付けた。
- (229) 裁判権については、寄洲においても論じられている(本誌・第13号6頁)。
- (230) Iurisdictionem habens in territorio mari cohaerente, habet etiam iurisdictionem in mari vsque ad centum milliaria.
- (231) Insula in mari nata dicitur illius prouinciae vel iurisdictionis, cui magis est propincia. バルトルスの論述: Ad quod videndum est, an qui habet iurisdictione in territorio cohaerenti mari habeat in ipso mari, & vsq; ad quod spatium. ……以下、やや長く続く。
- (232) Insula in mari alto posita, propinqua alteri insulae dicitur eius iurisdictionis, & prouinciae cuius est illa insula.
- (233) バルトルスの論述においてCorsicaが論じられている。次注参照。

(234) イ. バルトルスの論述：Sed si insula esset in mari alto, vt a qualibet regione distans, tunc videndum esset, an posset dici propinqua alteri insulae, vt dicantur nobis vicinae, vel propinquiae, vt ff. de acq. re. do. l. pe. §. Paulus rn. & eo. tit. l. insula. & no. in fi. per Azo. in sum. Insti. de rer. di. Et ideo insula Sardinie, Italiae dicitur, licet ab Italia magno spatio distet, sed est propinqua insulae Cosicae, qui ab Italia modicus distat.

ロ. Azo (1190年より前-1220年) は、前出。Savigny, Geschichte, Bd. 5, S. 1-40. „Der Name wird in den Urkunden Azo und Azzo geschrieben, auch Azolinus. ……Bologna ist unzweifelhaft als Vaterstadt des Azo anzunehmen. ……Er selbst lehrt stes in Bologna …… Auch in wichtigen öffentchen Geschäften der Stadt Bologna wurde Azo öfters gebraucht …… Die Zeit seines Todes ist ungewiß. ……Die erhaltenen Schriften des Azo sind folgende: Glossen, Lectura über den Codex, Summa zu den Institutionen, Brocardica, Quästionen.” (下線部は原文がゲシュペツルト) Summa zu den Institutionenについては、S. 26ff.

ハ. バルトルスの時代には、サルデーニャおよびコルシカは、いかなる状況にあったか。

「とくに1320年代の一連の事件、サルデーニャ島の喪失 (1324年)、ルードヴィヒ・デル・バイエルの支配 (1327年)、カストルツェョ・カストラカーニの支配 (1328年)、ナポリ、フィレンツェその他との戦争は、ピサの経済活動の基盤とその形態を変化せしめただけでなく、市民の意識と都市内の政治闘争の内容を変化せしめた。 ……ピサの海上帝国も、フィレンツェやジェノヴァとの競争のもとに、レヴァントやアフリカの地盤を失ない、崩壊しつつあった。メローリアの敗戦とサルデーニャの喪失は、大商人・海上企業者層に大きな打撃を与えたが、同時に、海上活動にも参加し、サルデーニャ統治において特権的地位を保持していた封建的貴族やコンソレの伝統をひく都市貴族にとって打撃はさらに大きかった。 ……このような変化は、一方において、古い伝統とは無縁であり、かつ内陸部に利害関係を持っているコンタードの手工業者、農民、公証人などが都市に相次いで移住したことによって促進された。」(清水・前掲316頁)

(235) Insula nata in mari alto, & non propinqua alicui loco vel insulae, erit occupantis quo ad dominium, sed quo ad iurisdictionem erit Imperatoris de iure ciuili, de

iure gentium fiet occupantis etiam quo ad iurisdictionem.

バルトルスの論述：…si nec alicui regioni, nec insulae alterius vicina est, tunc non possumus dicere quod aliquis in ea habeat iurisdictionem nisi Imperator, qui omnium dominans est. l. deprecatio. ad. l. Rhod. de iact. Dico igitur, quod talis insula occupant conceditur quo ad dominium. Sed si quo ad iurisdictionem ibi pro magistratu, vel rectore se gereret absq;

(236) Insula vel locus occupant concessus si a pluribus occupatur, omnes totam dicuntur occupasse.

(237) Plures si occurrant in vnum ad occupandum locum, & quilibet per se vult occupare, cuius erit locus.

バルトルスは、論述の最初につきのように書いている。Quid ergo si plures in vnum concurrunt, & quilibet vult occupare per se, quis dicatur occupare.

(238) 私には意味が明確でない。次註の辞書には出ていないと思う。バルトルスは、論述のなかで、…sed aliquam caualcatam, seu currentiam fecit fieri super illam terram…あるいは、…per vnam caualcatam, vel currentiam, non dicitur res cepta, & preoccupata facta, sed…と書いている。現在のイタリア語に cavalcata、ポルトガル語に cavalgadaがあるが、関係する語であると思う。

(239) J. F. Niermeyer & Van de Kieft, Mediae Latinitatis Lexicon Minus, Brill, Leiden・Bostonのcurreriusに1. *courrier, messenger—courier, messenger—Kurier; Bote.* …2. *appariteur municipal, sergent—town beadle, bailiff—städtischer Büttel, Unterbeamter zu Polizeizwecken.* がある。

(240) Locus non dicitur occupatus ex aliqua caualcata, seu curreia super loco facta.

(241) Concessio occupandi facta alicui, si negligat occupare, amittit ius suum.

(242) Concessio territorio specialiter per superiorem, quando concessio valeat.

バルトルスは、ff. de ver. ob. l. liber homo & vide quod ibi dixiを指示している。

(243) Territorium, an videatur occupantum ab eo, qui in eo cum exercitu stat, vt statim suum fiat.

バルトルスの論述：Sed an illud territorium in quo aliquis cum exercitu stat, videatur occupasse, vt statim suum fiat? ……vel aliqua castra, vel fortilitia, vel aliquae relesiones intra intra montes, vel intra

flumina, & tunc illud suum efficitur. Si vero non possit illud retinere, nisi locum principalem capiat, tunc ille locus, in quo exercitu, ….

fortilitiaについてはイタリア語のfortilizio参照。

- (244) Gentes existens in loco occupato, quibus legibus regantur. バルトルスは、これについて長い論述をしているが、その最初のほうで Guido de Cueno (Wilhelmus de Cueno) [=前出・注(13)の48を参照]を引用している。この人物はボローニャで学び、トゥールーズおよびオルレアンで教えたとサヴィニーは書いている。また、サヴィニーは、Thomas Diplovatacius (1468-1541: Savigny, Bd. 3, S. 34-42. サヴィニーは、彼をよく引用する。コルシカ生まれ。1491年にFerraraでDoctorgradを取得。バルトルスに関する論述がある。)がこの人物のDigestum vetusおよびCodexについての注解書を賞賛したと述べ、さらに、Bartolusの著書に引用されていることを指摘している (Savigny, Bd. 6, S. 32-34.)。

Gui. de Cun. hoc tangit ff. de pig. act. l. si conuenerit. j. & arguit, quod debeant regi secundeum leges qui sunt in regno occupantis, quia videtur auctum regnum, sicut dicimus in eo quod accrescit per alluionem, quod efficitur eiusdem iuris cuius erat praedium cui adjicitur, vt dicendum est. sive in prin. lib. super ver. nostro. Pro hoc ff. de adm. tu. l. quotiens. §. fi. In contrarium videtur, quod non debeant conseruari statute regni, nisi appareat expresse quod Rex accepit eo …….

- (245) Occupans locum ob delictum habitandum, potest illorum bona auferre, & alteri dare.
- (246) Princeps enim solutes est legibus, & omnia potest.
- (247) frequenter accidere, quid sit. バルトルスの論述: Quid sit frequenter accidere, dixi supra in verbo, raro [前述のD. 41. 1. 7. 3を参照せよ。また、De Insulaの序説の最初のセンテンスはつぎのもの [前出]であり、バルトルスが序説においてD. 41. 1. 7. 3を用いたのである: Post tractarum de alluione superses vt de insula videamus, de qua sic ait lex. Insula quae in mari nascitur (quod raro accidit) occupantis sit, quando nullius esse creditor. & in flumine nata (quod frequenter accidit) si quidem mediam partem fluminis tenet, …….] si quidem mediam partem fluminis teneat, quod gl. exponit. i. in medio fluminis est. Quid autem sit in medio esse vel quae sit media pars alicui rei, videamus. Interdum enim accipitur media pars. i.

dimidia rei, facta diuisione vnus rei in duas partes, qualibet dicitur dimidia, vt ff. de ver. sig. l. nomen filiarum. §. portitionis. Ne ergo sic intelligatur, exponit gl. i. in medio fluminis est. Vt autem cesset dubitatio, melius possumus exponere. s. vt diuidatur tota latitudine fluminis in tres partes aequales. 引用されているユ帝法典の当該部分は、'Partitionis' nomen non semper dimidium significant, sed prout est adiectum. ……である。分割するということは、いつも半分 (dimidium) ずつではない、ということが言われている。

- (248) Medium est, quod consistit inter duo extrema. バルトルスの論述: Videamus ergo quid est esse in medio, & quae est media pars. quid ergo est medium? ……と以下続く。
- (249) Extremitas est caput principium, & finis.

イ. バルトルスの論述: Extremitas verò sunt caput, seu principium, & finis. Aliae autem extremitates dicuntur latera. De latera dicemus. jam de capite autem, fine, & medio, hic dicamus, videlicet, vbi dicatur esse, & quantum spatium occupet, hoc autem necessarium est. Saepe enim in statutis sit mentio de capite alicuius rei, videlicet, si quid factum fuerit in capite platee, vel fori, vel in pede, vel in medio, soluantur decem. Item in constructib. saepè vidi vendi tot stadia terrae in capite, vel in fine fundi. …… 以下、さらに続く。

ロ. アリストテレス『詩学』につぎの文がある。

「悲劇の構成要素は以上のように区別されたので、つぎに、出来事の組みたてがどのようなものでなければならぬかを述べよう。というのは、この組みたてが、悲劇の最初にして最大の要素だからである。

すでにわたしたちは、悲劇とは、一定の大きさをそなえ完結した一つの全体としての行為、の再現である、と定義した。なぜなら、一つの全体であっても、まったく大きさをもたないものもあるからである。

さて、全体とは、初めと中間と終わりをもつものである。初めとは、それ自身は必ず他のものあとにあるものではないが、そのあとには本来他のものがあったり生じたりするところのものである。反対に、終わりとは、本来それ自身は必ず、あるいはたいてい、他のものあとにあるものだが、そのあとには何もほかにないところのものである。また中間とは、本来それ自身も他のものあとにあり、そのあとにも他のものがあるところのものである。」(松本仁助・岡道男訳・

岩波文庫・1997年・39頁)

ハ. Helmut G. Walterは、バルトルスとアリストテレスの関係を指摘している。„Auch im „Tyberiadis“-Traktat finden sich als gewichtige Spuren der sonst bei gelehrten Juristen des Mittelalters peinlich gemiedenen Beschäftigung mit aristotelischen Philosophie. Der Umfang mit Philosophen und ihrer aristotelischen Terminologie war Bartolus durchaus vertraut. Es war also kaum kein Zufall, daß der Jurist in der Sommerfreizeit den Besuch seines alten franziskanischen Lehrers, des am Generalstudium des Franziskaner in Pergia tätigen Theologen Guido, erhielt.“ (S. 894f.) 前出注(81)も参照せよ。

ニ. 今道友信『アリストテレス』(『人類の知的遺産 8』講談社・昭和55年)を参照せよ。

ホ. マルシリウス(前出・本誌第12号11頁注(27))におけるアリストテレスの継受を分析する最近の研究として、Vasileios Syros, Die Rezeption der aristotelischen politischen Philosophie bei Marsilius von Padua, Brill, Leiden・Boston, 2007がある。

(250) 命題9はなく、本文に9がある。同じようなことは、本誌前号17頁注133にもある。

(251) *Caput seu principium alicuius rei vbi sit, & quantum spatium occupet. nu. 9.*

(252) *Caput hominis habet tres proprietates, scilicet initium neruorum, partem honorabilionem, & versus coelum erectionem.*

バルトルスの論述：*Caput autem in homine habet duas, aut tres proprietates. Primo quia inde omnes nerui initium capiunt, & ex hoc insurgit alia proprietates, quia est honorabilior pars corporis, vt l. cum in diuersis. ff. de rli. Tertia proprietates est, quod versus coelum erigitur, &...*

(253) *Pes hominis habet tres proprietates.*

(254) *Caput principium, vel initium fluminis est, vnde flumen originem caepit, & finis, vbi flumen terminatur.*

(255) *Caput anni, tempus à quo incipit dicitur, finis, à tempore quo finitur.*

(256) *Caput ecclesiae est, vbi altare honorabilius.*「教会法の原則では、教会の土地は祭壇に付属していた(土地は祭壇に従う *fundus sequitur altare*)。」(M. D. ノウルズほか『キリスト教史3 中世キリスト教の成立』上智大学中世思想研究所編訳/監修・平凡社・1996年・107頁)

(257) *Caput aulae, vbi magis homines sedere solent.*

(258) *Caput scholae, vbi cathedra posita est, & ibi de fine.*

バルトルスは、論述のなかで *ff. de off. procons. l. si in aliquam* の *caput provinciae* を引用している。*caput* が名誉あることという意味をもつことを示そうとしている。「地方執政官が或有名なる市若は縣の首府に到着したときは其の地が自己に紹介せらるることを認容し又自己に對する讚辭を傾聽することを要す何故となれば地方人民は其の名譽として此等の事を要求すればなり……」(春木一郎『学説彙纂プロータ』昭和13年・142頁) 本論は河の上流を意味することを論じているが、その他の意味をもつことを言っている。

その他の語の意味の検討も同一の目的があるものと考えられる。

(259) *Caput montis, dicitur pars superior eleuata, depressa appellatur pes.*

(260) *Caput rei dicitur locus per quem ingrediatur, si per omnes partes est ingressus, dicitur quod est versus meridiem, pes versus septentrionem.*

(261) *Insula, in flumine communi nata communiter acquiritur iure dominij, non possessionis, nisi apprehendatur.*

(262) *Insula qualiter communiter diuidatur.*

(263) *Insula parua, vsus eius publicus est, si magna, ripae tantum sunt in vsu publico.*

(264) *Dictio, vterque, est distributiua duorum tantum, & quandoq; inter plura ponitur.*

バルトルスの論述：*Qui ab vtraque parte fluminis. De duobus loquitur, quae sunt fluminis latera, haec. n. dictio, vterque; distributiua est duorum tantum, licet quandoque; inter plura ponatur, vt C. de fur. l. ancillae. de verb. obl. l. continuus. §. item qui insulam. & ideo si contingeret flumen ita currere, quod tria latera praediorum respiceret, insula deberet inter eos diuidi iure vicinitatis tangentis, vt jam in figures declarabitur.*

(265) *Insula, quae est in medio, & ab uno latere sit ager limitatus, vel cimiterium, an alteri tota acquiratur.*

バルトルスの論述：*Sed quid si ab vna parte essent praedia limitata, quibus non possumus vti quasi insula, vt ff. de acq. rer. dom. l. in agris. & de flum. l. l. §. insula. vel fortè cimiterium alicuius ecclesiae, cui non potest quaeri, vt dictum est supra in praeced. lib. an tota insula eri eius, qui praedia habet ab vna parte?*

(266) 1. Sursum = 上 2. Deorsum = 下 3. Ante = 前 4. Retro = 後 5. Dextrum = 右 6. Sinistum =

左である。バルトルスの論述：Quod si vno latere. Latere autem sex reperiuntur. s. sursum, deorsum, ante, & retro, dextrum, & sinistrum, de quibus in contractibus & alijs dispositionibus saepè sit mentio, vt vendo, vel lego decem stadia terrae ex parte dextra, vel sinistra. Ideo quid praedicta vocabula important discutiamus. …

(267) Sursum dicitur totus motus a parte inferiori versus superiorem. 次注参照。

(268) Deorsum, à parte superiori, versus inferiorem. バルトルスの論述：…sed sursum appellamus totum ipsum motum à parte inferiori versus inferiorem, & deorsum totum à parte superiori versus inferiorem, & hoc siue sit motus localis, siue intellectualis de gradu in gradum ascendendo, vel descendendo. ff. de gra. l. Iurisconsultus. §. at quoties. §. transgradiamur. ここに引用されているユ帝法典の条文には、親等の計算に際してカウントが上下するケースが書かれており、私は納得するのである。Kaser, Das römische Privatrecht [前出・注(64)], Erster Abschnitt, 1971, S. 351, Anm. 17を参照せよ。

(269) Pars superior, & inferior denominantur per caput, & pedes, per adverbial localia sursum, & deorsum, per propositiones supra, & infra, vel super, vel subtus.

イ. バルトルスの論述：Dico ergo quod pars superior, & inferior denominantur primo per nomina, vt caput, & pes, principium, & finis, vt supra dictum est, super ver. si quod parte. Secundo denominantur per aduerbia localia sursum, & deorsum, sed illud improprie, vt dixi. Tertio denominantur per praepositiones, vt supra & jam vt ff. vti possi. l. si duo. §. Labeo. & de aqua plu. arcen. l. super iter. de arbor. ced. l. 1. §. 1. Quarto per nomina adiectiua deriuata ab istis praepositiones, vt pars superior & inferior. l. j. §. de aqua plu. arcen. …

ロ. このユ帝法典の条文は、上下に位置する土地の所有者の間での水流に関する法律問題を規律するものである。“The Twelve Tables, the famous codification of Roman Law around 451–450 BC, gave a remedy *si aqua pluvia nocet*—litterally, “if rainwater does damage.”…… This was the law from the earliest times and remained the law in the age of Justinian.” (Alan Watson, Law and Society, in Beyond Dogmatics, Law and Society in the Roman World, Edited by J W Cairns and P J du Plessis, Edinburgh University Press,

2007, p. 9–35.)・前出本誌第12号5頁参照。

日本民法第214条「土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのを妨げてはならない。」

同・第215条「水流が天災その他避けることのできない事変により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事を行うことができる。」

同・第220条「高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。」

ハ. バルトルスの論述は、Quinto, per alias praepositiones. s. super & subter, vt ibi, super cathedra Moysi sederunt Scribae, & Pharisei, vt extra, de sepul. c. dudum à Bonifacio in Clem. ……と長く続き、Videndum est de ante, & retro. Circa quod sciendum est quod Ari. in 2. de celo, & mundo, dicit quod ante, & retro proprie est in alialib. となっている。ニ. アリストテレスの“de Caelo & mundo”についてのバルトルスの論述について。ここにバルトルスによって指示されているアリストテレスの著書の個所が私には明確でない。以下の文を引用する。

「すなわち、自然は可能なことのうち、いつも最善のことをなし、また直線運動のうち、上方の場所への運動がより貴いと同じように（というのは、上方は下方より神聖な場所だから）、前方〔前面〕への運動が後方〔背面〕へのそれよりも貴いとすれば、すでに言われたように（また、すでに語られた難問がそのことを立証しているように）、右と左にもより先とより後の区別があるとするかぎり、たしかに、前と後にもその区別がある。というのは、これがわれわれの問題を解く鍵だからである。なぜなら、自然は可能なかぎり最善のあり方を行っているならば、そのことも、すでに言われたことの根拠だからである。というのは、単純で止むことのない運動を行なうこと、しかもその運動がより貴い方向へなされること、これが最善だからである。」(アリストテレス『天について』池田康男訳・西洋古典叢書・1997年・98頁以下・288a。本書の月報に伊東俊太郎「『自然』について」がある。それは、「今日意味されている『自然』という語の根源を求めらば、これはギリシア語の「ピュシス」という言葉にたどりつく。」と始まる。)[成長は上からであり、場所的運動は右から、感覚による動きは前からであ

る。というのは、諸感覚の向けられている側を私は前と言うのだから。それゆえまた、上と下、右と左、前と後とはどんな物体にもあるというわけではなくて、生きていて、運動の原理を自らの内にもっているものにのみあるとすべきである。……それゆえまた、右と左の二つだけを原理としたけれども、それらに劣らず重要な他の四つを蔑ろにしたピュタゴラスの徒に対しては驚かざるをえないだろう。というのは、どんな動物においても、右が左に対して異なるように、上は下と異なり、前は後と異なるからである。というのは、それらのあるものは機能においてだけ異なるが、あるものは形の点でも異なるからである。……」(同・86頁以下。284b・285a)

ポエティウス著『哲学の慰め』(畠中尚志訳・岩波文庫・昭和13年)229頁にアリストテレスの本書の引用がある。その注(8)におけるタイトルは、De Caeloである。これは池田康男教授訳に記されているのと同じである。バルトルスのは異なっている。

Anthony Kenny, *Medieval Philosophy (A New History of Western History, Vol. II)*, Clarendon Press・Oxford, 2005, p. 16- , p. 119, p. 283参照(Boethiusについて)。

クラウス・リーゼンフーパー『中世思想史』(村井則夫訳・平凡社・2003年)108頁-114頁等を参照せよ。ホ。「ところで、古代ギリシアにおいて、右は左に対して優れた側、貴い側と解されていたことのみさまざまな例をロイドは挙げている(Lloyd, G. E. R., "Right and Left in Greek Philosophy"……1962 …)。そして、その事実を踏まえて、いま問題になっている「右へ」を、「貴い側へ」という意味であるとしている…。

アリストテレスにおいて、上と右と前は、それらに反対な側に対して、より貴い側である(『動物の進行について』第5章706b12)ことを考えれば、ヒースヤシンプリキオスのように、「右へ」を「前面へ」の意味に解することと、ロイドのように「貴い側へ」と解することとは、同じことである。アリストテレスは「右へ」をこの意味で用いていたと考えられる。」(同・訳者による「補注」・209頁以下)

「天」と訳した元の語はウーラノス(*οὐρανός*)である。では、ウーラノスは何を意味するか。アリストテレスはそれについて三つの意味を区別している。…(1) 最外天、すなわち恒星天を指す。(2) 恒星天から月に至るまでの領域を指す。(3) 恒星天からわれわれのこの大地を含めたすべてを指す。この場合、ウーラノスは宇宙という意味になる。」(同・訳者による「解

説」223頁)

へ、「一般にはイエーガーが述べているように、アリストテレスのスコラ学的な把握というのは石化した概念の図式主義であるとせられ、スコラ哲学者の固定化がアリストテレスの正しい理解の敵であるかのように伝えられている。もとより中世のスコラ哲学者たちは、「人々が何を考えていたかということではなくて、事の真理がそこでどのように述べられているかということに注目する」(Thomas Aquinas: *Comm. in de caelo. lect. XXII*. トマス・アクィナス『天体論註釈』二十二講)、と言うように、自ら哲学者であることのみを主張し、文献学的研究は乏しかったから、相当の改釈も行なわれたことは事実であり——例えばアルベルトゥス・マグヌスはアリストテレスを全き意味でキリスト教化した、と言われているが、それはひとつの徹底した改釈であり、すでにポエティウスに於いても、その萌しはあった。……」(今道『アリストテレス』前掲・272頁)

ト。「かつて、「個人」の観念は、近代の政治的個人主義を念頭においてか、近代の所産であると考えられていた。しかし最近では、個人の価値と人間の尊厳という思想は聖書のものであり、5-6世紀のヘレニズムの思想家ポエティウス(480-525頃)の有名な「ペルソナとは理性的な本性を持つ分割することのできない実体である」とする定義にすでに「人格」観念の出発点があることが指摘された。……」(星野『民法のすすめ』前掲・108頁以下)

チ。「……ヨーロッパ哲学は、プラトンに出会うより前に、ポエティウスBoethiusとディオニシオスアレオバギタDionysios Areopagitaとに出会い、[それからプラトンやソクラテスに出会って]最後に至って、ソクラテス以前の哲学者たちに出会った。……

これらの諸基本関係なしには、ヨーロッパ的法学の[発展の]リズムもまた、これを理解することはできない。」(ヴィーアッカー著『近世私法史』前掲23頁以下)

リ。「まず13世紀には、アルベルトゥス・マグヌス(Albertus Magnus)、トマス・アクィナス(Thomas Aquinas)によるスコラ哲学の形成ということが起ります。これはもう西欧の大きな独創であります。一般にスコラ哲学はアリストテレスとキリスト教を結びつけたものと言われていますが、そのアリストテレスはどこからきたかといえば、もちろん12世紀から13世紀にかけて、はじめはアラビア語から、後にはギリシア原典からラテン訳されたものを受け入れたのです。そ

の後、アラビア的に解釈されたアリストテレス、すなわちアヴェロエス主義がパリ大学を席卷いたします。こうしたアヴェロエス主義とは異なった方向で、しかもアリストテレスを受け入れてキリスト教神学を革新した人々のなかにトマスがいるわけです。そのトマスは若いとき、さきほどアラビアびいきだといったフリードリッヒ2世が創建したナポリ大学で教育されたのです。ナポリは当時アラビア文明を受け入れる前進基地で、シチリアや北アフリカの方を向いていました。……」(伊東俊太郎『十二世紀ルネサンス』講談社学術文庫・2006年・30頁以下)

ヌ. バルトルスは、アリストテレスのどのテキストを、どのように読んだらうか。バルトルスの書くタイトルが、*de Caelo & mundo*となっているのは、このこととどのように関係するだろうか。

ル. 佐々木毅『主権・抵抗権・寛容——ジャン・ボダンの国家哲学』(岩波書店・昭和48年)65頁以下を参照せよ。

オ. 「敬虔帝ルートヴィヒの屈辱に続く数十年の政治的事件は、歴史家の注目を、この時代の指導的司教の知的活動や著作から逸らせがちである。彼らの著作は、公平な目で見て、たしかに冗長で辟易させられるし、後代のもっと専門的な神学の作品に慣れた人にはしばしば不満に思われるであろう。とはいえその活動はやはり並々ならぬものであった。おそらくそれは、アルクインが設立した学校の技術的なすばらしさをこのうえなく強力で証明するもので、ボエティウス(Boethius 480頃-524年)とベレンガリウス(Berengarius 998/99-1088年)のあいだには建設的な思想はないとする安直な判断を打破するのに大いに役立つ。……」(M. D. ノウルズほか『キリスト教史3 中世キリスト教の成立』上智大学中世思想研究所 編訳/監修・前掲)74頁以下。

ワ. 「アラブ哲学は、古代末期のアリストテレス・新プラトン主義の一貫した伝統と、利用可能な資料のうちに比較的明確に限定された著作群とを基礎にしており、扱われる問題領域もかなり統一のとれたものであった。そこでの哲学とは、論理学を基底に据えながら、何よりも神について、その実在と本質とを自然的理性によって認識することを目指した形而上学であった。神と世界との関係については、神は超越し創造する力を有するものとされる一方で、古代の世界像およびアリストテレス的な宇宙論の枠内において、天界のもろもろの圏域(天球)を通じて地球にまで降ってくる存在の流出の源とみなされた。このような存在論的・宇

宙論的階層秩序はまた、角天球が知性体の流出段階に対応しているところから、同時に知性体の位階的秩序でもあり、そのためここでは宇宙論と知性論とが互いに対応し合っている。……」(クラウス・リーゼンパー『中世思想史』前掲・249頁)

カ. 「北東の隅は暗い、という鬼門の思想が中国から日本に入りこむのは、早く7世紀のころだったらしい。陰陽五行説からきている。陰陽説とはおそらく中国の古代の農民が、日光が作りあげる風景のあざやかな変化を見、日当たりのわるい所(陰)にできる作物と日当たりのいい所(陽)に出来る作物とのちがいにおどろき、農村にいた天才がこれに触発されて形而上化したものであろうが、やがて天も地も人事もことごとく陰と陽という二元からなりたっているということを言いだし、素朴な生活実態に根ざしたものだけにそれが承認されてひろまるのは早かったにちがいない。やがてそれが一種の疑似科学として日本にも入ってきて、それをつかさどる役所もでき、役人もおかれた。遷都などという場合には、当然、治部省の陰陽寮に命じて地相を見させたり、遷都についてのさまざまな日取りなどをきめさせるのである。科学であったといっている。」(司馬遼太郎『空海の風景』上巻・前掲166頁)

ヨ. Gerd Graßoff, *Natural Law and Celestial Regularities from Copernicus to Kepler*. (*Natural Law and Laws of Nature in Early Modern Europe*, Edited by Lorraine Daston, 2008) および『コペルニクス・天球回転論』高橋憲一・訳・解説・みすず書房・1993年を参照せよ。

- (270) *Ante & retro, propriè cadunt in animalia*. バルトルスの論述: *Appellamus. n. illam partem ante, in qua principaliter sunt sensus, & sic ex facie hoc iudicatur. In alia verò qua carent sensibus, dicta vocabula non cadunt propriè, sed per similitudinem quandam.*
- (271) *Ante & retro, apposite ad denotandum tempus, qualiter intelligantur.*
- (272) *Tempus est quaedam fluxibilitas, & cursus.*
- (273) *Ante & post, posita cum casu, sunt praepositiones, sine casu aduerbia*. バルトルスの論述: *Ad quod aduertendum, quod ante, & retro, quandoque; apponuntur ad denotandum tempus, quandoque; apponuntur ad denotandum locum. Circa tempus est sciendum, quod tempus est quaedam fluxibilitas. de tempe. n. non habemus, nisi instans, quod. n. praeterijt, esse desijt, quod verò futurum est, nondum fuit. Dico ergo in instanti, in quo sumus, rectè*

loquendo, tempus quod praeterijit appellamus retro, & per constans quod futurum est dicitur ante, vt in I. constructione. C. in prin. ibi, retro principibus. ff. de cap. & postl. reuer. l. retro, ad leg. Aquil. l. ait lex. ibi, retrorsum. de re iu. c. ratihabitionem retrotrahi, & c. cum. si. li. 6.

…以下、3命題分ということもあって、かなり長く続く。

(274) Ante & post, posita circa locum, quomodo intelligantur. バルトルスの論述: Circa vero locum sciendum est, quod quaedam sunt loca eminentia, quaedam depressa, & plana. In eminentibus sicut sunt domus, & caetera aedifica, montes, & colles, dicimus ante & post. ……さらに続く。

(275) facies domus dicitur pars illa, per quam quis ingreditur, vel sit in via magis honorabili. バルトルスの論述: quae iuxta viae nobis ostenditur, vt in locutione vulgari vtimur, & 2. Mach. 4. c. circa fi. dicitur, Ornaueruit facies templi coronis aureis. Sicut. n. dicimus facies operis. ff. de no. ope. nunc. l. stipulatio. §. opus & alibi prisitinam facies aedibus reddat, vt ff. loca. l. sed adde. §. si inquilinus ostium. 以下、長く続く。

「おお汝はだれぞ!

伝道書は汝を全能と呼び、マカベ書は汝を創造主と呼び、エペソ人に贈れる文は汝を自由と呼び、ペーラク書は汝を無限と呼び、詩篇は汝を知恵および真理と呼び、ヨハネは汝を光と呼び、列王記は汝を主と呼び、出エジプト記は汝を天と呼び、レヴィ記は聖と、エズラ書は正義と、万物は神と、人は父と呼ぶ。しかれどもソロモンは汝を慈悲と呼ぶ。しかして、これこそ汝のあらゆる名のうちの最も美しきものなり。」(ユーゴー作『レ・ミゼラブル(一)』豊島与志雄訳・岩波文庫・52頁)

(276) Dextra & sinistra a propriè cadit in animalia se mouentia, impropiè in alias res.

イ. バルトルスの論述は、Dextra, & sinistra secundum Aristo. in d. lib. de Caelo & mundo, propriè cadit in animalia, quia dextera est principium motus, sinistra est terminus, …と始まる。

ロ. アリストテレスの“de Caelo & mundo”の記述について。「さて、ピュタゴラスの徒と言われる人々のように、天には何か右と左があると主張する人々がいるので(なぜなら、その説は彼らのものだからである)、これら右と左という原理を、宇宙という身体に

結びつけなければならないとしたら、彼らの主張する通りなのか、それともむしろ別のあり方をするのかどうか、まず考察してみなければならない。というのは、もし右と左があるとすれば、それよりも前に、宇宙という身体にはもっと別の原理があるということ、まず直ちに考えなければならないからである。ところで、それらの原理については動物の本性に固有のものであるということのゆえに、動物の運動についての著述の中ですでに明らかにされている。……なぜなら三つのものがあって、そのそれぞれは一種の原理のごときものだからである。その三つとは上と下、前とその反対のもの、右と左である。というのは完全な物体には、これらすべての次元が具わるのが合理的だからである。」(アリストテレス『天について』池田康男訳・前掲・84頁以下)

(277) Dextra, vel sinistra domus, vel agri, quomodo capiatur.

イ. バルトルスの論述: ……Finge enim vnum hominem stantem rectum, & voluentem faciem suam versus illum locum, quem voluit domus, tunc illa pars, quæ illi homini sic imaginato opponeretur, diceretur dextera vel sinistra, & dicitur illa domus est dextera, vel hoc probatur expressè Ezech. 46. c. in fi. vbi sic ait, Facies domus respiciebat ad orientem, aquae aut descendebant in latus templi dexterum ad meridiem, & c. vnde similitudo homines est, quia facies homines respect orientem. latus. n. dexterum est meridies. Si verò non esset corpus ita leuatum, tunc si quidem locus ille habet caput, & secundum quod supra diximus, necessario per eandem similitudinem dabimus ei dexteram & sinistram.

ロ. バルトルスが引用しているエゼキエル書について。バルトルスが同書のどの箇所を引用しているか、私には明確な判断ができなかった。よって、関係する可能性があるとして私が考える部分を引用する。

46<sup>上</sup>「主ヤハウェはこう言った、

「東に向いた奥の中庭の門は、仕事日の六日間、閉じられたままであるが、安息日には開かれる。新月の日にも開かれる。指導者は外から門の通廊を通して[奥の中庭に]入り、その門の戸柱の傍らに立つ。…門は夕方まで閉じられることはない。安息日と新月には、この地の民はその門の出入口で、ヤハウェの前にひれ伏さなければならない。」(『旧訳聖書Ⅲ 預言書イザヤ書 エレミア書 エゼキエル書 十二小預言書』旧訳聖書翻訳委員会訳・岩波書店・2005年・566頁)

「指導者が[奥の中庭に]入るときは、門の通廊を

通って入り、そこを通って出なければならない。祝祭に際して、この地の民がヤハウエの前に入るとき、北門から礼拝に入った者は南門から出、南門から入った者は北門から出なければならない。入った門に戻ってはならない。反対側に出なければならない。……」(同)

「彼は私を〔神殿の〕門の脇壁に沿った出入口から、北に面し、祭司たちのいる聖所の部屋に連れて来た。すると、みよ、そこには、西の奥に一つの場所があった。……」(同・568頁)

47「彼は私を神殿の出入口に連れ戻した。すると、みよ、水が神殿の敷居の下から東へと流れ出ていた。神殿の正面は東向きだったからである。その水は祭壇の南側から、神殿の南の脇壁の下を流れ下っていた。彼は私を北門から外側に連れ出し、東向きの外門に回らせた。すると、みよ、水が右の脇壁からばしゃばしゃと流れ出ていた。……」(同・568頁)

訳注10「方位を表わすヘブライ語は基本的に東を向いたときのそれであり、「前」は「東」を、「右」は「南」を、「左」は「北」を表わす(但し「西」は「海=地中海」)。従って、「右の脇壁」は「南の脇壁」とも訳せるが、1節のそれとは異なる。むしろ、北から回ってきたエゼキエルの右側に位置する神域の外壁のことであろう。」(同・569頁)

ハ. バルトルスとヘブライ語の関係については前述した(本誌第12号4頁)。

- (278) *Dextra, vel sinistra fluminis, qualiter cognoscatur.* バルトルスの論述: *Exemplum in flumine. fingamus hominem iacentem in flumine tenentem caput ubi est caput fluminis, pedes verò ubi est pes, vel finis fluminis, faciem autem versus coelum, tunc statim dextra, & sinistra pars fluminis cognoscitur, & ita loquitur tex. ff. commu. praed. l. refectionis. §. fi. sic etiam in alijs locis, quem caput, & pedes in tali parte fingantur.*
- (279) *Superficies terrae, dicitur facies, quae erga caelum respicit.* バルトルスの論述: *illa ergo superficies est facies, quae erga caelum respicit, ideo sic dixi. Vnde ista loca …*
- (280) *Coelum habet dexteram quae est Oriens, & sinistram Occidens.* バルトルスの論述: *coelum habeat dextram, vel sinistram. & determinat quod sic. Cum. n. dextra sit principium motus, vt dictum est, apparet quod dextra orbis est oriens, sinistra vero est occidens, & sic secundum hoc de necessitate oportet poni, quod caput orbis sit in meridie, pes verò in Septentrione, &*

*sic fingendus est vnus homo qui faciem figat versus coelum, spatulas versus versus terram, & sic in sinistra sol occidens.* 以下、続く。

- (281) *Orbis caput est in meridie, pes in septentrione.*
- (282) *Riuus appellatur pars fluminis, & est iuris publici.* バルトルスの論述: *vides ergo quod pars fluminis appellatur riuus, & sic non est dubium, quod in hac significatione riuus est iuris publici.*
- (283) *Riuus non procedens a flumine, sed a fontibus, vel alijs venis, quando sit publici, & quando private iuris.* バルトルスの論述: *An aut alijs riui à flumine non procedentes, sed fontib. vel venis alijs, sint publici, vel priuati, dubitatur.* 以下、続く。
- (284) *Fouea per quam aqua ducitur ad molendinum cuius iuris sit.* バルトルスの論述: *Quid dices de foueis, per quas aqua ducitur ad molendinum? Respondeo vt dicitur in l. quo minus. ff. de flu. Et no.*
- (285) *Flumen, fluuius, & amnis idem sunt.* バルトルスの論述: *quod hoc nomen, flumen, fluuius, & amnis. idem significant, alia vero nomina. s. torrens, riuus, fossata, …… verba legis clara sunt.*
- AmnisをHemann/Seckelは *Strom, Fluß* と訳している(1.5 §1 D. 41, 7が引用されている)。
- (286) 原文には番号はない。私がつけたものである。以下同じ。
- (287) ……*linea a. b. & illa erit linea diuidens inter eos, qui sunt ultra, & eos, qui sunt citra. ……*
- (288) 『エウクレイデス全集 第1巻 原論 I-VI』 斎藤 憲・三浦伸夫 [訳・解説] 東京大学出版会・後掲205頁。
- フランス語では *Je dis que, d'une part, l'angle sous AEC est égal à celui sous DEB, d'autre part, que celui sous CEB est égal à celui sous AED.* と訳されている。(Euclide d'Alexandrie, *Les Éléments*, Traduits du texte de Heiberg, volume I, Introduction générale par Maurice Caveing, Livre I - IV: Géométrie Plane, Traduction et commentaires par Bernard Vitrac, Press Universitaires de France, 1990. p. 225.) 『ユークリッド原論』 中村・寺阪・伊東・池田・後掲による当該部分の訳は「角AELは角AEBに、角TEBは角AEDに等しいと主張する」(12頁)である。中村『ユークリッド』後掲・16頁末尾も参照せよ。
- (289) “λέγω, ότι ίση εστίν ή μέν υπό AEF γωνία τή υπό AEB, ή δέ υπό ΓEB τή υπό AEA.” EVCLIDES ELEMENTA, Vol. 1, Libri I -IV CVM APPENDICIBVS, post I. L. Heiberg, edidit E. S. Stamatis, B. G. Teubner Verlagsgesellschaft,

1969, p. 23. 角の名前の問題について、たとえば、斎藤憲『ユークリッド『原論』とは何か』（岩波書店・2008年）35頁を参照せよ。

- (290) “Campanus was born probably in Novara, Italy. He was born in the first quarter of thirteenth century, but his exact birthdate is unknown. His fullname was “Magister Campanus Novariensis”;…He was one of the chaplains of the popes Urban IV (1261–1264), of Nicholas IV (1288–1292) and of Boniface VIII (1294–1303).… Campanus died at Viterbo in 1296, the date of his death lies between 9 and 17 September 1296.” (H. L. L. Busard, *Campanus of Novara and Euclid’s Elements*, p. 41. 次注参照。)

「ロージャー・バイコンによって「当代の卓越した数学者」とよばれたカンパヌスは『原論』のラテン語版を編んだが、これは1482年ラートドルトにより最初の『原論』の活字本として世に出されて以来、きわめて有名になった。このカンパヌスのテキストの成立については、19世紀以来、いわゆる「カンパヌス問題」として学者の間で議論がたたかわされてきたが（カントール、クルツェ、ワイセボルの論争）、今日ではかれのラテン版『原論』はアラビア語からの新訳ではなく、アデラードなどの既存の訳からの編述であるとされている。……」（伊東俊太郎執筆。『ユークリッド原論・縮刷版』中村幸四郎・寺阪英孝・伊東俊太郎・池田美恵・訳・解説・共立出版・476頁・後出）

Guido de Perusio（前出・注（58）参照）はカンパヌスと出会っただろうか。カンパヌスの書物を読んだだろうか。バルトルスは読んだだろうか。

- (291) H. L. L. Busard, *Campanus of Novara and Euclid’s Elements*, Volume I, Franz Steiner Verlag 2005. (BOETHIUS, *Text und Abhandlung zur Geschichte der Mathematik und der Naturwissenschaften*. Begründet von Josef Ehrenfried Hofmann, Friedrich Klemm und Bernhard Sticker, Herausgegeben von Menso Folkerts, Band 51, 1.)
- (292) P. 70. ギリシャ語、アラビア語、ラテン語によるもの関係について、伊東俊太郎『十二世紀ルネサンス』（講談社学術文庫・2006年）を参照せよ。「このうち最も流布したのは『アデラードII』で、最も多く写本が存在し、後にスコラ哲学の学校で用いられ、十三世紀の有名なカンパヌス（Campanus）の『原論』のもとになりました。」（同・87頁）“Johannes Campanus de Novare peut être considéré comme un héritier de cette tradition, en meme temps d’une originalité

indéniable. Il part des énoncés d’Adélarde II, mais, mathematician parmi les plus éminents de son temps selon Roger Bacon, il compose la meilleure version latine de l’arabe du point de vue mathématique, dont la première copie est de 1259. Sa traduction se fait donc explicative, afin de fournir le maximum de claret mathématique; le texte est complet par des emprunts aux *Arithmetica* de Jordanus Nemorarius; il discute la question de l’angle de contingence (III, 16); cependant il n’a pas la Df. V, 4 et par suite la Df. V, 5 reste incomprise.” (Euclide d’Alexandrie, *Les Éléments*, supra p. 73.)

- (293) 後出図XXXの説明を参照せよ。

- (294) これがどの条文を指示しているか私には断定できない。可能性のある条文が複数あるのではないかと思う。それらのうち2条を掲げる。

1. Paulus: si in insula flumine nata tua fuerit, deinde inter eam insulam et cotariam ripam alia insula nata fuerit, mensula eo nomine erit instruenda a tua insula, non ab agro tuo, propter quem ea insula tua facta fuerit: nam quid interest, quails ager sit, cuius propter propinquitatem posterior insula cuius sit quaeratur? 「パウルス [は言う]。もし、川の中に生じた島があなたのものであり、そしてつぎに別の島がその [あなたの] 島と、反対の河岸との間に生じたならば、それについての測量は、あなたの土地からではなく、あなたの島からなされるべきであろう。なぜなら、その近接性のゆえに土地 (ager) がどのようなものであるかが問題であり、より後の島は誰に属するかが問われるからである。」

2. Inter eos, qui secundum unam ripam praedia habent, insula in flumine nata non pro indiuiso communis sit, sed regionibus quoque diuisis: quantum enim ante cuiusque eorum ripam est, tantum, ueluti linea in directum per insulam transducta, quisque eorum in ea habebit certis regionibus. 「河川の中に発生した島は、河岸に土地を持つ者たちの不分割の共有になるのではなく、彼らのそれぞれの領域にしたがって分割される。なぜなら、彼らのそれぞれの、あらかじめ河岸に持っていたのと同じ領域を——島を通して直線が引かれたかのように——持つのが適切だからである。」

- (295) この *relicta* (← *relinquere*) の語はよく使われているが、どのように訳せばいいかわからなかった。
- (296) これは、前注の2条文のうち1に規定されている内容

に近い問題である。

- (297) 次注参照。
- (298) *insula primo relicta tota pertinet ad eos, qui est possident vltra flumen. s. Lucius, & Titius, qn illa insula est tota vltra medium fluminis, vt lineae rubiae ostendunt.*
- (299) *Insula vero relicta pro parte pertinet ad Lucium, qui est vltra, pro parte ad Gaium, qui est citra qm mediam partem fluminis tenet, vt lineae ductae ostendunt, & probatum est in pec. figuris.*
- (300) 注(232)の1のユースティニアヌス法典の条文は、この問題に関係すると考えることができると思う。よって、バルトルスが指示していると考え。2の条文も無関係ではないが、1よりも関係は薄いと思われる。
- (301) 「ギリシャの幾何学において作図は「定規とコンパス」に限定されていたという解説がよく見られるが、これはまったくの誤解である。直線と円(定規とコンパス)への限定は基本定理集である『原論』が扱う図形をとりあえずこれらに限定しているだけであり、ギリシャ数学ではこれ以外にも多様な作図の方法が探究され利用されていた。」(『エウクレイデス全集 第1巻 原論 I-VI 斎藤 憲・三浦伸夫 [訳・解説] 東京大学出版会・後掲185頁。)
- (302) コンパスの軸をどこに置くかが私にはわからない。これと関係すると考えらるのが点aおよび点bの決定方法である。文中に、かなり詳しく説明されていると思うのであるが、私には理解できない。さらに勉強したい。
- (303) …*quae habent ripas tortas, & curuas.* 私は *tortus* と *curvus* を区別する日本語を思いつかない。
- (304) …*quandoque sunt retortae ab vtraque partes fluminis, & ita vna ripa inflectitur versus aliam*…
- (305) …*quia ripae sunt tortae, vt ostendit linea rubea,* …
- (306) …*illa est linea, per quam ille punctus medius tsansit, & linea per medium diuidens.* で締めくくられている。
- (307) *Ista figura est ad necessarium euidentiam omnium dicendorum :Docet enim, quomodo positis cuibuscumque punctis per lineam non directam, illi possunt reduci ad circumfe. eiusdem circuli.*
- (308) イ.『エウクレイデス全集 第1巻 原論 I-VI 斎藤 憲・三浦伸夫 [訳・解説] 東京大学出版会・2008年を参照せよ (『エウクレイデスは前300年頃アレクサンドリアで活躍した数学者というのが通説であるが…』同4

頁)。その「『エウクレイデス全集』総序」に「彼の著作で今まで邦訳されたものは『原論』1冊のみであり、『原論』がエウクレイデスのイメージを作ってきたという事情がまずある。その本邦初訳(『ユークリッド原論』, 共立出版, 1971)は中村幸四郎・寺阪英孝・伊東俊太郎・池田美恵の4氏による共同作業として今からほぼ40年も前になされたものである。この間にエウクレイデスを含めギリシャ数学史の研究は画期的な進展をみせた」と書かれている。この「総序」の15頁に Aulus Gellius (前出・注144) の名前が出ている。(中村幸四郎・寺阪英孝・伊東俊太郎・池田美恵氏による訳は、1996年に縮刷版が出版されている。本稿において引用するときは1971年版でなくて、この縮刷版によることにする)

また、同書には、デンマークのハイベア Heiberg とドイツのメンゲ Menge を編纂者とする『エウクレイデス全集』(トイブナー叢書, 1883-1916) について、「現在においてもこれを凌ぐ定本はない」と述べられ、その構成が呈示されている (ii 頁)。

また、私は、Eleanor Dickey, *Ancient Greek Scholarship*, Oxford University Press, 2007, p. 60-61 を参照した。

ロ. 中村幸四郎『科学史をつくる人々 ユークリッド』(弘文堂・昭和25年)に「されば我々は普通の傳承に従つて、幾何學をはじめて発見したのはエジプト人であるというのである。すなわち、ナイル河の洪水の結果、耕地の境界がわからなくなり、これを絶えず改訂するための土地測量の必要から幾何學が起つたのである。」(56頁)とある。

ハ. 伊東俊太郎「ユークリッドと『原論』の歴史」(中村・寺阪・伊東・池田『ユークリッド原論』共立出版・437頁~487頁)を参照せよ。これは、「ユークリッド——その人と著作. ユークリッド 言論の成立. ユークリッド 原論の伝承. ユークリッド 原論の翻訳。」からなる。

ニ. 「……イギリス生まれのアデアードはスペイン、シチリア、ギリシア、北アフリカ、小アジアを旅して多彩なアラビア思想に触れ、『同一と差異について』や『自然に関する諸問題』を著したほか、ユークリッドの『幾何原本』、アル=フワーリズミーの『天文表』と『代数学』とをアラブ語から翻訳した(1126, 1145年)」(今野國男『西洋中世世界の発展』前掲・209頁)

「トレードの翻訳者集団のなかで当時抜群の活躍をしたのはクレモナのジェラルド(1114-87年)で、彼の翻訳は哲学、数学、天文学、医学、化学のあらゆる

分野にわたり、その数も七〇点を越えるほど多数にのぼった。なかでも代表的なものはプトレマイオスの天文学の大集成『アルマゲスト』、ユークリッドの『幾何原本』、アルキメデスの『円の測定について』……の翻訳で、いずれもアラブ語からなされた」（同・223頁以下）

「ルネサンスでは、中世に用いられたアラビア語からのラテン語訳ではなく、ギリシャ語から直接ラテン語に訳することが多くの数学者によって試みられ、『原論』本来の姿へ回帰しようとする傾向があった。……16世紀には、ローマのイエズス会士クラヴィウスが膨大な注釈を付けたラテン語版を完成し……宣教師を通じて中国にもたらされたのはこのクラヴィウス版である。（『エウクレイデス全集』前掲44頁）

「『九章算術』は、秦漢の伝承を受け、後漢になってほぼ現存の形にまとめあげた古算書である。……263年に三国魏の劉徽がすぐれた注釈を施した。（『中国の科学』責任編集 藪内清・中央公論社・1979年・33頁）「……ここでの等数は最大公約数の意味であるが、ギリシアのユークリッドの法と同一であることが注意されよう。」（同・35頁）

「ともあれ、「ユークリッド流の厳密な論理による証明法は全く和算家の注意を引いていない」という吉田光邦の指摘は、日本文化を考える上で大きな鍵になるだろう。」（河田直樹『古代ギリシアの数理哲学への旅』現代数学社・2006年・18頁）

「……ソクラテス自身は数学そのものには興味をもたなかったといわれるが、ソクラテスが概念に定義を与えること——すなわちそれぞれの概念が何であるかということ、その本質、その内容をのべること——を唱道したことは、以後の数学の方法に多大の影響を与えずにはいなかった。たとえば、ユークリッドの原本が開巻劈頭点や直線等の定義からはじまるのも、この影響の現われであるといっていえないことはないであろう。」（吉田洋一『零の発見—数学の生い立ち—』岩波新書・昭和31年・134頁）

ホ. “When, after Aristotle’s death, Euclid presented his axiomatized geometry, it looked as if the scientific ideal of the *Posterior Analytics* had been fulfilled: but after had been fulfilled: but after more than two millennia it was discovered that one of Euclid’s axioms lacked the necessary self-evidence. A similar fate, in the twentieth century, overtook Gottlieb Frege’s project of axiomatizing logic and arithmetic.” (Anthony Kenny, *A new history of western*

philosophy, Vol. 1, *Ancient Philosophy*, Clarendon Press · Oxford, 2004, 2006, p. 166.)

へ。「17, 18世紀の近代自然法学者と呼ばれる学者たち（グロティウス、プーフェンドルフ、トマジウスなどが有名）は、ユークリッド幾何学の方法に従って、個々の法律の解決法を、できるだけ少ない公理や仮説から演繹する形での体系化を行なった。そこで説かれた内容、とりわけその体系化の方法が、近代法典編纂に影響を与えた。」（星野『民法のすすめ』前掲・204頁）

「……このことは、法律学が（神学と同様）今日に至るまでドグマティークを、換言すれば法に特有な実証的真理をその対象としていることと、関連しており、すなわち、法律学が「精密」諸科学 die „exakten“ Wissenschaften と対立するものであることと、関連しているのである。精密諸科学は、もろもろの権威やその他の事物に即しない諸前提やに拘束されることのない体系であり、もろもろの公理とこれらの公理から導き出される諸結論とからなるのである。たとえば、ユークリッドの幾何学・古典的（および近代的）物理学の世界像またはスピノーザよりヘーゲルに至る哲学の壮大な体系・17世紀の理性法論のごときが、それである。」（ヴィーアッカー『近世私法史』前掲・52頁）

「……私はできる限りこの事例を（一つの例をもって）解説することに努めよう。

円は、その中でたがいに交わるすべての直線の線分から成る矩形が相互に等しいような本性を有する。ゆえに円の中には、相互に等しい無限に多くの矩形が含まれていることになる。しかしこういう矩形は、どれも、円の存在する限りにおいてでなくては存在するとは言われえない。同様にまたこれらの矩形の観念は、どれも、円の観念の中に包含されている限りにおいてでなくては存在すると言われえない。今、かの無限に多くの矩形の中でただ二つだけ、すなわちEおよびDの線分から成る矩形だけが〔現実〕に存在すると仮定しよう。そうすればたしかに、それらの矩形の観念もまた、単に円の観念の中に包容される限りにおいて存在するだけでなく、さらにまたそれらの矩形の存在を含む限りにおいても存在する。そしてこれによってそれらの矩形の観念は、他の矩形の観念と区別されるのである。」（スピノーザ『エチカ（上）』畠中尚志訳・岩波文庫・1975年・102頁）

(309) 「この命題の証明では2円GBDとGAEが交点を持つことが自明とされ、そのことを保証する要請や公理が存在しないことがしばしば批判される。しかしギリシアの幾何学者にとって図形の連続性はあえて言語化する

- 必要がないほど自明のことであったのだろう。ギリシヤ数学を現代的な厳密性の観点から吟味することは我々と古代人の相違を知るために重要であるが、ないものねだりの議論に陥るべきではない。」(『エウクレイデス全集』斎藤・三浦 [訳・解説] 前掲・188頁)
- (310) In illo igitur pun. vbi secant, ponantur pes circuni, & extendatur vsq; ad i. pun. de datis. d. & voluantur omnes illi tres puncti reperirentur in circunfe. dicta.
- (311) 1. …dico quod primo illud quadratum diudendum est per medium secundum Doc. praece.  
2. …secundum praec. fig. ducendo lineam, vt ostendunt lin. croceae, cuius circuli centrum cadit extra quadratum in puncto b.
- (312) …vt ostendit circulus croceus…とある。
- (313) バルトルスは、文の末尾に近い部分において、つぎのように述べる。“hoc dico ita quod non esset error notabilis, ita quod si esset argentum, non esset notabilis deceptio, vnde dico, quia cum ab vna parte sit lin. recta, & ab alia rotunda, non esset perfecta separatio per medium.” 私はこの意味を理解できないが、仮に訳すと、「私はつぎのように言う。注目すべき誤謬 [錯誤] ではない、と。もし銀であるとするならば、注目すべき欺瞞ではない。そこで私は言う。一方で直線で、他方で丸い、中央で完全な分離はない。」となるのではないかと思う。これは意味深長な感じがするが私は理解できない。
- これに続いて、“ex quo collige talem regulam: positis tribus punctis aequae distantibus. intra punctum datum. & lin. data, circulus et circunse. Illi tres puncti reducuntur per totum quadratum, equaliter distat, &c.” [=ここからつぎの原則が得られる。3点が、与えられた点、および与えられた線分、その円および円弧の中で、等距離におかれている。それら3個の点は、四角形全体によって決まるが、等しい距離にある。等々。] と述べられている。
- (314) Heumann/SeckelのLatitudoにBreiteとあり、D. 41, 1, 7, 3 (前出4頁) が引用されている。「広さ」と訳したが、「幅」でもいいと思う。
- (315) Figura bene inspiciatur, propinqua est puncto acuto a ripa praedii Lucij, & toti latitudini ripae praedij Caij. Ad praedium autem Titij non propinquat.
- (316) 原文には Seius の名前があるが間違いだと思う。Videamus ergo diuisionem inter Caium, & Seium, & Lucium, &….
- (317) Nam inter eos, qui sunt ab vna parte parte, sit diuisio pro modo latitudinis. d. l. inter eos. sed inter eos qui sunt vltra, & eos, qui sunt citra, sit diuisio iure propinquitatis, vt dictum est.
- (318) videndum est igitur, quod ponamus vnam lin. iure propinquitatis euidentem, & haec fieri debet ex doct. praece. figurae.
- (319) Extendatur igitur vna chorda a puncto praedij Lu. vsq; ad ripam Caij, & fiat cum chordis, vel signis in flumine vnum quadratum. a. b. c. d. deinde inueniat medium qdrati per lin. e. f. & constat quod quicquid est intra dictum lin. pertinet ad Caium. deindeducatur alia lin. per diametrum quadrati. b. d. & similiter constat quod id quod est intra dictam lin. pertinet ad Caium.
- (320) 前出・図XXIIIの説明文を見よ。
- (321) 前々注の後半部分。…constat quod quicquid est intra dictum lin. pertinet ad Caium. deindeducatur alia lin. per diametrum quadrati. b. d. & similiter constat quod id quod est intra dictam lin. pertinet ad Caium.
- (322) Deinde inter punctum. c. & punctum d. inueniatur punctus aequae distans a puncto praedij Lucij ad ripam Caij. & tunc illi tres puncti reducuntur in circumferentiam vnius circuli per praecedentia, cuius circuli centrum inueniatur in praedio Lucij, & in puncto b. vt ostendunt lineae croceae.
- (323) Dico ergo quod illa linea circularis e. g. d. est in ea, & quicquid est supra illam pertinent ad Lucium, quod vero est infra pertinent ad Caium, vt patet ex praeced. & c.
- (324) …punctus magis propinquus erat in capite insulae: hic vero est est in medio vel circa vt patet in pun. praedij Caij acuto, qui est b:…尖った点bが直前の図XXIXとちがって島の中央 (caput) あるいはそれに近い部分に接近していると説かれていると思う。
- (325) 原文に…deinde ducatur alia linea. per diametrum primi quadrati. c. a. & alia per diametrum secundi. …とある。
- (326) 図ではjにみえないように思う。kの左側である。当時、jをこのように書いたかどうか私にはわからない。
- (327) 命題K2 (前出)などを参照せよ。
- (328) 原文ではcとなっているが誤りであると思う。
- (329) 前出図XXIVの説明の3を見よ。
- (330) 原文につぎの部分がある。inueniatur ergo in principio insulae punctus medius. a. in medio alius b. in fi. c. & … アンダーラインの部分の間違っているのではない

だろうか。caputの変化形などでなければならぬのではないだろうか。

- (331) …in hac ab vna parte ripae acutae est punctus, ab alia parte rotunda est concauum versus punctum cuius sic facienda est diuisio.
- (332) …ripa superior est rotunda, & connexa est versus insulam.
- (333) …qualibet pars illius ripae sit propinquior punctis ripae inferioris concauis.
- (334) …vt ostendit linea curua crocea, & ille punctus, vbi ripa tangitur, est propinquior, & sit c.
- (335) eodem modo facias in puncto b. cui puncto propinquior est d.
- (336) deinde inter a. & d. inueniatur alius punctus medius, & sit c. & inter a. & d. inueniatur alius medius, & sit f. deinde inueniatur alius punctus medius inter ripam superiorem, & inferiorem, & sit g.
- (337) deinde illa tria puncta e. f. g. reduncantur in circumferentiam eiusdem circuli, cuius centuli cadit in praedium Lucij, in puncto h. 私は原文に文を追加して説明している。
- (338) そのために点gの位置が少し上にずれていると考えられる。
- (339) Dico ergo quod quicquid est intra illum circulum g. f. pertinet ad Titium iure proximatis: quod vero est supra illum pertinet ad Lucium, vt praeced. apparet, & linea rectae demonstrant, & c.  
 原文のintra（私が下線を付した）はinfraかもしれないがよくわからない。
- (340) In haec figura, ripa superior est directa, inferior est circularis, & concaua.
- (341) …hic vero describam aliquid de dicta diuisione.
- (342) 4. quod quadratum diuidatur per medium ducta f. g. これが明確でない。  
 イ. Tunc dico, quod de eo, quod est supra illam nil debetur puncto a. deinde ducatur alia linea per diametrum quadrati. e. g.  
 ロ. tunc scilicet dico quod de eo, quod est supra illam, nil debetur puncto a. In illo vero spatio quadrati, quod remanet intra, inueniatur alius punctus medius h. deinde illa tria puncta f. h. e. reducantur in circumferentiam eiusdem circuli, cuius centrum cadit in fundum Titij, in puncto K. & illa est linea diuidens inter punctum a. & ripam praecedentem.  
 ハ. In alio vero puncto fiet quadratum, & diuisio

simili modo. Illud vero, quod est in medio, diuidatur sic, quod inueniatur alius punctus medius inter rotundum, & ripam praecedentem, & sit o.

- (343) 説明文に、…quae est superioris ripae, quae format vnum quadratum a. c. d. e. とある。
- (344) この2点がどのようにして決まるかが私にはわからない。すなわち、nおよびeの性質がわからない。たとえば、線分abを3等分する点であるかどうか。
- (345) その半径がよくわからない。
- (346) In hac figura ab vna parte est ripa recta, ab alia angularis, …
- (347) 文中に…capite sit linea ducta. a. b. in figura. sit c. d. vt ostendit linea crocea, deinde…とある。
- (348) Ex hac. n. figura sumendum est quod posito vno triangulo, si ducantur duae diuidentes duos angulos per medium, illae lineae iunguntur in puncto supra quem possit constitui circulus tangens aequae punctualiter tres lineas trianguli.
- (349) 斎藤・高橋『エウクレイデス全集』前掲284頁以下。中村・寺阪・伊東・池田『ユークリッド原論』前掲は51頁。Heiberg-Stamatis, *EVCLIDIS ELEMENTA*, Vol. Iは97頁。Anthony Lo Bello, *The Commentary of al-Nayrizi on Books II-IV of Euclid's Elements of Geometry*, Brill, Leiden・Boston, 2009, p.76-を参照せよ。
- (350) 「直角に」=ギリシャ語から。中村・寺阪・伊東・池田『ユークリッド原論』552頁（同書には、ギリシャ語の「原語解説」がある）を参照せよ。バルトルスとカンパサスの関連性を考える、あるいはバルトルスが用いたテキストを考える材料になるかもしれない。  
 イ. 伊東教授は、つぎのように説かれる。  
 「まず、これまで述べて来たように、十二世紀ルネサンスにおけるギリシアの学術文献のラテン訳には、ギリシャ語原典から直接訳されたものと、一度アラビア語に訳され、それがさらにラテン語に訳されるというふたつの可能性があったわけですから、この『与件』のラテン訳はそのうちのいずれなのか問題となります。私は以下の理由からそれがギリシア語原典から直接訳されたものであることは明らかであると思います。  
 (1) このラテン訳にはギリシア語をそのまま音訳した言葉が数多くみられる。たとえば、catigumeni (κατηγμένη 下に引かれる)、anigmeni (ἀνηγμένη 上に引かれる)、parallelus (παράλληλος 平行な)、cathetus (κάθετος 垂直な)、orthogonius (ορθογόνιος 直角の) など。(もしアラビア語から来たならば、音訳したと

しても、セム語特有の音韻組織により、ギリシア語の発音がかなり変えられてしまうから、以上のようにギリシア語のきちんとした形をそのままとどめることができない。) [下線は岡による]

(2) ギリシア語原典とラテン訳との間に小辞 (particle) や接続詞の厳密な対応が常に存在する。たとえば…… (アラビア語には、ギリシア語に特有な *μεν...δέ* や *δη* のような小辞に対応するものがないから、アラビア訳から来たとすれば、ここに見出されるような厳密な対応はあり得ない。)

(3) このラテン訳の語順が、ギリシア語原文の語順と完全に一致する。それはたとえば、次のようなやや不自然な語順においてもそうである。…… (……アラビア訳はギリシア語の語順をそのままとることができず、したがってアラビア訳から来たとすれば、こうした語順の一致はあり得ない。)

(4) 図において用いられるアルファベットの記号が、ギリシア語の順になっている。たとえば abcdef ではなく、abgdez となっているが、これはギリシア語の *αβγδεζ* の順にならったものにほかならない。

(5) アラビア訳から来たラテン訳にしばしば見出されるアラビア起源の言葉……が何ひとつ見当たらない。…… (伊東『十二世紀ルネサンス』前掲・218頁以下)

「また有名なパウリーヴィツソワの『古典古代学百科事典』の……「ユークリッド」の項を執筆しているフルチュ (F. Hultsch) ……も正しいとはいえないことになります。彼がその出版を強く望んだ『与件』のラテン訳とは、まさに私が英文著作で公刊したものにほかならず、それはアラビア訳とは何ら関係をもつことなく、終始ギリシア語原典に従ったものなのです。……」 (同・221頁)

「従来ギリシア語から直接ラテン訳された『原論』は中世には存在しなかったとされており、この中世ラテン訳はボエティウスやゲルベルトゥスの断片の伝承を除いては、アラビア訳から重訳されたものだけで、ギリシア語から全部完訳されたのはルネサンスにいたってであるとされてきましたから、マードックによって『原論』全巻のギリシア語原典からの中世ラテン語の写本——パリとフィレンツェ——が発見されたことは、驚くべきことであったといわねばなりません。」 (同・230頁)

「言うなれば「サレルノ出身のヘルマン (Hermannus Salernitanus)、イタリア語で言えば「サレルノのエルマンノ (Ermanno da Salerno)」ということになるで

しょう。現在与えられている証拠を素直にうけとれば、このシチリアの多産的な翻訳者の名前はエルマンノだとしてよいでしょう。」 (同・240頁)

以上は、バルトルスとの関係においても重要な問題点であるかもしれない。

ロ. 「実際、マルコ・ポーロ (Marco Polo) が中央アジアから北京への道筋への到るところに見出したというキリスト教教会は、このネストリオス派のもので、今でも西安には、有名な「大秦景教流行中国碑」というのが残っており、かつて長安に留学した空海はこの碑を見ているはずですが、この景教というのはネストリオス派のことです。……

ところで、これらのネストリオス派のキリスト教徒は、自分たちのキリスト教を伝えることに熱心であったばかりでなく、同時に自分たちの神学を擁護するために、その基礎となっているギリシア哲学の教化にも力を注がねばなりません。……

…そのギリシア哲学の一部にはギリシア科学があり、当時、科学は哲学と分離していませんから、科学も一緒にシリア訳されて入ってゆくということになりました。……」 (同・130頁以下)

「大秦景教流行中国碑」が、それである。この碑は当然、建って二十数年後に長安にいた空海が目にとどまったかと思われるし、空海のようにさまざまな思想に関心をもつ男が、義寧坊の大秦寺を訪ねなかったはずがないし、訪ねればかならず境内に建っているこの碑を見なかったはずがない。見れば碑文は、シリア文字と漢文で書かれている。」 (司馬遼太郎『空海の風景・上巻』昭和50年・中央公論社・315頁以下)

桑原隲蔵『考史遊記』(岩波文庫・2001年) 83頁以下も参照せよ。

ハ. 古代ローマ帝国において法律学が高い水準にあったということは前述した。ギリシャの科学の成果はローマに伝わらなかったか。

「ということは、ギリシア学術の一番いいものはローマへ入らなかったのです。ローマへは5パーセントぐらいしか行っていません。ボエティウスがラテン訳した、わずかばかりのギリシア学術の断片、それにプリニウス (Plinius) やイシドルス (Isidorus) によって保存された百科全書の知識のような二流のものしか入らなかったのです。つまりギリシアの本当の学術というものは、ローマ人には理解できなかったのです。……

そして十二世紀になって、西欧はアラビア、ビザンティンを通じて、こういうギリシアの第一級の学術と

はじめて出会うわけです。」(伊東・同22頁以下)

「伊東 かならずしもそうじゃなくて、ユークリッドがどういう人だったかということは、ユークリッド数学の伝承だけじゃなくて、彼がチルスで何世紀に生まれてダマスカスに住んでどうのこうのと自分の方に引きつけ、そちらの文明圏に属する人のように書いてあるわけです。つまり自分の文明の祖先にしたいということでしょう。しかし実際にユークリッドがどこで生まれたかなど、ギリシア語の史料のどこにも書かれておらず、ただアレクサンドリアで活躍したことしか分らないのですから、彼らの言っていることに対する反証もないわけです。僕自身はそれは間違っていると思うけれども。」(『現代思想』臨時増刊・総特集 地中海・青土社・1980年7月・106頁以下)

「伊東 たとえばアル・キフティとか、そういう人たちが。しかし伝承の事実関係についていえば、僕はイスラムの方にかなり軍配が上ると思う。つまりヨーロッパのほうが誤解している。彼らはギリシア・ローマからヨーロッパへというふうに考えていますが、ギリシアからローマへいくときに、非常に大きな断絶があるんですよ。……トインビーもルネサンスのところまでちょっと誤解していて、ギリシア・ローマ文明がヨーロッパに一直線にはいったように理解しているふしがあるようで、これはわれわれから見ると、ちょっと異議を申し立てたくなるんです。」(同・107頁)

「Scipio (前129年死亡) の宅に身を寄せたロードスのストア哲学者 Panaitios のもとに馳せ参じた知識人の中には、法学者も尠くはなく、彼等によってギリシャ哲學的研究方法が法學にも及ぼされた。定義 (definitio, *ῥος* (horos))、分類 (divisio, *διαίρεσις* (diairesis))、種 (genus, *γένος* (genos))、類 (species, *εἶδος* (eidos)) 等の諸概念の法律に於ける適用の如し。ただギリシャ人の如く、認識のための思索に没頭することは、この時代にも帝政時代にも不得手とするところであった。」(原田『ローマ法』15頁)

(351) 続いて… in inferiori habet triangulum. a. b. c. ducatur ergo linea a. c. …である。

(352) …ille duae lineae se contingunt in puncto c. ille punctus est centrum, qui tangit punctum d. in ripa vteriori. In anteriori, vel citeriori vero tangit punctum. f. & omnes alij puncti sunt magis remoti, vt ostendit circulus croceus ductus. 最初から8単語目のcはeであると考え。

(353) …habes modum diuidendi ex his, quae dicta sunt…

(354) 1. praedicta 以下の部分がWalterによって引用され

ている (S. 893, Anm. 32)。

2. 清水教授がpodere(ポデーレ)を論じられている。

「13世紀末から全く新たな農制が史料の上に現われる。それはこれまでの零細な地片ではなく、10ヘクタール以上のまとまりを持った農地 podere を短期小作の形で農民に耕作せしめるものであった。ポデーレは家、農地、小屋、麦打場、ブドウ畑など農民の再生産に必要な一切のものを含んでいる。地代はもはや一定量の麦だけによって表現されるものではなく、また貨幣地代でもなく、麦、大麦、豚肉、鶏、卵などそれぞれについて詳細に規定されている。経営についての規制も強化されたように思われる。……

1334年にいたると、パッシニャーノ修道院がポッジャルヴェントにおいてにおいてあげていた収益のうち短期小作(折半小作を含む)が永代保有に対して占める割合は大きくなっている。……農民は、修道院が特定の者に貸し付けている水車場で粉を挽き、搾油機で油をしぼることが規定されていた。修道院長によって要求された時には、役牛による賦役(運搬賦役?)を行なうこと *ire ad traina cum bobum quando et quotiens fuerit requisites a dicto abbate* が義務となっている例すら見られる。その後も領主による永代保有地の取得はさらに進行し、14世紀の後半にいたるとかつて40戸ほどの永代保有農が住んでいたこの地区は16のポデーレに整理されてしまうのである。」(清水廣一郎・前掲・110頁以下)

「……また修道院はこれまでの零細な地片を農民に耕作させることを止めて、10ヘクタール以上のまとまりを持った農地(ポデーレ)を短期小作の形で農民に耕作させるようになる。これは領主の地主化であり、この過程を通じて保有地を喪失した農民が小作人に転化するのである。このように一方で土地を集積する農民があり、他方で先祖伝来の保有地を喪失する農民があった。こうして領主・農民関係から地主・小作関係への転換が次第に進行するのである。そして地主は、商業活動への一層の接近と生活の便利さを求めてコンタードから都市へと移住して行った。」(同・182頁)

3. また、J. F. Niermeyer & C. Van de Kieft, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, Brill, Leiden・Boston, 2002 の podere (indecl.) には、“…*territoire où s'exerce une autorité — area under sway of a potentate — Gebiet unter der Gewalt eines Herrschers. Const., I no. 330 c. 4 (a. 1191)*”がある。

(355) Walter は、これ以下のバルトルスの説明は、図XXXVII-XXXIXについてのものであるという趣旨のことを

言っている。

(356) Walter, S. 893.

(357) イ. 前出・注(13)の51. Savigny, *Geschichte*, aaO., Bd. 6., S. 98-125. サヴィニーは、Johannes Andreaeは1270年以後に生まれ、1348年7月7日にペストで(… in der großen Pest, die damals Italien verheerte, …) 死に、Dominicanerkircheに埋葬されたと書いている。また彼の業績をつぎの7項目に分けて説明している。1. Novella in Decretales. 2. Glossa in Sextum. 3. Novella in Sextum. (バルトルスがここで引用しているのはこれであると推測する。…Io. And. de sent. exc. c. si ciuitas. lib. 6. in nouella.)

ロ. Ioannis Andreae, I. C. Bononiensis, *Omnium Canonici Ivris, Interpretum Facile Principis, In quartum Decretalium librum Nouella Commentaria*… Venetijis, Apud Franciscum, Senensem, M D LXXXI. を参照した。アンドレアエの議論の詳細は別の機会に検討する。

ハ. “Adunque, acciò che in parte per me s’amendi il peccato della fortuna, la quale dove meno era di forza, sì come noi nelle delicate donne veggiamo, quivi più avara fu di sostegno, in soccorso e rifugio di quelle che amino, per ciò che all’altre é assai l’ago e’l fuso e l’arcolaio, intendo di raccontare cento novelle, o favole o parabole o istorie che dire le vogliamo, raccontate in diece giorni nel pistelenzioso tempo della passata mortalità fatta, e alcune canzonette dalle predette donne cantate al lor diletto.” (Giovanni Boccaccio, *DECAMERON* a cura di Vittore Branca, OSCAR MONDATORI, 1989, p. 7.) “…hanno indotto generalmente a fissure la nascita illegittima del B. da una donna ignota, verisimilmente di umile condizione, in terra toscana, a Firenze più probabilmente che a Certaldo (paese della famiglia), nei mesi di giugno-luglio del 1313.” (Ibid. p. XLVIII.) ボッカチオはバルトルスと同一年の可能性があるかもしれない(サヴィニーは書いている。„Seine Geburtszeit wird von den Meisten auf 1309, oder 1313. gesetzt; in der That aber muß das Jahr 1314. dafür angenommen warden.” 注で Diplovataciusが1313年と書いたことがあると述べている。Geschichte, aaO., Bd. 6., S. 124f.)。前出・注(17)参照。

4. Quæstiones Mercuriales. 5. Glossa in Clementinas. 6. Additiones ad Durantis speculum. 7. Kleinere Schriften. Johannes Andreaeに関連する

最近の文献の一例として、James A. Brundage, *The medieval origins of the legal profession. / Canonists, Civilians and Courts*, The University of Chicago Press, 2008.

(358) Illius poderis diuisio facienda est per istum modum, quia primo in qualibet villa faciendus est punctus, qui plus est illi poderi relicto propinquior, & …

(359) azureusについて、Skeat, *AZURE*参照。固有名詞 Côte d’Azur. も参照。『羅和辞典』(研究社)には、azureusの語は出ていない。blueに対応する語は『羅和辞典』では何か。

(360) 本文にはdと書かれているがbであると思う。(…ad primam, & tertiam a. d.)

(361) deinde in qualibet istarum reperitur punctus medius, & in linea a. c. erit punctus c. [=eと読むことにする] & in ea linea ducant duo puncti aequè distantes. h. i.

(362) deinde ponatur circinus in h. & extendatur vsq;ad i. & ducatur linea circulariter, & eodem modo ponatur in puncto. i. & extendatur ad h. & ducatur linea circularis, & vbi illae lineae se proscindunt,

(363) Illae sunt lineae ad diuidendum per medium inter illas duas insulas, & sic linea p. quia diuidit inter lineam primam, & secundam, & eodem modo fiat inter secundam, & tertiam villam, …

(364) Facta est haec figura ad ostendendum qualiter si podere relictum est in confinibus plurium villarum, quibus modis debeat fieri diuisio.

(365) もし、podere でなければならぬとするならば、roと見える部分は誤りだということなるが、どうだろうか。poderoはありえないかどうか。また、auri busuあるいはbufuとみえるのは何を意味するだろうか。

(366) 点pは、hを中心とする円周上の点bと点dの間点であると思われる。

(367) iとなっているが、iは別に使われている(右の円の中心)ので、別の名(たとえばl)でなければならぬと思う。

(368) dico ergo, quod inter a. & b. diuidit linea rubea g. K. inter a. c. diuidit. g. i. & sic punctus. g. est centrum, in cuius circumferentia ponuntur dicti tres puncti. a. b. c. secundum doctrinam datam sunt. & hoc ostendit circulus rubeus ductus.

(369) dico, linea. g. h. diuidit inter b. c. & linea. h. i. diuidit inter c. d. & linea. h. p. diuidit inter b. d. & sic punctus. h. est centrum ponens in circumferentiam inter b. c. d. vt ostendit croceus circulus ductus.

(370) Deinde fiat alia diuisio inter. c. d. e. secundum doctrinam praecedentem & reperies punctum. i. & centrum, & reduces in circumferentiam illos tres punctos, & etiam punctum. i. secundum designationem praecedentem, vt ostendit alius circulus rubeus.

(371) バルトルスの論述のなかに podere の語はない。

(372) …si ex vno latere de lateribus. s. superior, & inferior, & ante, & retro, dextra & sinistra.

(373) 命題の部分においても言及があった重要な問題である。さらに、後述において、バルトルスはユ帝法典の条文を引用して詳しく論じる。

(374) 原文はこの順序で書かれている。次注を見よ。

(375) Pono ergo prout de facto contigit, quod quidam habebat praedium istius figurae, vt demonstrant lineae contentae sub his literis. a. b. c. d. e. Iste vendidit mihi quatuor stadia praedij à parte inferiori, & constituit se meo nomine possidere: ex isto facto plura dubia.

イ. この図で表されている土地の面積は狭くないと考えることができると思われる。その理由の1として、……quia cum in praedio esset quaedam domus, secundum vnam determinationem, cedebat emptori, secundum aliam non. [下線は岡による] と書かれている(文末に近い部分) ことをあげることができると思われる。

ロ. そこで、この図は podere であると考えることができる可能性を全面的に否定できないかもしれない。

(376) 説明のために番号をつけたが、順序は関係ない。

(377) ex isto facto plura dubia と注(307)の末尾にある。

(378) 続く: Et videtur quod pro diuiso, cum non sit certum quae sint illa quatuor stadia. Econtra videtur quod pro diuiso, quia ducitur à parte inferiori, & sic est certus locus vbi sint illa stadia. Sol. pro diuiso potest accipi duob. modis. Pro diuiso, hoc est, quod nulla pars sit n qua sit communio, licet termini non sint positi, vt l. inter eos, de acq. rer. dom. & isto modo videtur venditio facta pro diuiso, vt. n. se extendunt quatuor stadia incipiendo à parte inferiori sunt vendita, vltra non.

(379) もし買主が複数であるとするならば、彼らの間での土地の所有権の関係が問題となりうる。このケースは、それではない。

(380) 当該4スタディアの分割・不分割が一人の買主をどのように法的に拘束するであろうか。

ドイツ普通法時代の August Ubbelohde, Die Lehre

von den untheilbaren Obligationen, Hannover, 1862は、最初に13人の法律学者の著書を掲げているが、そのなかに、Carolus Molinaeus, Extricatio Labyrinth individui et individui. がある。Molinaeusについて後出注(387)を参照。Ubbelohdeの著書は不可分の債務を論じており当面の問題と大いに関係があるが、同書は、ユ帝法典のD. 45, 1を中心に論じており、バルトルスがここで掲げる条文には言及していない。しかし、Bartolusの名前はS. 2, Anm. 1に、insula in flumina nataの語はS. 3, Anm. 1aに見えるなどしている。

Andrea Guarneri Citati, Studi sulle obbligazioni indivisibili nel diritto romano, Palermo, 1921の本文は、つぎのように始まる。Il labirinto, che il Molineo nel suo celebre trattato 'de diuiduis et individuis'vanamente si lusingò di poter districare con le 'decem claves et tria veluti Thesei fila', e che a così numerose trattazioni dette luogo nei secoli scorsi, non ha ancora rivelato completamente il suo mistero; ….

すなわち、分割・不分割問題はラビリンズである言われている。

日本民法には、「債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。」(第428条)などの規定がある。

日本民事訴訟法は、「訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる」(第40条1項)と定める。高橋宏志「必要的共同訴訟論の試み」法学協会雑誌・第92巻5号・6号・10号・昭和50年を参照せよ。

(381) videtur quod non, quia pars incerta non potest possideri. l. possideri autem. §. incerta. & l. locus de acq. pos. sed hic est incertum vsq; ad quam partem vadant dicta quatuor stadia, ergo &c. In contrarium videtur quod certum est, in quo loco debentur dicta quatuor stadia, licet fines sint incerti, sed incertitudine finium non impedit quem possidere, vt ff. pro emptore. l. 2. §. sed & si fundum. Sed potest rnderi (revocanderi). quod ibi credebatur in alio suo possidere vsq; ad certos fines, hic verò ignorabat. Dico ergo quod possidentur dicta quatuor stadia, quia locus est certus & fines sunt certi adhibita diligenti inquisitione

per mensorem, quod sufficit ad possessionem, licet oculis non videtur, vt ff. de acq. pos. l. possideri. §. Nerua filius. Item qui fundum ingreditur eo animo, vt fundum possideat, totum vsq; ad terminum possidet, nec requiritur quod terminum vidcat. vt l. 3. in prin. de acq. pos. aliàs multi dominorum non possiderent qui terminos praediorum ignorant.

(382) 引用した文の末尾に *ista quatuor stadia possent possideri antequam mensurentur* とある。

(383) 「パウルスおよびウルピアヌスと同時代の学者のうちマルキアヌス (Aelius Marcianus) はとくに豊富な文学および哲学的知識を兼ねた学者として注目すべく、主著の16巻 (または15巻) の法学提要はユスチニアヌス帝の法学提要に大きな影響をおよぼした。」(船田・『ローマ法・第1巻』327頁) „AELIUS MARCIANUS, der Verfasser von sechzehn Büchern, Institutionen und mehreren kleinen Schriften, schrieb nach Caracalla, also wohl unter Elagabal und Alexander Severus. Über seine Person und seine Laufbahn ist nichts überliefert.” (Kunkel, aaO, S. 258.) „Die Sprache Marcians erklärt KÜBLER (Röm. Rechtsgesch. 286) für elegant und rein…” (Ibid. Anm. 548)

(384) 前出・注 (181)

(385) Watson 編英訳・第4巻・515頁の訳による。独訳では *Vermischte Schriften* となっている (Bd. 4, S. 296)。

(386) *Si quis fundum emerit, cuius particulam sciebat esse alienam, Iulianus ait, si pro diuiso sciat alienam esse, posse eum reliquas partes longa possessione capere: sed si pro indiuiso licet ignoret quis sit locus, aequae eum capere posse, quod sine ullius damno pars, quae putatur esse uendentis, per longam possessionem ad emptorem transit. l. Sed et Pomponius scribit libro quinto uariarum lectionum, si sciat uel putet alienum esse usum fructum, bona fide diutina possessione capere posse. Idem, inquit, et si emerit rem, quam sciam pignori obligatam.* 江南・前掲II・250頁参照。

(387) モンテスキュー『法の精神 下』野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳・岩波文庫・1989年・284頁。

イ。「…それゆえ中間的諸権力の特権の制限・否定は、君主政の専制的支配への転落の開始にほかならない、というのがモンテスキューの主張だった。

モンテスキューは、この観点から度量衡の統一に関しても懐疑的な態度をとった。……根本的な問題は、

度量衡統一が中間的諸権力の特権の否定であり、したがって専制的支配への道だと考えたからにちがいない。」(阪上孝・後藤武編著『〈はかる〉科学』中公新書・2007年・10頁)

ロ. この『〈はかる〉科学』に引用されている (5頁) マルク・ブロック『フランス農村史の基本性格』(河野健二・飯沼二郎訳・創文社・昭和34年) は、フランスについて [イタリアではなくて] 論じるものであるが、多数の法律学の議論を展開している。一例を引用する。「ユスティニアヌス法が、学校で教えられるようになって以来、法律家たちを没頭させたのは、用語規定という大問題であった。領主性機構、そしてそれを基礎とした封建制度は、慣習もしくは契約の上に基礎づけられた重層的物権の完全な階層制を土地におしつけていたが、その物権の領域内ではすべての権利は一律に尊重され、そのどれかがローマの公的土所有の絶対的で支配的な性格をもつことはなかった。実際には、何世紀もの間、土地もしくはそれがもたらす収入の所有権に関する訴訟はすべて、所有に基づいてではなく、「法定占有」*saisine*、いかえれば、伝統によって保護され正当化された占有に基づいておこなわれた。しかし、ローマ法の範疇が、否応なしに学者におしつけられた。それでは誰が所有者なのか。封土の領主か、それとも家臣か、保有地の領主か、それとも農奴だろうか。……真の所有者を尋ねることについては、学説は長い間ためらった。しかし、その資格を保有農に認めるものとしては、一三世紀以降には法律実務家が、一六世紀以降にはたとえば有名なデューランのような著者がいた。……歴史の奇妙な逆説によって、フランス裁判制度の発展の緩慢さそのものが、イギリス領のノルマンジーやアンジューの諸王による大胆な裁判制度の構築よりも農民にとって有利だったのである。」(181頁以下)

“Depuis que les lois de Justinien s’enseignaient dans les écoles, un grave problème de nomenclature préoccupait les juristes. L’organisation seigneuriale, et, au-dessus d’elle, le système féodal faisaient peser sur la terre toute une hiérarchie de droits réels superposés, fondés sur la coutume ou sur des contrats, dans leurs sphères tous également respectable, et donc aucun ne possédait le caractère absolu, dominateur, de propriété quiritaire. …… Par un curieux paradoxe historique, la lenteur même du développement judiciaire français avait été plus avantageuse aux ruraux que les hardies constructions

des rois normands et angevins de l'Angeleterre.” (MARC BLOCH, LES CARACTÈRES ORIGINAUX DE L'HISTOIRE RURALE FRANÇAISE, *Préface de Pierre Toubert*, ARMAND COLIN, Paris, 1999, p. 221-2.)

ハ. Carolus Molinaeus (Charles Dumoulin) (1500-1566) の業績および関連文献について Gerd Kleinheyser /Jan Schröder (Hrsg.), *Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten*, C. F. Müller Verlag, Heidelberg, S. 498f. を参照せよ。スタイン著・前掲108頁以下参照。

ニ. Jean Bodin (1529/30-1596) [Kleinheyser/Schröder, S. 71ff.] がDumoulinに言及している。佐々木毅『主権・抵抗権・寛容——ジャン・ボダンの国家哲学——』前掲を参照せよ。

ホ. 「歴史社会の経済関係・階級関係の基礎に、貢納や商品交換における穀物の計量問題が位置している。量制の統一と計量行為の統制が、近代社会における社会的分業の商品交換関係による編成に不可欠の条件であるとするなら、前近代社会における量制と計量行為の実態はどのようなものであり、そこには、その社会の歴史的特質がどのように反映されているのだろうか。」(稲葉継陽「耕と計量行為 中世的計量から近世的計量へ」(井上勲[編]『日本史の環境』吉川弘文館・2004年・175頁以下)

ヘ. 「幾何学のやはり一分化として測量がある。これは土地を測量するのに必要な学問で、尋<sup>ひら</sup>や腕尺やその他の単位でもって、しかるべき土地の面積を算出することや、その方法で、ある土地と他の土地とを比較してその面積の差をはっきり決めることを意味する。このように測量は、田畑や土地や果樹園に課する土地税を決定するために必要とされる。また庭(宅地)や土地を、共同所有者や相続人に分割するためにも必要である。

学者はこの主題に関して多くの良い著述をものにしてている。」(イブン=ハルドゥーン著『歴史序説 3』森本公誠訳・岩波文庫・2001年・355頁以下) 「スルターンはまずイブン=ハルドゥーンをカムヒーヤ学院の教授に任命し、ついでマールク派の大法官に任命した。1384年8月のことで……裁判官生活の第一歩を踏み出したのである。」(同『歴史序説 4』367頁[訳者の「解説」])

ト. 原田慶吉『楔形文字法の研究』弘文堂・昭和24年の「大聲告知、縄引測定」を参照せよ。

(388) „Wir wissen, daß er Assessor des *praefectus praetorio* Papinian gewesen ist……und schließlich bis zur

Prätorianerpraefectur gelangt ist.” (Kunkel, aaO, S. 244.) „Für die Behauptung, daß Ulpian und Paulus gleichzeitig *praefectus praetorio* gewesen seien……, gibt es keinen Beweis.” (Ibid. Anm. 504.) “Influenced by Aristotelian natural law and Stoic philosophy, he along with Ulpian helped to ensure the adaptation of Roman Law to a cosmopolitan society.” (OCD. T. Hon.) 前出・注(66) 参照。

(389) 皇帝Nervaの父であるといわれている (Kunkel, aaO, S. 130.)。Nerva filiusの父のNerva paterについて。„He was consul before AD24 and was appointed *curator aquarum* in that year (in succession to Capito!). He was the only senator to accompany Tiberius on the withdrawal to Campania in 26 which became the definitive withdrawal to Capri, and in 33 he committed suicide on Capri. His son was also a recognized jurist and his grandson was the emperor Nerva.” (Bauman, aaO, S. 69.) 皇帝Nervaについて。„He was born at Narnia on 8 November 35; his homonymous great-grandfather was *consul ordinarius* in 36 BC and proconsul of Asia, and his great-great-uncle, L. Cocceius Nerva, mediated between Octavian and Antony at Brundisium (Brindisi). His immediate paternal ancestry was no less exalted. His grandfather, a close friend of Tiberius, was consul and *curator aquarum*, and both he and Nerva's father were among the leading jurists of their day. On his mother's side, he was descended from the consul Octavius Laenas, also *curator aquarum*, and his mother's brother was husband to Julia, daughter of Drusus and Livilla and granddaughter of Tiberius, thereby relating the family to Nero.” (Julian Bennett, *Trajan Optimus Princeps*, Indiana University Press, 1997, p. 34-5.)

(390) Nerua filius res mobiles except homine, quatenus sub custodia nostra sint, hactenus possideri, id est quatenus, si uelimus, naturalem possessionem nancisci possimus. nam pecus simul atque aberrauerit aut uas ita exciderit, ut non inueniatur, protinus desinere a nobis possideri, licet a nullo possideatur: dissimiliter atque si sub custodia mea sit nec inueniatur, quia praesentia eius sit et tantum cessat interim diligens inquisitio.

(391) サヴィニーの『占有の法 (Das Recht des Besitzes)』[初版1803年。第7版(1865年。Adolf Friedlich Rudorffによる改訂版)までである]は、この条文を詳しく論じ

ている（第7版は341頁以下）。

- (392) 船田『ローマ法・第2巻』395頁。
- (393) サヴィニーは、この条文について論じたのに続いて、つぎのように述べる。„Bei unbeweglichen Sachen ist die Regel für den Verlust des Besitzes ganz dieselbe. Auch dabei also wird der Besitz verloren, sobald die Möglichkeit der Einwirkung auf die Sache aufgehoben ist — fortgesetzt, so lange diese Möglichkeit dauert, nur dass der Begriff dieser Möglichkeit auch hier dem Grade nach anders bestimmt werden muss, als bei dem Erwerb.“ (S. 344ff.) サヴィニーのこの見解については、別の機会に論じる。
- (394) 「サビヌス (Masurius Sabinus) は約50歳となって初めて騎士階級に編入され、騎士階級の者として初めて解答権を与えられ、ネロの頃まで活躍した。」(船田『ローマ法・第1巻』313頁)
- (395) 「このような感情面での対立がこの両学派の創始者の著作や講義で拡大され、カピト派とラベオ派はアウグストゥスからハドリアヌスの時代に至るまで根深い対立抗争を続けた。この両派はまたそれぞれの最も著名な教師サビヌスとプロクルスの名で呼ばれることもあり、またカシウス派とペガスス派という呼称も同様に世に行われた。しかし奇妙な逆転で民衆の大義がドミティアヌスの臆病な奴隷ペガススによって主張されたのに対して、皇帝の寵を受けた側の代表は愛国的刺客の後裔で世に知られたカシウスであった。」(エドワード・ギボン『ローマ帝国衰亡史 6』朱牟田夏雄・中野好之訳・ちくま学芸文庫・1996年・375頁) „Über seine Abkunft sind wir sehr genau unterrichtet. Er war ein Nachkomme, und zwar vermutlich ein Enkel des gleichnamigen Cäsarmörders (Tac. ann. 16, 7; Suet. Nero 37, 1; Cass. Dio-Xiphil. 59, 29, 3)“ (Kunkel, aaO, S. 131)
- (396) In his quae pondere numero mensurave constant, veluti frumento vino oleo argento, modo ea servantur quae in ceteris, ut simul atque de pretio convenerit, videatur perfecta venditio, mod out, etiamsi de pretio convenerit, non tamen aliter videatur perfecta venditio, quam si admensa adpensa adnumeratae sint. nam si omne vinum vel oleum vel frumentum vel argentum quantumcumque esset uno pretio uenierit, ut in singulas amphoras, item oleum, ut in singulos metretas, item frumentum, ut in singulos modios, item argentum, ut in singulas libras certum pretium diceretur, quaeritur, quando videatur emptio perfici.

quod similiter scilicet quaeritur et de his quae numero constat, si pro numero corporum pretium fuerit statutum. Sabinus et Cassius tunc perfici emptionem existimat, cum adnumerata admensa adpensaue sint, quia venditio quasi sub hac condicione videtur fieri, ut in singulos metretas aut in singulos modios quos quasve admensus eris, aut in singulas libras quas adpenderis, aut in singula corpora quae adnumeraveris.

- (397) 「ローマでも当初は握取行為による現実買で始まった。Plautusの時代までに諾成契約としての買が認められるまでは、要物契約か又は二個の問答契約を以てなされたと思像される。既に紀元前2世紀に諾成契約たる買が認められたということは、比較法制史上ユニークな現象である。」(原田『ローマ法』182頁)
- (398) 続 く : & videtur, quod emptori debeat assignare terminantè illud est intra triangulum p. e. q. illa sunt quatuor stadia, qui habent duo quadrata, qui faciunt duo alia, & sic sunt quatuor. Et quod illa duo faciunt vnum integrum, probatur quadrato b. & lineis ibi ductis. Item illa quatuor stadia sunt à parte inferioi, vt patet ad oculum, vnde terminatio facta, est recta. Sed contra istam terminationem opp. quod secundum hoc iste emptor non habebat a parte inferiori totius fundi, sed certae partis fundi, quod patet, quia de illa parte fundi. c. p. & d. q. nil habet, & ideo videtur quod diuisio sic sit facienda, quia ducatur linea. f. g. h. qui tangit vltimam partem totius praedij, & constat quid intra illam lineam c. e. d. sunt 12. dimidia quadrata, & sic sex stadia, & sic continent tertiam partem plus quam debeat habere emptor, & si diuidatur quod est inter dictas lineas in tres partes, vt ostendit linea. i. K. l. & linea. m. n. o. & duae partes vltimae, erunt necessitate quatuor stadia, & illa habebit emptor a parte inferiori totius fundi, siue praedij. Ista vidi in quaestione de facto esse magni effectus, quia cum in praedio esset quaedam domus, secundum vnam determinationem, cedebat emptori, secundum aliam non. His opiniobus positus videndum est quid iuris ? Ad huius euidenciam sciendum est, quod fundus est quoddam totum, & quaelibet gleba ipsius, est pars totius fundi, vt l. 3. in princ. ff. de acqui. poss. facit ff. de furtis. l. vulgaris. in prin. Item secundum est, quod cum dico pars inferior fundi intelligitur. I. pars, quae in fundo est infima, seu

magis infra, ita quod jam illam nulla sit alia, vt ff. de vul. & pup. l. ex duobus. de reb. dub. l. qui duos. de ver. sig. l. proximus. in proposito tamen dico, vendo quatuor stadia à parte inferiori, intelligo de illis stadiis, quae sunt in ea parte fundi, quæ est magis. jam vt l. I. §. si de aqua plu. arc. & de lega. 2. l. Caius. §. I. videbitur ergo vendita illa pars, quae continetur in illo triangulo. p. c. q. quia in illo est inferior pars totius fundi, nec potest dici quod sit inferior pars certae partis fundi, quia hic confideratur fundus tanquam vnum totum, vt dictum est, & per prædicta multas potes dirimere quaestiones.

(399) バルトルスは、…sic habet fundus 33. stadia, quia ibi vides 30. quadrata integra, & sex dimidia quadrata. Quae faciunt tria integra, & sic sunt 33.…と書いている。

(400) Heumann/Seckel = Determinatio. = Begrenzung, Bestimmung, Festsetzung. また Determinare. = begrenzen, bestimmenである。

(401) 図のなかの点cと点eが判別しにくいと思う。ここでeと書かれているのは、5角形の一番下の点であると考えることにする。

(402) 「ユリアヌスの門弟にアフリカヌス (Sextus Caecilius Africanus) があり、9巻の質疑録 (quaestiones) はほとんど全くユリアヌスの解答とこれに対する批判的註解とから成る。難解な文体で有名である。」(船田・『ローマ法・第1巻』320頁)「ダルマチアのAndretiumで発見された145年の碑文に氏の記事がある。」(同・324頁 注3) „Scheint doch auch das Kognomen des Juristen nach Africa zu deuten” (Kunkel, aaO, S. 173.)

(403) Ex duobus impuberibus ei, qui supremus moreretur, heredem substituit. si simul morerentur, utrique heredem esse respondi, quia supremus non is demum qui post aliquem, sed etiam post quem nemo sit, intellegatur, sicut et e contrario proximus non solum is qui ante aliquem, sed etiam is ante quem nemo sit intellegitur. (下線は岡による) …….

イ. Heumann/Seckelの Supremus に、この条文の Ex duobus… intellegiturまでが引用されている。また、Heumann/ Seckelの Proximus (adi) に、proximusから intellegiturが引用されている。さらに、Heumann/ Seckelの Demum に、この条文の non demum..sed etiamが引用されている。重要法文であるとする。

この条文は、前注に説かれているような難解な文体であるかどうか。Africanusは、アリストテレースの

論理を前提に論じているかどうか。

ロ. 船田教授の補充指定の説明のなかにつぎの2種類が含まれる(船田『ローマ法・第4巻』294頁以下)。普通補充指定 (substitutio vulgaris) と未成熟者のための補充指定 (substitutio pupillaris) である。後者についての説明はつぎのものである。「古典時代には、補充指定の特殊な場合として、家長がその家子を相続人に指定すると共に、同人が相続人とならなかった場合のためばかりでなく、同人が相続して而も未成熟の間に死亡した場合のために、補充相続人を指定することが許された。ガイウス (2・179) はかかる未成熟者のための補充指定の方式を説く。曰く「予は家子某は予のために相続人となれ。もしも予の家子が与のために相続人とならず、または相続人となって而も自ら自分を保護する年齢に達する前に死亡する時は甲は相続人となれ」と。……おそらくは、相続が家長権の包括的承継と考えられた時代に、未成熟者はかかる家長権の承継者という意味で真に相続人となるに至らず、したがって、家長が予め生存中にかような未成熟者が成熟期に達する前に死亡した場合のために家長権の承継者を補充的に指定しておくという思想にもとづいて認められたと想像され、実際上は、未成熟者は遺言を作成する能力を有しないので、家長が同人のために補充的に相続人を指定しておくことを便宜とするので常に認められたと考えられる。……」

「成熟期を定めるには、女子12歳の法定主義は古くより定まっていたが、男子についてはS派は具體的決定主義、P派は14歳法定主義を持し、ユ帝は後説を採用した。」(原田『ローマ法』62頁)

Kaser, Das römische Privatrecht, Erster Abschnitt, aaO, S. 688ff. も参照せよ。

日本民法は、「年齢二十歳をもって、成年とする。」(第4条)と定める。

(404) Qui duos impuberes filios habebat, ei qui supremus moritur Titium substituit: duo impuberes simul in naue perierunt: quaesitum est, an substitute et cuius hereditas deferatur. dixi, si ordine uita decessissent, priori mortuo frater ab intestato heres erit, posteriori substitutus: in ea tamen hereditate etiam ante defuncti filii habebit hereditatem. (下線は岡による)

Heumann/Seckelの Supremus に、この条文も引用されている。また、Perireにも引用されている。

(405) 「パピニアヌスと共にセプチミウスの顧問会員であったトリュポニヌス (Claudius Tryphoninus) も同様の特徴を示し、討論集 (disputationes) を作った。」(船

田・同326頁) „Claudius Tryphninus war mit Papinian und Messius Konsilar des Septimius Severus… Überdies besitzen wir ein Reskript des Caracalla vom Jahre 213, das an einem Claudius Tryphonius gerichtet ist. Vermutlich ist dies niemand anders als der Jurist, und da sich das Reskript auf ein Vermächtnis zugunsten der jüdische Gemeinde in Antiochia bezieht, wird man vielleicht anzunehmen haben, daß sich der Jurist damals als Beamter in Syrien aufgehalten hat. …” (Kunkel, aaO, S. 231ff.) Franz Wieacker, Textstufen Klassischer Juristen, Göttingen, Vandenhoeck & Ruprecht, 1975, S. 175f. も参照。

(406) ‘Proximus’ est, quem nemo antecedit: ‘supremus’ est, quem nemo sequitur. この条文は、Heumann/SeckelのProximusに引用されている。

(407) 前出。

(408) この語は、バルトルスが島の説明において、しばしば用いている。その一例として図XXIIIの説明におけるGai. 2-72の文章。

(409) これらの条文については、前述において言及した。本誌第12号5頁右列四口。水についての条文である。日本の歴史におけるこの問題について、佐々木潤之介『日本の歴史 15』(中公文庫・昭和49年) 355頁以下、中国の歴史における水の問題について、仁井田『中国法制史』(岩波全書) 前掲302頁以下、イスラームにおける水の法律問題について、イブン・ハジャルの学説を中心に堀井聡江『イスラーム法通史』(山川出版社・2004年) 186頁以下を参照せよ。

(410) 前出。

「…202年に、セウェルスはキリスト教徒に改宗勧誘活動を禁止する勅令を布告した。つまり事実上キリスト教の普及を妨げてしまった。これはキリスト教徒そのものを直接相手だった最初の法令であった。セウェルスは先例を捜し求める。彼の法律顧問ウルピアヌス(Domitius Ulpianus)が、キリスト教徒に関するそれまでの判決を蒐集する。集められた判決は反キリスト教的な意味作用を持つものであった。それらはキリスト教に法的な存在の権利を認めていなかった。とはいえキリスト教の存在とその普及には反対していなかった。ただ特別な事情があればキリスト教徒を逮捕することが可能であった。セウェルスの勅令においてはむしろ一般的な処置が示され、官僚に対してキリスト教の発展を抑圧する義務が課せられた。」(ジャン・ダニエル『キリスト教史 | 1 初代教会』上智大学中世思想研究所 編訳/監修・平凡社・1996年・324頁)

“……he has proved the most influential of Roman lawyers, having done more than anyone to present the law in a form in which it could be adapted to the very different needs of medieval and Renaissance Europe.” (OCD T. H.)

(411) この直前の条文に名前があり、Labeoである。「ラベオは共和政論者で、アウグスツスによって提供された執政官職を拒絶し、法理論の領域では進歩的立場をとり、…」(船田『ローマ法・第1巻』311頁) „Er hat die Prätur bekleidet, nicht aber das Konsulat. (Vgl. Tac. ann. 3, 75)” (Kunkel, aaO, S. 114, u. Anm. 94.)

(412) Denique ait condicionibus agrorum quasdam leges esse dictas, ut, quibus agris magna sint flumina, liceat mihi, scilicet in agro tuo, aggeres uel fossas habere: si tamen lex non sit agro dicta, agri naturam esse seruandam et semper inferiorem superiori seruire atque atque hoc incommodum naturaliter pati inferiorem agrum a superiore compensareque debere cum alio commodo: sicut enim omnis pinguitudo terrae ad eum decurrit, ita etiam aquae incommodum ad eum defluere. …… (下線は岡による)

(413) Titius cum fratris filios fundos et urbana praedia legaret, in his et fundum Seianum legauit, quem ipse pater familias quoad uiueret uno quidem nomine uniuersum habuit, sed quo facilius conductorem inueniret, per duas partes locabit, ita ut ex qualitate loci superiorem partem Seianum superiorem, inferiorem autem partem Seianum inferiorem appellaret. quaero, an is fundus totus ad fratris filium pertineat. Paulus respondit, si testator fundum Seianum uno nomine uniuersum possedit, quamuis eundem diuisis partibus locauerat, uniuersum eum ex causa fideicommissi praestari oportere, nisi si heres, de qua parte testator senserit, euidenter probauerit.

(414) 前出。

(415) 第23条以前の条文にも superior, inferiorの語が用いられている。日本民法における同趣旨の「上」「下」の語の使用について前述を参照せよ。

(416) Syperest. Vt de alueo dicamus, sequentes ordinem, quem Iurisconsultus Caius, secutus est. Primo igitur verba eius referamus, quae posuit ff. de acqui. rer. do. l. adeo. §. quod si toto. quae verba sunt haec. ……と始まる。

(おか とおる 法学部教授)